

# 条例・規則・告示等(令和5年6月30日時点)

(ページ No.)

北九州市環境基本条例	1~ 7
北九州市環境審議会規則	8~ 9
北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	10~ 31
北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	32~ 47
令和5年度一般廃棄物処理実施計画	48~ 77
北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準	78~ 82
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	83~ 84
粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料	85~ 91
北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例	92~ 95
北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則	96~101
北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	102~109
北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	110~115
北九州市公害防止条例	116~126
北九州市公害防止条例施行規則	127~162
北九州市環境影響評価条例	163~179
北九州市環境影響評価条例施行規則	180~228
北九州市環境影響評価審査会規則	229~230
北九州市環境保全基金条例	231
北九州市環境保全基金条例施行規則	232
あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例	233
あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則	234
北九州市保健環境研究所手数料条例	235~236
北九州市保健環境研究所手数料条例施行規則	237~243
北九州市エコタウンセンター条例	244~248
北九州市エコタウンセンター条例施行規則	249~252
北九州市響灘ビオトープ条例	253~259
北九州市響灘ビオトープ条例施行規則	260~261
北九州市環境ミュージアム条例	262~267
北九州市環境ミュージアム条例施行規則	268~270
北九州市公害健康被害認定審査会条例	271~272
北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会規則	273~274

○北九州市環境基本条例

平成12年12月13日

条例第71号

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 環境の保全の総合的推進のための施策
  - 第1節 環境基本計画(第8条・第9条)
  - 第2節 基本施策(第10条—第12条)
- 第3章 環境の保全の個別分野における施策
  - 第1節 環境への負荷の低減のための施策(第13条—第19条)
  - 第2節 地球環境保全のための施策(第20条・第21条)
- 第4章 市民及び事業者の環境保全活動の促進(第22条—第26条)
- 第5章 施策の推進体制の整備等(第27条・第28条)
- 第6章 北九州市環境審議会(第29条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりが、かつての激甚な公害を克服した経験を活かしつつ、自然、他の地域及び将来の世代と関わりながら生活しているという認識の下、多様化し、地球全体に広がる環境問題に取り組み、持続的発展が可能な都市づくりを進めるための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下同じ。)に関する施策の基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- (2) すべての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (3) 豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における環境の保全のための取組を積極的に行うこと。
- (5) アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うことにより、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他の環境の保全の推進を図ること。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を自覚し、公平な役割分担の下に、相互に協力かつ連携して取り組むこと。

(市の役割)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、施策を策定し、実施するに当たっては、自ら率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷をできる限り低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の役割)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策を明らかにした報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、市民に公表しなければならない。

## 第2章 環境の保全の総合的推進のための施策

### 第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する総合的な施策の方針

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、定期的に環境基本計画に基づく施策の進捗状況を確認するとともに、必要があると認めるときは環境基本計画を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

7 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要があるときは、別に部門ごとの計画を定めることができる。

(具体的な施策との整合性)

第9条 市は、具体的な施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図らなければならない。

### 第2節 基本施策

(施策の策定及び実施における環境影響評価の推進)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に際し、環境の保全について配慮しなければならない。

2 市は、前項の規定により環境の保全について配慮するときは、環境への影響について最新の科学的知見に基づき適正に調査、予測又は評価を行うように努めなければならない。

(調査研究の振興)

第11条 市は、環境の保全に資する調査研究の振興を図るため、調査研究体制の整備、研

究開発の推進、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項の目的を達成するため、国、他の地方公共団体、海外の地域並びに研究機関、事業者及び市民と積極的に連携を図るものとする。

(環境保全協定の締結)

第12条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するためその他この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者と環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する協定を締結することができる。

### 第3章 環境の保全の個別分野における施策

#### 第1節 環境への負荷の低減のための施策

(廃棄物等の排出抑制等の促進)

第13条 市は、市民及び事業者による廃棄物等の排出の抑制、減量化、再生利用及び再資源化並びに適正処理が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、廃棄物等の排出の抑制、減量化、再生利用及び再資源化並びに適正処理に努めなければならない。

(資源及びエネルギーの効率的な利用の促進)

第14条 市は、市民及び事業者による資源及びエネルギーの効率的な利用並びに太陽熱、太陽光、風力その他の環境への負荷の少ないエネルギー(以下「自然エネルギー」という。)の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、資源及びエネルギーの効率的な利用並びに自然エネルギーの利用に努めなければならない。
- 3 市は、資源及びエネルギーの効率的な利用に資するため、耐久性、断熱性等に優れ、かつ、環境に配慮した建築物を普及させるように努めなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境産業の振興)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発、役務の提供等を行う産業の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(自動車公害対策の推進)

第17条 市は、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の運行に起因する大気

汚染、騒音及び振動(以下「自動車公害」という。)の防止を図るため、関係機関との連携及び協力を図る体制を整備し、自動車公害の防止に関する施策を総合的に実施するとともに、事業者及び市民による自動車公害の防止に関する自主的な行動を促進するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者及び市民は、効率的な自動車の使用、環境への負荷の少ない自動車の購入等により、事業活動及び日常生活において自動車公害の防止に努めるとともに、市及び関係機関の行う自動車公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(化学物質対策)

第18条 市は、化学物質による環境への影響の未然の防止を図るとともに、化学物質による環境への負荷を低減させるため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 化学物質による環境への影響に関する情報収集及び調査研究
- (2) 化学物質による環境への影響に関する市民の理解を促進させるための措置
- (3) 事業者が行う化学物質の適正な管理及びその排出の抑制を促進するための措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業活動により蓄積された有害な化学物質の適正な管理又はその除去を促進するための措置

(自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進)

第19条 市は、多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるとともに、動植物の生育環境等に配慮し、生物の多様性の確保に努めなければならない。

- 2 市は、市民が自然とふれあうことのできる場の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講じなければならない。

#### 第2節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全のための施策の推進)

第20条 市は、地球温暖化対策その他の地球環境保全に貢献するための施策を積極的に推進しなければならない。

(環境国際協力の推進)

第21条 市は、地球環境保全その他の環境の保全に関する国際協力を積極的に推進するため、環境の保全に関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、地球環境保全その他の環境の保全に関する国際協力の実施に当たり、市民及び事業者がこれまで蓄積した公害の克服その他の環境の保全に関する知識、経験、技術等を積極的に活用できるように必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 市民及び事業者の環境保全活動の促進

(市民参加)

第22条 市は、環境の保全に関する施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するように努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者の参加の機会を確保するに当たり、性別、職業等の違いにより参加の機会の平等が損なわれることのないように努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第23条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、市民及び事業者がこれらの情報を共有し、その適切な利用を図ることができるように必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、自ら有する環境の保全に関する情報を積極的に公開するように努めなければならない。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進)

第24条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深め、学校、家庭、地域、職場等において、地域及び対象者に応じた内容及び方法による環境の保全に関する教育及び学習が推進されるように、環境の保全に関する必要な情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第25条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(事業活動に伴う環境への負荷の低減のための取組の促進)

第26条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者による環境管理に関する制度の導入等の取組が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

## 第5章 施策の推進体制の整備等

(施策の推進体制の整備)

第27条 市は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(国及び地方公共団体との協力)

第28条 市は、市の区域における環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

## 第6章 北九州市環境審議会

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、北九州市環境審議会(以下

「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 環境基本計画に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(北九州市環境審議会条例の廃止)
- 2 北九州市環境審議会条例(平成6年北九州市条例第27号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(北九州市環境審議会委員の経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第3項の規定により北九州市環境審議会の委員又は特別委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第29条第5項の規定により北九州市環境審議会の委員又は特別委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日における従前の北九州市環境審議会の委員又は特別委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

○北九州市環境審議会規則

平成12年12月28日

規則第109号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市環境基本条例(平成12年北九州市条例第71号)第29条第8項の規定に基づき、北九州市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第3条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 前条第3項の規定は、部会長に準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 部会は、部会長が招集する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会に準用する。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

(北九州市環境審議会条例施行規則の廃止)

2 北九州市環境審議会条例施行規則(平成6年北九州市規則第42号)は、廃止する。

(北九州市環境審議会の会長の経過措置)

3 この規則の施行の際現に従前の北九州市環境審議会の会長である者は、この規則の施行の日に、第2条第1項の規定により北九州市環境審議会の会長として定められたものとみなす。

○北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成5年10月7日

条例第28号

改正 平成8年3月29日条例第5号

平成9年3月31日条例第13号

平成9年12月12日条例第48号

平成10年10月2日条例第43号

平成11年3月31日条例第16号

平成12年3月29日条例第24号

平成13年3月30日条例第13号

平成15年6月19日条例第36号

平成15年10月10日条例第54号

平成16年6月22日条例第32号

平成17年12月6日条例第73号

平成18年9月27日条例第46号

平成20年3月25日条例第19号

平成23年3月17日条例第7号

平成23年7月6日条例第18号

平成24年6月26日条例第29号

平成30年3月30日条例第20号

平成30年12月19日条例第66号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 再使用又は再生利用等による廃棄物の減量(第6条—第10条)

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 一般廃棄物の処理(第11条—第20条)

第2節 産業廃棄物の処理(第21条・第22条)

第3節 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧の手続等

(第22条の2—第22条の7)

第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務(第23条—第30条)

第5章 地域の清潔の保持等(第31条・第32条)

第6章 手数料等(第33条—第36条)

第7章 雑則(第37条—第39条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(平17条例73・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再使用 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第5項に規定する再使用をいう。
- (2) 再生利用 循環型社会形成推進基本法第2条第6項に規定する再生利用をいう。
- (3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(平17条例73・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等によりその運営を能率的に行わなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を推進する等により、廃棄物の減量を図るとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

第2章 再使用又は再生利用等による廃棄物の減量

(平17条例73・改称)

(市の減量義務)

第6条 市は、資源化物(市が行う廃棄物の収集において、再使用又は再生利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。)の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(平9条例48・平17条例73・一部改正)

(事業者の減量義務)

第7条 事業者は、再使用又は再生利用が可能な物の分別の徹底を図る等再使用又は再生利用を推進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物の発生抑制等)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を市民に提供し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用する等により、再使用又は再生利用に努めなければならない。

(平13条例13・平17条例73・一部改正)

(適正包装の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行う等により、その容器、包装材等の再使用又は再生利用を推進しなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装材等を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器、包装材等を不用とし、又はその返却をするときは、その回収等に努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(市民の減量義務等)

第10条 市民は、再使用又は再生利用が可能な物の分別を行うとともに、集団資源回収その他の再使用又は再生利用を推進するための自主的な活動を企画し、又は当該活動に参加し、若

しくは協力する等により廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、商品の選択に当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

### 第3章 廃棄物の適正処理

#### 第1節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第11条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

- 2 前項の一般廃棄物処理計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第12条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

- 3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(平16条例32・一部改正)

(適正処理困難物の指定等)

第13条 市長は、製品、容器等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(計画遵守義務者)

第14条 土地又は建物の占有者(占有者がいないときは、管理者とする。以下この章及び第37条において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を集め、所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

- 2 占有者は、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに

に、家庭廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(排出禁止物)

第15条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼす物

(改善命令等)

第16条 市長は、占有者が前2条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業者の処理)

第17条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第12条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(改善命令等)

第18条 市長は、事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業系一般廃棄物の受入れの拒否)

第19条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項及び第22条において同じ。)

は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬するときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の受入基準に従わないときは、当該事業者の事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(準用)

第20条 第12条第1項及び第14条から第16条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

## 第2節 産業廃棄物の処理

(市が処理する産業廃棄物)

第21条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認める物とする。

2 前項の産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(平15条例36・一部改正)

(産業廃棄物の受入れの拒否)

第22条 事業者は、産業廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬するときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の受入基準に従わないときは、当該事業者の産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

## 第3節 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧の 手続等

(平10条例43・追加)

(対象施設の種類)

第22条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(平10条例43・追加、平30条例66・一部改正)

(調査書等の縦覧)

第22条の3 市長は、調査書を作成したときは、規則で定めるところにより、調査書を公衆の縦覧に供する旨を告示し、告示の日から1月間、次に掲げる場所において公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 北九州市環境局

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 市長は、調査書を公衆の縦覧に供するときは、法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を併せて公衆の縦覧に供するものとする。

(平10条例43・追加)

(意見書の提出)

第22条の4 前条第1項の規定による告示があったときは、対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、次のとおりとする。

(1) 北九州市環境局

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(平10条例43・追加)

(環境影響評価との関係)

第22条の5 対象施設の設置又は変更に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

(1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)の規定により環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)を作成したとき。

(2) 北九州市環境影響評価条例(平成10年北九州市条例第11号)の規定により環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)を作成したとき。

(平10条例43・追加)

(他の市町村との協議)

第22条の6 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、調査書及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「調査書等」という。)の写しを送付し、調査書等の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

(平10条例43・追加)

(一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第22条の7 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項の規定により登録を受けた技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る同法第4条第1項に規定する第二次試験に合格した者に限る。)であること。
- (2) 技術士法第32条第1項の規定により登録を受けた技術士(前号に該当する者を除く。)であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者であること。
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第108条第2項に規定する大学(以下この条において「短期大学」という。))を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 学校教育法第1条に規定する大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 短期大学(学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学(以下この条において「専門職大学」という。))の前期課程を含む。次号において同じ。)又は同法第1条に規定する高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (7) 短期大学又は学校教育法第1条に規定する高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (8) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (9) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科及びこ

れらに相当する学科以外の学科を修めた者であって、理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

(平24条例29・追加、平30条例66・一部改正)

#### 第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務

(事業用大規模建築物の所有者等の減量義務等)

第23条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者又は大量に事業系廃棄物を排出する事業所で規則で定めるもの(以下「大量排出事業所」という。)の事業者は、再使用又は再生利用を推進する等により当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第24条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(計画書の提出)

第25条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書を作成し、毎年1回、市長に提出しなければならない。当該計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、変更した事項を市長に届け出なければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物の保管場所の設置)

第26条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、当該事業用大規模建築物若しくは当該大量排出事業所又はこれらの敷地内に、規則で定める基準に従い、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物及びその他の廃棄物を分別して保管する場所を設置するよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

第27条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合においては、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(改善勧告)

第28条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者が第23条第1項、第24条及び第25条のいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が第27条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者若しくは当該大量排出事業所の事業者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第29条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(平8条例5・一部改正)

(受入れの拒否)

第30条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表の後において、なお、第28条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

#### 第5章 地域の清潔の保持等

(公共の場所の清潔の保持等)

第31条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項の公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

(土地の管理)

第32条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項の規定に違反している場合において、当該土地の周囲の住民の生活を著しく害していると認めるときは、当該土地所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 第6章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第33条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定める処理手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平12条例24・一部改正)

(手数料の減免)

第34条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処理費用)

第35条 市は、法第13条第2項の規定により、産業廃棄物の処分に関し、別表第2に定める処理

費用を徴収する。

- 2 第33条第2項及び前条の規定は、前項の処理費用の徴収について準用する。

(平12条例24・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請手数料)

第36条 一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

#### 第7章 雑則

(報告の徴収等)

第37条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入検査)

第38条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する条例の廃止)

- 2 北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する条例(昭和43年北九州市条例第18号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例の規定によってした手続その他の行為は、この条例中これらに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 第33条から第35条まで、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前になされた廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。
- 5 第36条及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、北九州市行政手続条例(平成8年北九州市条例第4号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成8年7月1日)

付 則(平成9年3月31日条例第13号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成9年12月12日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年10月2日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章第2節の次に1節を加える改正規定(第22条の5に係る部分に限る。)は、平成11年6月12日から施行する。

付 則(平成11年3月31日条例第16号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

付 則(平成12年3月29日条例第24号)

この条例中第33条第1項の改正規定及び別表第3の改正規定は平成12年4月1日から、その他の改正規定は同年7月1日から施行する。ただし、第33条第1項の改正規定(「市長」を「市」に改める部分に限る。)、第35条第1項の改正規定、別表第1のごみ処理手数料の市長が指定する場

所に自ら搬入する場合の項の改正規定(「建設廃材」を「がれき類」に改める部分に限る。)、同表の備考の改正規定及び別表第2の埋立処理費用(市長が指定する埋立処分場に自ら搬入する場合)の不燃性産業廃棄物の項の改正規定(「建設廃材」を「がれき類」に改める部分及び「ゴムくず又は廃石綿」を「又はゴムくず」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年6月19日条例第36号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年10月10日条例第54号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

付 則(平成16年6月22日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前になされた廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

付 則(平成17年12月6日条例第73号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年9月27日条例第46号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第2号で平成19年2月20日から施行)

付 則(平成20年3月25日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に埋立処分場に搬入される廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前に埋立処分場に搬入された廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

付 則(平成23年3月17日条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年7月6日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年6月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月30日条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年12月19日条例第66号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条の2各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第33条関係)

(平9条例13・平9条例48・平11条例16・平12条例24・平15条例36・平16条例32・平17条例73・平18条例46・平20条例19・一部改正)

種別	取扱区分			単位	金額
ごみ処理手数料	市が収集し、運搬し、及	定期的に行うもの	家庭ごみ	市長が指定する大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	50円

び処分 する場 合			市長が指定する 中袋(容量が30 リットル相当の もの)1袋につき	33円	
			市長が指定する 小袋(容量が20 リットル相当の もの)1袋につき	22円	
			市長が指定する 特小袋(容量が 10リットル相当 のもの)1袋につ き	11円	
		資源化物(市 長が別に定 めるものを 除く。)	市長が指定する 大袋(市長が別 に定める資源化 物の処理に用い るもので容量が 45リットル相当 のもの)1袋につ き		20円
			市長が指定する 小袋(容量が25 リットル相当の もの)1袋につき		12円
	臨時的に行うもの	粗大 ごみ	一般 収集	重量、形状、処理の困難性 等を勘案し、1,000円以内で 市長が定める額	

			特別 収集	一般収集におけるごみ処理 手数料として市長が定める 額に500円を加えた額		
			上記 以外 のもの の	家庭 廃棄 物 事業 系一 般廃 棄物	100キログラム 又はその端数ご とに 100キログラム 又はその端数ご とに	2,300円 2,600円
	市長が 指定す る場所	焼却施設又は破砕施設に搬入す るとき			10キログラム又 はその端数ごと に	100円
	に自ら 搬入す る場合	埋立処分場に搬入す るとき	がれき類		100キログラム 又はその端数ご とに	450円
			上記以外 のもの		100キログラム 又はその端数ご とに	750円
し尿処理手数料	市が収 集し、 運搬 し、及 び処分 する場 合	人員によるもの			1月1人につき	350円
		くみ取り量によるもの(人員によ り難い場合に限る。)			50リットルにつ き	400円
		市長が指定する場所に自ら搬入する場合			50リットルにつ き	40円

犬、猫等動物の死体 処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1個につき	1,000円
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合	1個につき	400円

備考

- 1 家庭ごみとは、市が定期的に収集する一般廃棄物のうち資源化物以外のものをいう。
- 2 一般収集とは、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、市の指定する場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいい、特別収集とは、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、高齢者、障害者その他の者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集することをいう。
- 3 がれき類とは、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。別表第2において同じ。

別表第2(第35条関係)

(平9条例13・平10条例43・平12条例24・平16条例32・平20条例19・一部改正)

種別	取扱区分		単位	金額
焼却破碎処理費用 (市長が指定する焼却施設又は破碎施設に自ら搬入する場合)	可燃性産業廃棄物		10キログラム又はその端数ごとに	100円
埋立処理費用(市長が指定する埋立処分場に自ら搬入する場合)	不燃性産業廃棄物	がれき類	100キログラム又はその端数ごとに	450円
		燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、鋳さい、ばいじん又は政令第2条第13号に規定する廃棄物	100キログラム又はその端数ごとに	750円
		廃プラスチック類又はゴムくず	100キログラム又はその端数ごとに	1,200円

別表第3(第36条関係)

(平12条例24・平13条例13・平15条例54・平23条例7・平23条例18・平30条例20・一部改正)

種別		金額
(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可 (同条第2項の規定による更新を含む。)		1件につき 1万円
(2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可(同条第7項の規定による更新を含む。)		1件につき 1万円
(3) 法第7条の2第1項の項定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可		1件につき 1万円
(4) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 13万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 11万円
(5) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 12万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 10万円
(6) 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定		1件につき 3万3,000円
(7) 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新		1件につき 2万円
(8) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可		1件につき 7万円
(9) 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可		1件につき 7万円
(10) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定		1件につき 14万7,000円

(11)	法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定	1件につき	13万4,000円
(12)	法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可	1件につき	8万1,000円
(13)	法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	1件につき	7万3,000円
(14)	法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可	1件につき	10万円
(15)	法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新	1件につき	9万4,000円
(16)	法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可	1件につき	7万1,000円
(17)	法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	1件につき	9万2,000円
(18)	法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可	1件につき	8万1,000円
(19)	法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	1件につき	7万4,000円
(20)	法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可	1件につき	10万円
(21)	法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新	1件につき	9万5,000円
(22)	法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可	1件につき	7万2,000円
(23)	法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	1件につき	9万5,000円
(24)	法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 14万円
		その他の産業廃棄物処理施設に	1件につき 12万円

	係るもの	
(25) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 13万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 11万円
(26) 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定		1件につき 3万3,000円
(27) 法第15条の3の3第2項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新		1件につき 2万円
(28) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可		1件につき 7万円
(29) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可		1件につき 7万円
(30) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可		1件につき 1万円
(31) 第1号から第3号まで又は前号の許可を受けて交付された許可証の再交付		1件につき 1,000円
(32) 法又は浄化槽法に基づく施設及び運搬器材の検査等		1件につき 1,000円
(33) 前号の検査等を受けて交付された検査済証の再交付		1件につき 100円

○北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

平成6年3月29日

規則第13号

改正 平成10年6月26日規則第61号

平成10年10月2日規則第79号

平成12年3月29日規則第30号

平成12年12月22日規則第106号

平成15年11月28日規則第95号

平成16年10月27日規則第83号

平成17年3月1日規則第6号

平成18年6月30日規則第71号

平成20年10月27日規則第64号

平成23年4月1日規則第35号

令和元年6月27日規則第12号

令和2年3月17日規則第11号

令和4年2月25日規則第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般廃棄物（第2条—第10条の2）

第3章 産業廃棄物（第11条・第12条）

第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務（第13条—第22条）

第5章 浄化槽（第23条—第26条）

第6章 手数料等（第27条・第28条）

第7章 雑則（第29条—第31条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）

及び北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 一般廃棄物

（事業者が排出する多量の一般廃棄物の範囲）

第2条 廃掃法第6条の2第5項の多量の一般廃棄物とは、1日の平均排出量が50キログラム以上の一般廃棄物とする。

（一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準）

第3条 条例第12条第3項の規則で定める一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条及び第4条の2各号に掲げる基準によるものとする。

（事業系一般廃棄物の受入基準）

第4条 条例第19条第1項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

（1）市の区域内において発生した事業系一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 有害性のある物

イ 特別管理一般廃棄物

ウ 引火性のある物

エ 液状の物

オ 粉末状又はか粒状で飛散するおそれのある物

カ 焼却施設にあっては、焼却に適さない物

キ 埋立処分場にあっては、著しく悪臭又は刺激臭を発する物

ク その他市の処理施設の管理運営に支障を及ぼすおそれのある物

（2）事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

（3）前2号に掲げるもののほか、再使用又は再生利用の促進及び市の処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める基準に適合するもので

あること。

(平 1 6 規則 8 3 ・ 平 1 8 規則 7 1 ・ 一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第 5 条 廃掃法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者及び同条第 6 項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

( 1 ) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

( 2 ) 取り扱う一般廃棄物の種類

( 3 ) 収集、運搬又は処分の区別

( 4 ) 事務所及び事業場の所在地

( 5 ) 事業の区域

( 6 ) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

( 7 ) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

( 8 ) 事業開始年月日

( 9 ) 従業員の数

( 1 0 ) 処理料金

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

( 1 ) 事業場及び事業の用に供する施設の設置場所の付近の見取図

( 2 ) 住民票の写し(法人にあっては、定款の謄本及び登記事項証明書)

( 3 ) 申請者が廃掃法第 7 条第 5 項第 4 号イからトまで及びリからルまでに該当しない旨を記載した書類

( 4 ) 従業員名簿

( 5 ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 前 2 項の規定は、廃掃法第 7 条第 2 項又は第 7 項に規定する許可の更新を受けようとする者について準用する。

(平 1 5 規則 9 5 ・ 平 1 7 規則 6 ・ 平 2 0 規則 6 4 ・ 令 2 規則 1 1 ・ 一部改正)

(変更の許可等)

第6条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、廃掃法第7条の2第1項の規定により前条第1項第2号に定める事項の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 変更の内容及び理由並びに変更予定年月日
- (4) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
- (5) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 従業員の数
- (7) 変更に係る処理料金

2 前条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。

(平12規則30・一部改正)

第7条及び第8条 削除

(平23規則35)

(事業の運営状況の報告)

第9条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎月の事業の運営状況について当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の維持管理状況等の報告)

第10条 一般廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の毎月の維持管理の状況について、当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平12規則30・一部改正)

(生活環境影響調査の調査書の縦覧の告示)

第10条の2 条例第22条の3の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第22条の2に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）の名称
- (2) 対象施設の設置の場所

- (3) 対象施設の種類
- (4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 対象施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 条例第22条の2に規定する生活環境影響調査を実施した項目
- (7) 条例第22条の2に規定する調査書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
- (8) 条例第22条の4第1項に規定する意見書の提出要領、提出先及び提出期限

(平10規則79・追加)

### 第3章 産業廃棄物

(産業廃棄物の受入基準)

第11条 条例第22条第1項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第21条第2項の規定により告示された産業廃棄物であること。
- (2) 産業廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第6条第1項に規定する産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再使用又は再生利用の促進及び市の処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める基準に適合するものであること。

(平12規則30・平16規則83・平18規則71・一部改正)

(産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請等)

第12条 廃掃法第14条第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第6項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者、廃掃法第14条の4第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者及び同条第6項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下この条において「施行規則」という。）第9条の2第1項及び第2項、第10条の4第1項及び

第2項、第10条の12並びに第10条の16に規定する書類のほか、市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

2 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、廃掃法第14条の2第1項の規定によりその事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、施行規則第10条の9に規定する書類のほか、前項の規定により市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

3 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、廃掃法第14条の5第1項の規定によりその事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、施行規則第10条の22に規定するもののほか、第1項の規定により市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(平15規則95・一部改正)

#### 第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務

(事業用大規模建築物)

第13条 条例第23条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、次のとおりとする。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(2) 大規模小売店舗立地法第2条第2項の一の建物であつて、その建物内の小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物

(平18規則71・一部改正)

(大量排出事業所)

第14条 条例第23条第1項の規則で定める大量に事業系廃棄物を排出する事業所(以下「大量排出事業所」という。)は、市の処理施設を利用して事業系一般廃棄物を処分する事業所でその搬入量が年間36トン以上又は月平

均3トン以上であるものとする。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第15条 条例第24条の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物又は大量排出事業所（以下「事業用大規模建築物等」という。）ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する2以上の事業用大規模建築物等の所有者又は事業者が同じである場合で、1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 条例第24条の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に廃棄物管理責任者選任（変更）届により行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(再使用又は再生利用に関する計画書の作成及び提出)

第16条 条例第25条の規定による事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の作成は、年度（4月1日から翌年3月31日までとする。）ごとに行うものとする。

2 条例第25条の規定による事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の提出は、別に定める様式により、毎年5月31日までに行うものとする。

(平18規則71・一部改正)

(廃棄物保管場所の設置基準)

第17条 条例第26条及び第27条第1項の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流失し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水

が流入するおそれがないように必要な措置を講ずること。

(4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等について必要な措置を講ずること。

(6) 保管場所には、保管物の種類、保管方法及び保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(再使用等対象物保管場所の設置基準)

第18条 条例第26条及び条例第27条第2項の規則で定める再使用又は再生利用の対象となる廃棄物（以下「再使用等対象物」という。）の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 再使用等対象物とその他の廃棄物の保管場所は明確に区分し、廃棄物から生ずる汚水等により再使用等対象物が汚染されないようにすること。

(2) 再使用等対象物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。

(3) 再使用等対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

(4) 再使用等対象物が飛散し、又は雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。

(5) 保管場所には、再使用等対象物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(平18規則71・一部改正)

(廃棄物保管場所の設置届)

第19条 条例第27条第1項の規定による届出は、廃棄物保管場所設置届により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による当該事業用大規模建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

(改善勧告)

第20条 条例第28条の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(公表)

第21条 条例第29条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物等の

名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名、勧告の概要、公表の理由その他必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

(受入れの拒否)

第22条 市長は、条例第30条の規定により市の施設への事業系廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

## 第5章 浄化槽

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第23条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項第5号に定める市長が必要と認める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- (1) 従業員の数及び従業員名簿
- (2) 浄化槽の清掃に係る料金
- (3) 事業計画書

(平12規則106・一部改正)

(工事完了等の届出)

第24条 浄化槽法第5条第1項の規定により浄化槽の設置等の届出をした者は、当該届出に係る浄化槽の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。当該浄化槽を廃止したときも同様とする。

(浄化槽の水質検査)

第25条 処理対象人員が500人以下の浄化槽の浄化槽管理者は、処理対象人員が101人以上500人以下のものにあつては毎年2回以上、処理対象人員が100人以下のものにあつては毎年1回以上市長が別に定める検査項目についての放流水の水質検査を市長が指定する者から受け、その結果を検査を受けた日から15日以内に市長に報告するよう努めなければならない。

(平12規則30・一部改正)

(許可の取消し等)

第25条の2 市長は、浄化槽清掃業者が次の各号のいずれかに該当するときは、浄化槽法第41条第2項の規定により、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 浄化槽法又は同法の規定に基づく処分に違反したとき。

(平15規則95・追加)

(準用規定)

第26条 第9条の規定は浄化槽清掃業者に、第10条の規定は浄化槽管理者について準用する。この場合において、第9条中「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、「廃掃法」とあるのは「浄化槽法」と、第10条第1項中「一般廃棄物処理施設の設置者」とあるのは「浄化槽管理者」と、「施設」とあるのは「浄化槽」と読み替えるものとする。

(平12規則30・平15規則95・一部改正)

## 第6章 手数料等

(手数料の徴収方法等)

第27条 条例第33条第2項の規則で定める一般廃棄物処理手数料の徴収方法等については、別表のとおりとする。

(処理の費用)

第28条 条例第35条第1項の産業廃棄物の処理に要する費用は、搬入の都度徴収する。ただし、継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。

## 第7章 雑則

(身分を示す証明書)

第29条 条例第38条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(申請書等の様式)

第30条 廃掃法、浄化槽法、条例及びこの規則で必要とする申請書等の様式は、別に環境局長が定める。

(委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する規則の廃止)

2 北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する規則（昭和60年北九州市規則第55号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則の規定によってした手続きその他の行為は、この規則中これらに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

4 別表の規定は、この規則の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成10年6月26日規則第61号）

(施行期日)

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（平成10年10月2日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月29日規則第30号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第11条第2号の改正規定及び別表のごみ処理手数料の定期的に収集するごみ及び粗大ごみの処

理に係るものの項備考の欄第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年12月22日規則第106号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成15年11月28日規則第95号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

付 則（平成16年10月27日規則第83号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

付 則（平成17年3月1日規則第6号）抄

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

付 則（平成18年6月30日規則第71号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定及び同条に各号を加える改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年10月27日規則第64号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年6月27日規則第12号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

付 則（令和2年3月17日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年2月25日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第27条関係）

（平10規則61・平12規則30・平18規則71・令4規則2・一部改正）

種別	期別	算定期間	納入期限	備考
ごみ 処理 手数料	定期 的に 収集	—	—	その都度
				1 定期的に収集するごみの 処理に係る手数料は、地方 自治法施行令（昭和22年

料	する ごみ 及び 粗大 ごみ の処 理に 係る もの			<p>政令第16号)第158条第1項の規定により収納の事務を委託された者(以下「収納事務受託者」という。)に納付するものとする。</p> <p>2 粗大ごみの処理に係る手数料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)に納付を委託し、又は収納事務受託者に納付するものとする。</p> <p>3 定期的に収集するごみには、手数料納付の際交付を受けた市長が指定する袋を使用するものとする。</p> <p>4 粗大ごみには、指定納付受託者に納付を委託する場合は委託の際通知を受けた市長が別に定める事項を記載した紙面その他の物を、収納事務受託者に納付する場合は手数料納付の際交付を受けた市長が別に定める粗大ごみ処理手数料納付券を添付するものとする。</p>
---	--	--	--	---

				5 既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
上記以外のもの	—	—	その都度	市長が指定する施設に自ら搬入する場合において、継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。
し尿処理手数料	第1期	2月1日から 3月31日まで	算定期間の翌月の末日	<p>1 市長が指定する施設に自ら搬入する場合は、その都度徴収する。ただし、継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。</p> <p>2 し尿処理手数料のうち、人員により算定するものについては、期の途中でし尿収集を開始したとき若しくは停止したとき又は人員数に異動があったときは当該期の翌期から更正する。</p> <p>3 し尿処理手数料を離島の自治会等に収納委託する場合は、市長が別に定める。</p>
	第2期	4月1日から 5月31日まで		
	第3期	6月1日から 7月31日まで		
	第4期	8月1日から 9月30日まで		
	第5期	10月1日から 11月30日まで		
	第6期	12月1日から 1月31日まで		
犬、猫等動物	—	—	その都度	

の死体処理 手数料				
--------------	--	--	--	--

別記様式(第29条関係)

(表 面)

		第	号
立 入 検 査 員 証			
所 属		写 真	
職 名			
氏 名			
年 月 日 生			
上記の者は、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第38条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。			
有効期限	年 月 日 発行		
	年 月 日 まで		
北九州市長			印

(日本産業規格A7)

(裏 面)

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(抜粋)
(立入検査)
第38条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

北九州市告示第 9 4 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 5 年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

令和 5 年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市収集ごみ

(ア) 家庭ごみ

- a 家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの
- b 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出されるもの

(イ) 粗大ごみ

- a 家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの
- b 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの

(ウ) 資源化物

家庭から排出されるものであって次に掲げるもの

- a かん
- b びん
- c ペットボトル
- d プラスチック製容器包装
- e 紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）
- f 発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
- g 蛍光管
- h 水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計等（以下「水銀使用廃製品」という。）

- i 乾電池、二次電池、製品一体型電池等（以下「電池類」という。）
  - j 小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。）
  - k 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）
- (エ) 環境保全ごみ  
環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
- (オ) 動物の死体  
犬、猫その他の小動物の死体
- イ 自己搬入ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるもの（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）並びに事業活動に伴って排出される資源化可能な紙くず及び木くずを除く。以下同じ。）
- (ア) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のもののうち、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び許可を要しない者（以下「収集運搬許可業者等」という。）又は排出者自らが収集運搬するもの
- (イ) 家庭から排出される資源化物以外のごみで、収集運搬許可業者等又は排出者自らが収集運搬するもの
- ウ 許可業者ごみ
- (ア) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けた者及び許可を要しない者が処分するもの
- (イ) 法第9条の9第1項の規定により環境大臣から一般廃棄物の広域的処理の認定を受けたもの
- (ウ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第15条第3項の規定による認定を受けた特定事業者又は同法第21条第1項の規定による指定を受けた法人が再商品化するもの
- (エ) 特定家庭用機器再商品化法第23条第3項の規定による認定を受けた者又は同法第32条第1項の規定による指定を受けた法人が再商品化するもの
- (オ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条

第3項の規定による認定を受けた者が処分（再生を含む。）するもの  
 エ 市が収集しないごみ

次に掲げる品目等は市での収集は行わないため、処理に当たっては、  
 販売元、製造元、専門の処理業者等に相談すること。

区分		品目等
排出禁止物 (条例第15条関係)	有害性のある物 (感染性を含む。)	農薬、殺虫剤、有害な薬品類（家庭医薬品でない物）、在宅医療廃棄物（使用済の注射針、体液及び血液の付いた点滴バッグ、チューブ、カテーテル等）等
	危険性のある物	消火器、ガスボンベ類、カセットボンベ（中身の残っている物）、オイルヒーター、発煙筒等
	引火性のある物	ガソリン、灯油、オイル類（食用を除く。）、廃油、火薬類、塗料、ペンキ等
	著しく悪臭を発する物	著しく汚物の付着した紙おむつ等
	特別管理一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する一般廃棄物（同条第1号に規定する部品のうち、安定器、汚染物及び3kg未満の小型電気機器を除く。）
	市が行う処理に著しい支障を及ぼす物	バイク、ボート（ゴムボートを除く。）、自動車、タイヤ、バッテリー、ピアノ、金庫、電動式車いす、電動カート、生木・剪定枝（長さ2mを超える物又は直径10cmを超える物）、材木（長さ2mを超える物又は直径20cmを超える物）等
	体積又は重量が著しく大きい物	1辺の長さが3mを超える物、体積が2m <sup>3</sup> を超える物、重量が70kgを超える物等 ※品目によっては、上記よりも厳しい条件有り
堅牢な物	石材、鋼材等の堅牢な物で、直径30cmを超える物又は10kgを超える物	
特定家庭用機器再商	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機	

品化法に基づく物	、衣類乾燥機等（特定家庭用機器再商品化法対象品目に限る。）
----------	-------------------------------

(2) し尿

ア 市収集し尿

(ア) 家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの

(イ) 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、計画収集が可能なもの

イ 自己搬入し尿

事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	189,900 t
	自己搬入ごみ	132,000 t
	許可業者ごみ	15,900 t
	環境保全ごみ	4,700 t
	動物の死体	5,100 個
し尿	市収集し尿	5,000 kl
	自己搬入し尿	6,000 kl
浄化槽汚泥		20,000 kl

3 処理計画

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化と適正処理の取組を行う。

(1) ごみの排出抑制、再使用及び再資源化計画

ア 排出抑制、再使用及び再資源化の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

資源化物のうち、かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、指定袋による収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙

回収奨励金制度、回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の 3 R の促進

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施やコンポストの用途拡大に取り組む。また、食品ロスの削減に向け、「残しま宣言」運動による周知啓発等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量化・資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル促進を図る。

(キ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ク) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進

条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化・資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化・資源化を促進する。

- a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみの減量化及び適正排出に向けた指導及び啓発
- b 北九州市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量化・資源化の促進
- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等の資源化物のリサイクルの促進
- d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化・資源化の促進

- e 市役所内から排出されるごみの減量化・資源化の徹底
- f 事業者・市民・行政の連携による食品廃棄物の減量化・資源化の促進

(ケ) ごみの減量化・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施

- a 環境ミュージアムの活用
- b 出前講演の実施
- c ホームページの活用
- d 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
- e 市民リサイクル啓発用映像の活用
- f 「北九州市の環境」の発行
- g ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
- h 家庭ごみステーションにおける排出指導、啓発及び地域の取組支援の実施
- i その他、市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び計画処理量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	10, 100 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。	7, 400 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	180 t
資源化物のうち、蛍光管及び水銀使用廃製品を再資源化業者に引き渡す。	60 t
資源化物のうち、電池類を再資源化業者に引き渡す。	14 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	160 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	10 t
家庭から排出される古紙及び古着を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	16, 200 t

家庭から排出される剪定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	170 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	5 t
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し、利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。	—
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	30 t
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 10,300 t メタル 2,290 t
粗大ごみから鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	1,450 t
皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。	300 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	290 t
事業活動に伴って排出される廃木材及び剪定枝をチップ化し、再資源化する。	11,400 t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	3,900 t
事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化する。	600 t

注 ペットボトルの約半数については、ペットボトルへ再資源化することを条件に入札し、これを落札した事業者に引き渡す。当該入札分を除くペットボトル、トレイ、プラスチック製容器包装及びびん（白びん及び茶びんを除く。）については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

(2) ごみの収集運搬に係る計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ ごみの持ち出し及び収集運搬の方式

(ア) ステーション方式

所定のステーションから収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定のステーションに持ち出す。

(イ) 拠点回収方式

所定の回収拠点から収集することをいう。

排出者は、回収拠点の回収ボックスに対象物を投入する。

(ウ) 戸別収集方式

a ふれあい収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯からごみを収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。

b 粗大ごみの一般収集

粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、粗大ごみ処理手数料を収納事務受託者に納付する場合は一般収集の処理手数料に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を、指定納付受託者に納付を委託する場合は任意用紙等に受付番号、収集日及び金額を記載し、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出す。

c 粗大ごみの特別収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、特別収集に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターの指示に従って、北九州市に引き渡す。ただし、次に掲げる物については対象とならない。

(a) 人手(3人以上)により持ち出すことができない物

(b) 取り外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

ウ 市長が指定する袋

(ア) 共通事項

製造者	北九州市
材質	高密度ポリエチレン
袋の色	無色半透明

(イ) 個別事項

区分	容量	文字等
家庭ごみ用 (大袋)	4 5 L	北九州市家庭ごみ用指定袋 (大) その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (中袋)	3 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋 (中) その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (小袋)	2 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋 (小) その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (特小袋)	1 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋 (特小) その他市長が指定する文字等
かん・びん用	2 5 L	北九州市かん・びん用指定袋その他市長が指定する文字等
ペットボトル用 (大袋)	4 5 L	北九州市ペットボトル用指定袋 (大) その他市長が指定する文字等
ペットボトル用 (小袋)	2 5 L	北九州市ペットボトル用指定袋 (小) その他市長が指定する文字等
プラスチック製容器包装用 (大袋)	4 5 L	北九州市プラスチック製容器包装用指定袋 (大) その他市長が指定する文字等
プラスチック製容器包装用 (小袋)	2 5 L	北九州市プラスチック製容器包装用指定袋 (小) その他市長が指定する文字等

エ ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次の

いずれかで構成される世帯

(ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者

(ウ) その他環境局長が認める者

オ 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

カ 区分ごとの収集主体、方式、回数、方式及び量

区分	収集主体	方式	回数	計画収集量
家庭ごみ	北九州市	ステーション方式	週2回	168,000t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
かん及びびん	北九州市	ステーション方式	週1回	7,300t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
ペットボ	北九州市	ステーション方式	週1回	2,800t

トル		式		
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
プラスチック製容器包装	北九州市	ステーション方式	週1回	7,400 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
紙パック及びトレイ	北九州市	拠点回収方式	随時	180 t
小物金属	北九州市	拠点回収方式	随時	160 t
蛍光管	北九州市	拠点回収方式	随時	60 t
水銀使用廃製品	北九州市	拠点回収方式	随時	上記60 tに含む
電池類	北九州市	拠点回収方式	随時	14 t
小型家電	北九州市	拠点回収方式	随時	10 t
粗大ごみ	北九州市	戸別収集方式（一般収集）	月1回 （ただし、引越ごみについては必要に応じてその都度。）	4,000 t
		戸別収集方式（特別収集）		
		ステーション方式（馬島及び相島に限る。）	年6回	
動物の死体	北九州市、排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	5,100 個

環境保全 ごみ	北九州市	飛散流出しない 方法	必要に 応じて その都 度	4, 700 t
自己搬入 ごみ	排出者及 び収集運 搬許可業 者等	飛散流出しない 方法	必要に 応じて その都 度	132, 000 t
許可業者 ごみ（廃 木材及び 剪定枝）	排出者及 び収集運 搬許可業 者等	飛散流出しない 方法	必要に 応じて その都 度	11, 400 t
許可業者 ごみ（紙 ）	北九州市 、排出者 及び収集 運搬許可 業者等	飛散流出しない 方法	必要に 応じて その都 度	3, 900 t
許可業者 ごみ（食 品廃棄物 ）	収集運搬 許可業者 等	飛散流出しない 方法	必要に 応じて その都 度	600 t

注1 家庭ごみ、かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、12月29日から1月3日までの収集日については、排出者に別途周知する。

注2 収集運搬業については、現状の体制で北九州市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りではない。

注3 許可業者ごみ（紙）において、北九州市が収集する物

(1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック

(2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校から排出される機密古紙

(3) ごみの処分に係る計画

ア ごみ処理施設の概要

(ア) 再資源化（破碎、選別等）

事業者名 (施設名)	対象物	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 (新門司工場)	紙パック トレイ	門司区新門司 三丁目79番 地	ストックヤード	—
北九州市 (不燃粗大 仮置場)	粗大ごみ (鉄)	小倉北区西港 町96番地の 2	ストックヤード	—
北九州市 (日明かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボ トル	小倉北区西港 町97番3	アルミ缶の選 別 マグネット プーリー回転 式	32.5 9 t / 5 時間
			スチール缶の 選別 永磁吊下式	
			びん及びペッ トボトルの手 選別 直線ベルト コンベア式	
	紙パック トレイ	小倉北区西港 町97番3	ストックヤード	—
北九州市 (本城かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボ トル	八幡西区洞北 町7番10号	アルミ缶の選 別 永久磁石回 転プーリー式	63 t / 5 時間
			スチール缶の 選別 電磁永磁併 用吊り下げ方 式	
			びん及びペッ トボトルの手	

			選別 直線ベルト コンベア式	
	紙パック トレイ	八幡西区洞北 町7番10号	ストックヤー ド	—
日本資源流 通株式会社 (北九州市 プラスチック 資源化セ ンター)	プラスチ ック製容 器包装	小倉北区西港 町86番地の 13	揺動式ふるい 直線ベルトコ ンベア式	60 t / 12時間
木材開発株 式会社	廃木材	若松区南二島 五丁目3番2 号	ハンマー式	120 t / 8時間
ホクザイ運 輸株式会社	廃木材 剪定枝	小倉北区西港 町72番地の 32、33、 34、35及 び42	ハンマー式	700 t / 8時間
梅崎礦業株 式会社	廃木材	門司区新門司 三丁目67番 地16	回転ナイフ式	18 t / 8時間
株式会社金 田商店	廃木材	門司区新門司 三丁目67番 地61	一軸破砕機 (自走式) 二軸破砕機 (自走式)	179. 9 t / 8 時間
株式会社守 恒造園建設	廃木材 剪定枝	小倉南区大字 堀越483番 地の1及び5 10番地の1	回転ナイフ式	4 t / 8 時間
株式会社野 原商会	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新門司 三丁目25番 地	二軸破砕機 一軸破砕機 圧縮梱包機	44.2 t / 5時 間
		門司区新門司	二軸式破砕機	59.3

		三丁目52番地	圧縮梱包機	8 t / 5 時間
株式会社坪井商店	紙くず	小倉北区高浜二丁目7番47号	油圧プレス式	100 t / 8 時間
北九資源株式会社	紙くず	小倉北区青葉一丁目2番7号	油圧プレス式	60 t / 5 時間
株式会社ジェイ・リライツ	蛍光管 水銀体温計 水銀血圧計 水銀温度計 一次電池	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸せん断破碎機 乾式スクルー型破碎機 ハンマー式	
九州メタル産業株式会社	特定家庭用機器廃棄物（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。） 使用済FRP船 使用済パーソナルコンピューター 使用済自動二輪車 小型家電 粗大ごみ（がれき類除く。）	小倉北区西港町62番地4	破碎機選別機 磁選機 ふるい機	296.1 t / 5 時間

	)			
西日本家電 リサイクル 株式会社	特定家庭 用機器廃 棄物	若松区響町一 丁目62番地	破砕機 選別機 磁選機 減容機	292. 8 t / 2 4時間
株式会社リ サイクルテ ック	家庭用電 化製品（ 特定家庭 用機器廃 棄物を除 く。）	若松区響町一 丁目62番地 の13及び1 4	縦型一軸せん 断式 油圧プレス式	38.4 1 t / 2 4時間
九州製紙株 式会社	紙	八幡東区大字 前田2142 番地の1	パルパー	135 t / 24時 間
株式会社西 日本ペーパ ーリサイク ル	紙	若松区響町一 丁目62番地	横型ハンマー 式 縦型せん断式 油圧プレス式	90.1 t / 5時 間
株式会社丸 清	紙	若松区南二島 四丁目2番1 8号	油圧プレス式	102 t / 5時間
有限会社K A R S	かん びん ペットボ トル 紙コップ	若松区響町一 丁目62番地 の19	アルミ缶の選 別 高磁力回転 ドラム方式 スチール缶の 選別 吊り下げ磁 石方式 びん、ペット ボトル及び紙 コップの手選 別 直線ベルト	96 t / 24時間

			コンベア式	
西日本ペットボトルリサイクル株式会社	ペットボトル	若松区響町一丁目62番地	フレーク処理 ペレット処理	118.8 t / 24時間
日本製鉄株式会社	プラスチック製容器包装	八幡東区大字前田2145番地の2	破碎機 選別機 減容成形機	216 t / 24時間
UBE三菱セメント株式会社	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉	120 t / 24時間
北九州アッシュリサイクルシステムズ株式会社	ばいじん	戸畑区牧山五丁目1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式乾燥炉	116 t / 24時間
日本磁力選鉱株式会社	小型家電 二次電池	若松区響町一丁目79番地の4、5、6、7、8及び9	小型家電 回転式破碎 磁力選別 ふるい選別	42.5 t / 5時間
			二次電池 蒸気加熱式 熱分解炉	4.5 t / 24時間
山光金属株式会社	小型家電 古紙 繊維くず 金属くず ガラスくず	若松区響町一丁目13番地4	二軸破碎機 シュレッダー 分級選別	69.9 t / 5時間
株式会社ウエルクリエイト	食品廃棄物	若松区向洋町10番地1	粉碎機 脱水機	4.5 t / 24時間
福岡金属興業株式会社	廃プラスチック類	若松区向洋町52番1	破碎機 磁選機	60.8 t / 8時間

			非鉄選別機	間
株式会社折園	木くず	八幡西区大字 浅川942番 208	移動式兼用破 砕機	4.4t ／8時間

(イ) 中間処理（焼却等）

事業者名 （施設名）	処理 区分	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 （新門司工場）	焼却	門司区新門司三 丁目79番地	シャフト炉 式ガス化溶 融炉	720t／24 時間
北九州市 （日明工場）	焼却	小倉北区西港町 96番地の2	連続燃焼式	600t／24 時間
北九州市 （皇后崎工場）	焼却	八幡西区夕原町 2番1号	連続燃焼式	810t／24 時間
光和精鋳株 式会社 ※休止中	焼却	戸畑区大字中原 46番地9 3	ロータリー キルン方式	廃プラスチック 類 64.4t／2 4時間 紙くず 112t／24 時間 木くず 128t／24 時間 繊維くず 112t／24 時間
アサヒプリ テック株式 会社	焼却	若松区響町一丁 目111番2	ストーカ方 式	45t／24時 間
中間貯蔵・ 環境安全事	分解 分離	若松区響町一丁 目62番24	プラズマ溶 融分解	10.4t／2 4時間

業株式会社			真空加熱分 離	4.5 t / 24 時間
			脱塩素化分 解	0.5 t / 24 時間

(ウ) 最終処分

事業者（施設名）	北九州市（響灘西地区廃棄物処分場）
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	371,150 m <sup>2</sup>
全体容量	4,571,000 m <sup>3</sup>
埋立区域	2区画
埋立方法	片押し工法による埋立て整地

イ 部門ごとの処理量

部門	区分	計画処理量	
選別	市収集ごみ	17,700 t	
破碎	市収集ごみ	2,200 t	4,530 t
	環境保全ごみ	30 t	
	自己搬入ごみ	2,300 t	
焼却	市収集ごみ	173,000 t	305,700 t
	環境保全ごみ	4,700 t	
	自己搬入ごみ	128,000 t	
	動物の死体	5,100 個	
埋立	市収集ごみ	2,400 t	43,400 t
	環境保全ごみ	0 t	
	自己搬入ごみ	2,000 t	
	焼却灰	39,000 t	

備考 上記以外に直方市、行橋市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町及びみやこ町のごみについて、各自治体との協定に基づく品目を処理する。また、災害廃棄物について、国及び被災自治体等から北九州市に処理の要請があり、北九州市が処理可能であると判断できる場合は、当該廃棄物を処理する。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬にかかる計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ 収集運搬の方式

バキューム車による。

ウ 区分ごとの収集回数及び量

区分	収集主体	回数	計画収集量
市収集し尿	北九州市	概ね20日に1回	5,000kl
自己搬入し尿	排出者	必要に応じてその都度	6,000kl
浄化槽汚泥	収集運搬許可業者等	必要に応じてその都度	20,000kl

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、北九州市及び収集運搬許可業者等が収集する。

エ 中継施設

事業者 (施設名)	所在地	浄化センターへの 圧送能力
北九州市 (西港し尿圧送所)	小倉北区西港町24番地	250kl/日
北九州市 (皇后崎し尿投入所)	八幡西区夕原町2番4号	500kl/日

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処分にかかる計画

ア 処分の方法

中継施設へ投入し、し尿以外のごみを取り除いた後、浄化センターに圧送し、処理する。

イ 区分ごとの量

区分	計画処理量
市収集し尿	5,000kl
自己搬入し尿	6,000kl
浄化槽汚泥	20,000kl

別表 町名ごとの収集曜日

区	町名	家庭ごみ	プラスチック 製容器包装
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町（一部）、大字黒川（一部）、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目（一部）、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑（一部）、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸山二丁目（一部）、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門司	月曜日及び木曜日	火曜日
	青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里（一部）、大里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、緑ヶ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志二丁目、吉志三丁目、北川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町（一部）、葛葉一丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川（一部）、黒川西一丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁目、白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、瀬戸町、大字大里（一部）、大里桜ヶ丘、大里戸ノ		木曜日

	上二丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目（一部）、鳴竹二丁目、大字畑（一部）、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目（一部）、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町		
小倉北区	青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目（一部）、木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、清水五丁目、霧ヶ丘一丁目、霧ヶ丘二丁目、霧ヶ丘三丁目、金鷄町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目（一部）、黄金二丁目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目（一部）、下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、豎林町、中井口（一部）、西港町（一部）、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎三丁目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、真鶴二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目及び緑ヶ丘三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、大手町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、金田一丁目、金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、豎町一丁目、豎町二丁目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁目、長浜町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、原町一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町三丁目及び吉野町		金曜日
	浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ヶ丘、井堀一丁目、井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、	火曜日及び金曜日	月曜日

	<p>宇佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到津一丁目、上到津二丁目（一部）、上到津三丁目、上到津四丁目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口（一部）、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町（一部）、萩崎町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、馬借三丁目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、都一丁目、都二丁目及び明和町</p>		
	<p>今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、黒原三丁目（一部）、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目（一部）、篠崎二丁目、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎二丁目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富士町</p>		木曜日
小倉南区	<p>安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目（一部）、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目（一部）、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、八幡町、春ヶ丘（一部）、東水町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、若園一丁目、若園二丁目、若園三丁目、若園四丁目及び若園五丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行（一部）、</p>		金曜日

大字頂吉、隱蓑、大字隱蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁目、企救丘三丁目、企救丘四丁目（一部）、大字木下、大字朽網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町三丁目、大字小森、大字志井（一部）、下石田一丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、下曾根一丁目、下曾根二丁目、下曾根三丁目、下曾根四丁目、下曾根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目、下貫四丁目、新曾根、大字新道寺、大字曾根、曾根北町、大字曾根新田、曾根新田北一丁目、曾根新田北二丁目、曾根新田北三丁目、曾根新田北四丁目、曾根新田北五丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、曾根新田南一丁目、曾根新田南二丁目、曾根新田南三丁目、曾根新田南四丁目、大字高津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳吉南四丁目、中曾根一丁目、中曾根二丁目、中曾根三丁目、中曾根四丁目、中曾根五丁目、中曾根六丁目、中曾根新町、中曾根東一丁目、中曾根東二丁目、中曾根東三丁目、中曾根東四丁目、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、中貫一丁目、中貫二丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、葉山町一丁目（一部）、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目、南若園町、大字母原、八重洲町、山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代北町四丁目、横代北町五丁目、横代葉山、横代東町一丁目、横代東町二丁目、横代東

	町三丁目、横代東町四丁目、横代東町五丁目、横代南町一丁目、横代南町二丁目、横代南町三丁目、横代南町四丁目、横代南町五丁目及び大字呼野		
	大字石田、大字長行（一部）、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、大字志井（一部）、志井一丁目、志井二丁目、志井三丁目、志井四丁目、志井五丁目、志井六丁目、志井公園、志井鷹羽台、下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野四丁目、高野五丁目、高野六丁目、徳吉西一丁目、徳吉西二丁目、徳吉西三丁目、徳吉東一丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東四丁目、徳吉東五丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力三丁目、徳力四丁目、徳力五丁目、徳力六丁目、徳力七丁目、徳力新町一丁目、徳力新町二丁目、徳力団地、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	企救丘四丁目（一部）、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目（一部）、下吉田一丁目、下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、星和台二丁目、中吉田五丁目（一部）、葉山町一丁目（一部）、葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ヶ丘（一部）、日の出町一丁目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目		木曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町（一部）、北浜一丁目、北浜二丁目、北湊町（一部）、桜町、高須東一丁目、高須東二丁目、高須東三丁目、高須東四丁目、高須南一丁目、高須南二丁目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西園町（一部）、白山一丁目（一部）、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤崎町（一部）、栄盛川町（一部）、上原町（一部）、北湊町（一部）、響南町、小石本村町（一部）、下原町（一部）、高須西二丁目（一番）、波打町、西小石町、原町、東小石町、ひびきの南一丁目（一部）、深町一丁目（一部）及び深町二丁目（一部）		金曜日
	青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南	火曜日及び金曜日	月曜日

	<p>三丁目、赤崎町（一部）、大字蚕住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町（一部）、鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、大字小石、小石本村町（一部）、小糸町、大字小敷、小敷ひびきの一丁目、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田町、大字塩屋、塩屋一丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目、塩屋四丁目、下原町（一部）、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目（一部）、大字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字払川、ひびきの、ひびきの北、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響町一丁目及び宮前町</p>		
	<p>赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛川町（一部）、大池町、大井戸町（一部）、大谷町、片山一丁目、片山二丁目、片山三丁目、上原町（一部）、くきのうみ中央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町（一部）、西天神町、西畑町、白山一丁目（一部）、白山二丁目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、東二島五丁目、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）、大字藤木、藤ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町及び和田町</p>		木曜日
八幡東区	<p>河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町</p>	月曜日及び木曜日	金曜日
	<p>大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園原町、清田一丁目（一部）、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、大字小熊野、山路一丁目（一部）、山路松尾町、昭和三丁目、槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目及び桃園四丁目</p>	火曜日及び金曜日	月曜日
	<p>荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一</p>		木曜日

	<p>丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目（一部）、景勝町、山路一丁目（一部）、山路二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、白川町、未広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目及び豊町</p>		
八幡西区	<p>相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字市瀬、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小嶺、小嶺二丁目（一部）、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ヶ丘町、陣原一丁目、陣原二丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶壳町、千代ヶ崎一丁目、千代ヶ崎二丁目、千代ヶ崎三丁目、筒井町、鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東一丁目、町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、元城町、山寺町、夕原町、力丸町（一部）、割子川一丁目及び割子川二丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日

<p>大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川町、大字穴生、泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦二丁目、泉ヶ浦三丁目、医生ヶ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦三丁目、大平一丁目、大平二丁目（一部）、大平台、沖田一丁目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ヶ森一丁目、三ヶ森二丁目、三ヶ森三丁目、三ヶ森四丁目、下上津役一丁目、下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原四丁目、船越一丁目（一部）、北筑一丁目、北筑二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城（一部）、本城二丁目、町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、的場町、丸尾町、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、力丸町（一部）、若葉一丁目、若葉二丁目及び若葉三丁目</p>	<p>金曜日</p>	
<p>池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>

	<p>四丁目、大平二丁目（一部）、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目（一部）、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、木屋瀬東一丁目（一部）、下畑町（一部）、白岩町、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、菅原町、高江一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目（一部）、船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城（一部）、本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、真名子一丁目、真名子二丁目、棕枝一丁目、棕枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二丁目及び八千代町</p>		
	<p>楠橋南三丁目、木屋瀬東一丁目、木屋瀬東二丁目、木屋瀬東三丁目、木屋瀬東四丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町（一部）、大字野面、野面一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁目、馬場山東三丁目、星ヶ丘一丁目、星ヶ丘二丁目、星ヶ丘三丁目、星ヶ丘四丁目、星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目</p>		木曜日
戸畑区	<p>牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>浅生一丁目、浅生二丁目（一番）、浅生三丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞆ヶ谷町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目</p>		金曜日
	<p>旭町、浅生二丁目（一部）、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三</p>	火曜日及び金	木曜日

<p>丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、東鞆ヶ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目</p>	<p>曜日</p>	
--	-----------	--

※かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

## 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

市長が別に定める基準（平成16年北九州市告示第407号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の受入基準）

### 1 市の施設の受入基準

#### （1）一般廃棄物の受入基準

一般廃棄物を焼却工場、不燃粗大仮置場及び埋立地に搬入するためには、次の全ての項目を満たしたものであること。

なお、特別管理一般廃棄物は除く。

#### ア 焼却工場、不燃粗大仮置場

（ア）発生場所が市内であること、又は市長が許可した近隣市町村の搬送する廃棄物であること。

（イ）各工場の搬入規格や条件を守ること。

（ウ）事業系一廃については、家庭系一廃の処理に支障のない量であること。

（エ）再使用又は再生利用が可能な紙くず、木くずではないこと。

#### イ 響灘西地区廃棄物処分場

（ア）発生場所が市内であること、又は市長が許可した近隣市町村の搬送する廃棄物であること。

（イ）処分場の搬入規格や条件を守ること。

（ウ）有害でなく、埋立処分に支障のないものであること。

（エ）不燃性のものであること。

（オ）油分を含んでいないこと。

#### （2）産業廃棄物の受入基準

産業廃棄物のうち、一般廃棄物と一緒に焼却の可能な品目については、市が指定に基づき、中間処理施設で一般廃棄物と併せて処理できる。

この産業廃棄物を焼却工場及び不燃粗大仮置場及び埋立地に搬入するためには、次の全ての項目を満たしたものであること。

なお特別管理産業廃棄物は除く。

#### ア 焼却工場、不燃粗大仮置場

（ア）「令和3年北九州市告示第87号」で指定された品目であること。

（イ）発生場所が市内であること。

（ウ）一業者につき、焼却工場と不燃粗大仮置場をあわせて1月20t以下（北九州市告示による）であること。

（エ）各工場の搬入規格や条件を守ること。

(オ) 一般廃棄物の処理に支障のないよう、減量化・無害化・安全化等の処置がなされていること。

(カ) 搬入する前に、あらかじめ市長の許可を受けていること。(搬入協議)

(キ) 再使用又は再生利用が可能な紙くず、木くずではないこと。

イ 響灘西地区廃棄物処分場

(ア) 「響灘西地区廃棄物処分場に係る産業廃棄物の処理基準」に該当する品目及び個別的基準に該当していること。

(イ) 発生場所が市内であること。

(ウ) 処分場の搬入規格や条件を守ること。

(エ) 有害でなく、埋立処分に支障のないものであること。

(オ) 不燃性のものであること。

(カ) 油分を含んでいないこと。

2 工場ごとの搬入規格や条件

(1) 廃木材等の受入寸法(再使用又は再生利用が可能な廃木材を除く)

新門司工場	日明工場	不燃粗大仮置場	皇后崎工場
長さ 200cm 以下 直径 20cm 以下 幅 140cm 以下	長さ 70cm 以下 直径 10cm 以下 幅 25cm 以下	搬入不可	長さ 200cm 以下 直径 20cm 以下 幅 140cm 以下

ただし、生木については直径 10cm 以下

(2) 柔物類(カーペット・じゅうたん・畳・布団・ベッド・マットレス・毛布等)

日明工場	70cm 四方に切断すること。 畳は一業者につき、1日10枚まで。(1/4に切断すること。)
新門司・皇后崎工場	畳は一業者につき、1日10枚まで。
不燃粗大仮置場	搬入不可

(3) 生ごみ及び動植物性残渣

焼却工場	一業者につき、1日2t以下、1月20tまで。
不燃粗大仮置場	搬入不可

(4) 廃家電

家電リサイクル法の施行により、洗濯機(衣類乾燥機を含む。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの(液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。))に限る。)、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫を含む。)の廃家電四品目は不燃粗大仮置場及び焼却工場に搬入不可

不燃粗大仮置場	ガスレンジ ガスストーブ 電気ストーブ 電子レンジ ドライヤーなど。	1日10台まで
	※家庭用のみ搬入可、業務用電気器具は搬入不可	
焼却工場	搬入不可	

### 3 響灘西地区廃棄物処分場の搬入規格

種類	受入基準	備考
燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱灼減量 15%以下に焼却したもの。</li> <li>・あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの。</li> </ul>	
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無機性汚泥（熱灼減量 15%以下のもの）。</li> <li>・含水率 85%以下に脱水したもの。</li> </ul>	
廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ中空の状態でないようにし、かつ最大径 15cm 以下に破碎し、切断したもの。</li> </ul>	発泡スチロール等の飛散する恐れのあるものは不可
ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大径 15cm 以下に破碎し、切断したもの。</li> </ul>	
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大径が 30cm 以下に破碎し、切断したもの。</li> </ul>	
ガラスくず 及び陶磁器くず		
鋳さい		
がれき類		
ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湿式集塵施設で捕集したばいじんは含水率 85%以下に脱水したもの。</li> <li>・その他のばいじんは、あらかじめ大気中飛散しないように必要な措置を講じたもの。</li> </ul>	
政令第 13 号廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の前処理の方法により、安定化が確認されたもの。</li> </ul>	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記廃棄物に該当しないもの。
断熱材・保温材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大径 30cm 以下に破碎し、切断したもので、かつ、海水に浮遊しないよう措置を講じたもの。</li> </ul>	
廃石膏ボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大径 30cm 以下に破碎し、切断したもので、かつ、紙類が付着していないもの。</li> </ul>	

#### 4 受入できないもの

##### (1) 焼却工場

種 別	品 名
ボンベ類 (危険物)	ガスボンベ、石油ストーブ等や爆発物等の危険物
金属類	金属製家具、金属製事務機器、一斗缶、被覆電線、ワイヤー、金属パイプ、鉄筋
ゴム類	タイヤ、ゴム類
土砂類	土砂・がれき・断熱材、石・燃え殻・石膏ボード、コンクリート類・陶磁器くず、ガラス類
廃プラスチック類 (事業者から出たものに限る (産廃))	プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール、セルロイド類、塩ビ管
大型廃材	畳 (各工場の受入寸法以上のもの)、じゅうたん (各工場の受入寸法以上のもの)、布団 (各工場の受入寸法以上のもの)、ベッド、ソファ、大型金庫、ロール紙 (長さ 70cm・直径 10cm・幅 25cm 以上)
その他	医療廃棄物、市外ごみ、再使用又は再生利用が可能な紙くず・木くず

##### (2) 不燃粗大仮置場

種 別	品 名
ボンベ類 (危険物)	プロパンボンベ、酸素ボンベ、缶入燃料 (カセットボンベ)、その他のボンベ、スプレー缶、花火・マッチ等の火薬類
金属類	アルミサッシ、消火器、オートバイ (全て)、ボイラー、ポンプ・ファン等の機械類、タイヤホイール、門扉等の鉄塊類、浴槽 (ホーロー・鋼板製)、電気温水器、ワイヤーロープ、業務用電化製品、タイヤチェーン、業務用厨房機器、電線類、エアコン・クーラー等の室外機、ドラム缶、空き缶、パイプ類 (水道管・電線管等)、バッテリー、金属製家具類、金属くず (廃家電を除く)、農業機械類
ゴム類	タイヤ、補強ワイヤー入りホース類、コンベアゴム、ゴム板
廃油薬品類	廃油、薬品入り容器、塗料
土砂類	土砂、コンクリート片、瓦、空きびん、ガラス、陶磁器、石膏ボード、石綿スレート、グラスウール、石綿類、レンガ、ブロック、貝殻、蛍光管、土管、断熱材
樹脂製品	樹脂製浴槽、ビニール、樹脂製波板、パイプ等、クーリングタワー、FRP 製タンク・ボート等、ホース、ロープ、発泡スチロール、プラスチック
大型廃材	木材、電線用ドラム、金庫、ピアノ、その他の大型で破碎不適な物

可燃物	書類・本・雑誌等の紙類、衣類、座布団等の小布類、ビデオ等のテープ類、飲食物、その他の可燃物（再使用又は再生利用が可能な紙くず・木くず等）
-----	--

#### 5 受入基準の変更について

この基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせて必要の都度、見直しを行い改定するものとする。

#### 6 改定履歴

制定日 平成16年11月 1日

改定日1 令和 3年 4月 1日

北九州市告示第 87 号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 28 号）第 21 条第 2 項の規定により、北九州市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を次のように定め、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（平成 10 年北九州市告示第 183 号）は、令和 3 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 3 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の 種類	種 類	量	備 考
不燃粗 大仮置 場	金属くず	1 月 2 0, 0 0 0 キ ログラ ム以下	1 形状等 一般廃棄物 の処理に支障 がないよう減 量化、安全化
焼却工 場	1 紙くず（建設業に係るもの（ 工作物の新築、改築又は除去に 伴って生じたものに限る。））、 パルプ、紙又は紙加工品の製造 業、新聞業（新聞巻取紙を使用 して印刷発行を行うものに限る 。）、出版業（印刷出版を行う ものに限る。）、製本業及び印 刷物加工業に係るもの並びにポ リ塩化ビフェニルが塗布され、 又は染み込んだものに限る。） 2 木くず（建設業に係るもの（ 工作物の新築、改築又は除去に 伴って生じたものに限る。））、 木材又は木製品の製造業（家具 の製造業を含む。）、パルプ製 造業、輸入木材の卸売業及び物 品賃貸業に係るもの、貨物の流 通のために使用したパレット（	1 月 2 0, 0 0 0 キ ログラ ム以下	、無害化その 他市長が必要 と認める処理 をしたものに 限る。 2 搬入の制限 北九州市が 行う一般廃棄 物の処理に支 障を及ぼすと 市長が認めた 場合は、左の 産業廃棄物の 全部又は一部 について左の 施設への搬入 を制限するこ とができる。 3 搬入の協議

	<p>パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。)</p> <p>3 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。)</p> <p>4 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物</p>		<p>一般廃棄物の処理に支障がないことが、あらかじめ、市長との協議により確認されたものであること。</p> <p>4 紙くず及び木くずを資源化する事業所からの残渣 資源化処理後の残渣については、可燃物に限り焼却工場で受け入れる。ただし、焼却工場で受入れる量が1月20,000キログラムを超える場合は、市長との協議による。</p>
埋立処分場	<p>1 燃え殻</p> <p>2 汚泥</p> <p>3 廃プラスチック類</p> <p>4 ゴムくず</p> <p>5 金属くず</p> <p>6 ガラスくず及び陶磁器くず</p> <p>7 鉱さい</p> <p>8 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</p> <p>9 ばいじん</p> <p>10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する廃棄物</p>	—	

○粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料

平成15年7月1日

告示第301号

改正 平成18年6月29日告示第330号

平成19年6月25日告示第270号

平成21年3月13日告示第71号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年北九州市条例第28号)別表第1のごみ処理手数料のうち、粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料は、次のとおりとする。

粗大ごみの処理手数料(平成6年北九州市告示第9号)は、廃止する。

1 単位当たりの手数料

種目	品目	単価(円)
電気・ガス・石油器具	アンプ(幅50cm未満のもの)	300
	アンプ(幅50cm以上のもの)	500
	あんま器	500
	ガスレンジ	300
	カセットデッキ	300
	換気扇	300
	乾燥機(食器)	300
	乾燥機(布団)	300
	空気清浄器	300
	こたつ	300
	炊飯器	300
	照明器具	300
	除湿機	300
	ステレオセット(ミニコンポ)	500
	ステレオセット(ミニコンポ以外のもの)	1,000
	ステレオラック	500
	スピーカー(幅50cm未満のもの)	300
	スピーカー(幅50cm以上のもの)	500

ストーブ	300
扇風機	300
掃除機	300
チューナー	300
テレビジョン受信機(ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの(液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)でないもので、20インチ未満のもの)	500
テレビジョン受信機(ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの(液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)でないもので、20インチ以上29インチ未満のもの)	700
テレビジョン受信機(ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの(液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)でないもので、29インチ以上のもの)	1,000
電子ピアノ	500
電子レンジ	300
パーソナルコンピューター	500
パネルヒーター	300
ビデオデッキ	300
ファンヒーター	300

	プリンター(パーソナルコンピューター用のもの)	500
	プレーヤー	300
	ふろがま	500
	ホットカーペット	300
	ミシン(卓上式のもの)	300
	ミシン(卓上式以外のもの)	500
	もちつき機	300
	湯沸し器	300
	ラジカセ	300
	ワードプロセッサ	300
家具・寝具類	アコーディオンカーテン	300
	衣装箱	300
	いす(応接セット用のいすを除く。)	300
	いす(応接セット用で1人用のもの)	300
	いす(応接セット用で2人以上用のもの)	500
	カーペット	300
	カラーボックス	300
	鏡台	300
	げた箱(幅1.0m未満のもの)	500
	げた箱(幅1.0m以上のもの)	700
	サイドボード(幅1.0m未満のもの)	500
	サイドボード(幅1.0m以上のもの)	700
	座卓	300
	じゅうたん	300
	食器棚(幅1.0m未満のもの)	500
	食器棚(幅1.0m以上のもの)	700
	ソファ	500
	たんす(幅1.0m未満のもの)	500
	たんす(幅1.0m以上のもの)	700

	机(木製のもの)	500
	机(スチール製のもの)	700
	テーブル(応接セット用のもの)	300
	テーブル(応接セット用を除く。)	500
	テレビ台	300
	布団	300
	ブラインド	300
	ベッド(シングル及びセミダブルでベッドマットを除く。)	700
	ベッド(ダブルでベッドマットを除く。)	1,000
	ベッド(ベビー用のもの)	300
	ベッド(2段：解体した状態にあるもの)	700
	ベッドマット	700
	本棚(木製で幅1.0m未満かつ高さ1.5m未満のもの)	500
	本棚(木製で幅1.0m以上又は高さ1.5m以上のもの及びスチール製のもの)	700
	マットレス	300
	ミシン台	300
	物置(解体した状態にあるもの)	1,000
	レンジ台	300
	ロッカー	1,000
	ワゴン	300
その他	網戸	300
	犬小屋	500
	植木鉢	300
	乳母車	300
	オルガン	500
	ギター	300
	脚立	300

手提げ金庫	500
草刈り機	300
琴	700
子供用遊具(滑り台及びブランコを除く。)	300
ゴルフセット	500
サーフボード	500
材木(長さ200cm以下又は直径20cm以下のもの)	300
三輪車	300
七輪	300
自転車	300
芝刈り機	300
障子	300
水槽	300
スーツケース	300
スキーセット	300
滑り台	700
洗面化粧台	700
タイプライター	300
畳	700
卓球台	700
調理台	1,000
テレビのアンテナ	300
ドア	500
トタン板	300
流し台	1,000
柱時計	300
ふすま	300
ブロック	300
ぶら下がり健康器	700

ブランコ	700
プランター	300
噴霧器	300
物干し台	500
浴槽	1,000
レンガ	300

#### 備考

- 1 この表の品目の欄に掲げる品目以外の物で家庭ごみとして収集することが困難なものうち、その重量、形状、処理の困難性等を勘案して同欄に掲げる品目のいずれかに類似すると認められるものについては、最も類似すると認められる同欄に掲げる品目とみなす。
- 2 この表の品目の欄に掲げる品目以外の物で家庭ごみとして収集することが困難なものうち、前項の規定の適用がないものについては、300円とする。

#### 2 単位

1個単位とする。ただし、次に掲げるものは、次の単位とする。

単位	品目	取扱い等	
1セット	コンポステレオ(ステレオセット)	原則として一体で使用できるものを対象とするが、単体で使用可能な応接セット、システムキッチン等は除く。	
	こたつとこたつ板(こたつ)		
	ゴルフバッグとクラブ(ゴルフセット)		
	スキー板とストック(スキーセット)		
	トタン板		大人が運搬できる大きさ、重量にひも等で確実に束ねる。
	材木		
	布団		
	障子		
	ふすま		
	網戸		
	ブロック5個まで		
	レンガ10個まで		

改正文(平成18年6月29日告示第330号)抄

平成18年7月1日から施行する。

改正文(平成19年6月25日告示第270号)抄  
平成19年7月1日から施行する。

改正文(平成21年3月13日告示第71号)抄  
平成21年4月1日から施行する。

○北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例

平成6年3月31日

条例第11号

改正 平成8年3月29日条例第5号

平成20年3月25日条例第18号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 まち美化促進区域の指定等(第6条—第8条)

第3章 投棄の禁止等(第9条—第13条)

第4章 雑則(第14条—第16条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者及び市民等が一体となって空き缶等の散乱を防止することにより、快適な生活環境を確保するとともに、市内の環境の美化を推進し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空き缶等」とは、飲料の容器、たばこの吸殻等であって、その散乱が快適な生活環境を阻害するものとして規則で定めるものをいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市の区域内に居住する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 前2号に掲げる者のほか、市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者

3 この条例において「特定事業者」とは、容器に収納した飲料その他ごみの散乱を生じさせるおそれのある物品の販売者であって、規則で定めるものをいう。

4 この条例において「回収容器」とは、空き缶等を回収することを目的とした容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等の散乱の状況を把握するとともに、空き缶等の散乱の防止に関する啓発及び指導、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等の施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するときは、事業者及び市民等が自主的に行う空き缶等の散乱の防止に関する活動が促進されるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業場及びその周辺その他事業活動を行う地域の空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納するよう努めるとともに、占有する土地及びその周辺の空き缶等の散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 まち美化促進区域の指定等

(まち美化促進区域の指定)

第6条 市長は、快適な生活環境の形成を図るうえで空き缶等の散乱を防止することが特に必要と認められる区域を、まち美化促進区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定によりまち美化促進区域を指定しようとするときは、関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

3 まち美化促進区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、まち美化促進区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりまち美化促進区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(施策の重点実施)

第7条 市長は、まち美化促進区域において、空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施するものとする。

(まち美化推進員)

第8条 市長は、空き缶等の散乱の防止について知識、経験等を有すると認められる者をまち美化推進員として選任することができる。

2 まち美化推進員は、市が行う空き缶等の散乱の防止に関する施策への協力その他の活動を行う。

## 第3章 投棄の禁止等

(投棄の禁止)

第9条 市民等は、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(回収容器の設置等)

第10条 特定事業者は、販売した物品の消費により生じた空き缶等が販売場所及びその周辺に投棄されないよう、回収容器の設置等必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、快適な生活環境の確保を図るために必要な限度において、期限を定め、回収容器の設置等必要な措置をとるよう勧告することができる。

(平20条例18・一部改正)

(命令)

第12条 市長は、北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例(平成20年北九州市条例第10号)第9条第1項に規定する迷惑行為防止重点地区(第15条第1号において「重点地区」という。)(道路、公園その他の公共の用に供する場所で規則で定めるもの(同号において「公共の場所」という。))に限る。))以外の場所において、第9条の規定に違反した者に対し、空き缶等の回収を命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定め、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平8条例5・平20条例18・一部改正)

(公表)

第13条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(平8条例5・平20条例18・一部改正)

#### 第4章 雑則

(立入検査)

第14条 市長は、第11条又は第12条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、空き缶等が散乱している土地に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 重点地区内の公共の場所において、第9条の規定に違反した者

(2) 第12条の規定による命令に違反した者

(平8条例5・平20条例18・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、北九州市行政手続条例(平成8年北九州市条例第4号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成8年7月1日)

付 則(平成20年3月25日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第10号で平成21年3月25日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第9条の規定に違反した者に対する勧告については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に改正前の条例第11条の規定によりなされた勧告又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる勧告に従うべき旨の命令については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に改正前の条例第12条の規定によりなされた命令又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に従わない場合における公表については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及びこの条例の施行前に改正前の条例第12条の規定によりなされた命令又は付則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則

平成6年9月16日

規則第50号

改正 平成21年3月13日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成6年北九州市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(空き缶等)

第2条 条例第2条第1項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 飲料を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器
- (2) たばこの吸殻
- (3) チューインガム
- (4) 紙くず

(平21規則18・一部改正)

(特定事業者)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める物品の販売者は、缶、びん、ペットボトルその他の容器に収納した飲料を販売する者とする。

(平21規則18・一部改正)

(まち美化促進区域の告示)

第4条 条例第6条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) まち美化促進区域の名称
- (2) まち美化促進区域の区域図
- (3) まち美化促進区域の指定年月日

(まち美化推進員証)

第5条 条例第8条第1項に規定するまち美化推進員は、同条第2項に規定する活動を行うときは、まち美化推進員証(第1号様式)を携帯するものとする。

(公共の場所)

第6条 条例第12条第1項に規定する公共の用に供する場所で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路
- (2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

(3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川及び同法第100条第1項に規定する準用河川並びに北九州市普通河川管理条例(昭和46年北九州市条例第48号)第2条第1項に規定する普通河川

(4) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設

(5) 前各号に掲げる場所のほか、公衆の通行に供されている道路、駅前広場その他不特定多数の者が自由に利用することができる場所

(平21規則18・追加)

(命令)

第7条 条例第12条の規定による命令は、命令書を交付して行うものとする。

(平21規則18・追加)

(公表)

第8条 条例第13条第1項の規定による公表は、命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、勧告及び命令の概要、公表の理由その他必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

(平21規則18・旧第6条繰下)

(身分を示す証明書)

第9条 条例第14条第2項に規定する証明書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(平21規則18・旧第7条繰下)

(過料処分の手続)

第10条 条例第15条の規定による過料の処分は、過料処分決定通知書を交付して行うものとする。

2 市長は、前項の処分を行おうとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知書により告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

(平21規則18・追加)

(帳票の様式)

第11条 次に掲げる帳票の様式は、環境局長が別に定める。

(1) 命令書

(2) 過料処分決定通知書

(3) 告知書

(平21規則18・追加)

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平21規則18・旧第8条繰下)

付 則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成21年3月13日規則第18号)

この規則は、平成21年3月25日から施行する。

ただし、第2条第1号及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

(表 面)

5.5 センチメートル	ま ち 美 化 推 進 員 証	第	号
	住 所	写 真	
	氏 名	年 月 日生	
	上記の者は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例第8条第1項に規定する まち美化推進員であることを証明する。		
	年 月 日 発行		
	有効期限 年 月 日 まで		
	北九州市長		印
	9センチメートル		

(裏 面)

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(抜粋)
(まち美化推進員)
第8条 市長は、空き缶等の散乱の防止について知識、経験等を有すると認められる 者をまち美化推進員として選任することができる。
2 まち美化推進員は、市が行う空き缶等の散乱の防止に関する施策への協力その他 の活動を行う。

第2号様式(第9条関係)

(表 面)

5.5 センチメートル	立 入 検 査 員 証	第 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> 号
	所 属	写 真 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span>
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
	上記の者は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例第14条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
	年 月 日 発行	
	有効期限	年 月 日 まで
		北九州市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
	9センチメートル	

(裏 面)

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(抜粋)
(立入検査)
第14条 市長は、第11条又は第12条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、空き缶等が散乱している土地に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第9条関係)

(平21規則18・一部改正)

○北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年10月14日

条例第35号

改正 平成8年3月29日条例第5号

平成12年12月13日条例第69号

平成23年9月30日条例第27号

令和2年3月25日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 市の区域において浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平23条例27・一部改正)

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 浄化槽保守点検業を営もうとする区域
- (5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号並びにその者が専任する区域

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類
- (2) 第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類
- (3) 連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
- (4) その他規則で定める図書

(平23条例27・一部改正)

(登録の実施等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(平23条例27・一部改正)

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は申請書若しくはその添付図書の重要な事項について虚偽の記載があり、若しく

は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 第9条第1項及び第2項に規定する要件のいずれかを欠く者

(8) 第9条の2に規定する要件を欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(平23条例27・令2条例1・一部改正)

(変更の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(平23条例27・一部改正)

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号の一に該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(平23条例27・一部改正)

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなく同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(平23条例27・一部改正)

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所に市の区域専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、前2項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(研修の機会の付与)

第9条の2 浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を与えなければならない。

(令2条例1・追加)

(業務の実施)

第10条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、法第4条第7項の規定により環境省令で定められた浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

(平12条例69・令2条例1・一部改正)

(標識の掲示)

第11条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとの見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第12条第1項の助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いと  
き。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条  
例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開に  
より行わなければならない。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。

(平8条例5・一部改正)

(報告徴収、立入検査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業  
者に対し、浄化槽保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職  
員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他  
の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の  
請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな  
い。

(手数料)

第15条 次の各号の一に該当する者は、当該各号に定める額の手数料を納入  
しなければならない。

(1) 第2条第1項の規定による登録を受けようとする者3万円

(2) 第2条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者3万円

(3) 第4条第3項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付  
を受けようとする者1通につき200円

2 前項の手数料は、申請の際これを徴収する。

3 既納の手数料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めると  
きは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

(2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

(3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(4) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平23条例27・一部改正)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

3 この条例の施行の際、現に市の区域において浄化槽保守点検業を営んでい

る者で市内に営業所を有しないものに係る第9条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「市内に営業所」とあるのは「営業所」と読み替えるものとする。

付 則（平成8年3月29日条例第5号）

この条例は、北九州市行政手続条例（平成8年北九州市条例第4号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成8年7月1日）

付 則（平成12年12月13日条例第69号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成23年9月30日条例第27号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成24年規則第4号で平成24年4月1日から施行）

付 則（令和2年3月25日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項に1号を加える改正規定及び次項の規定は令和3年4月1日から、第10条第2項の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に登録を受けている浄化槽保守点検業者については、改正後の第5条第1項第8号の規定は、令和4年4月1日から適用する。

○北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年12月17日

規則第62号

改正 平成2年3月30日規則第20号

平成17年3月1日規則第6号

平成20年10月27日規則第64号

令和元年6月27日規則第12号

令和2年3月31日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北九州市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

(更新の登録)

第3条 条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、現に受けている登録の有効期間の満了の日前30日までに申請書を市長に提出しなければならない。

(申請書の添付書類)

第4条 条例第3条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し（法人にあっては、定款の謄本及び登記事項証明書）

(2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し

(3) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の条例第9条の2の規則で定める研修の受講を証明する書類

(4) 浄化槽清掃業者との業務に関する連絡を証明する次に掲げる書類

ア 申請者が市長の許可を受けた浄化槽清掃業者である場合には、当該浄化槽清掃業に係る許可証の写し

イ 申請者が市長の許可を受けた浄化槽清掃業者でない場合には、市長の許可を受けた浄化槽清掃業者が発行した業務の連絡に関する証明書及び当該業者の浄化槽清掃業に係る許可証の写し

(5) 従業員名簿

(平17規則6・平20規則64・令2規則27・一部改正)

(変更の届出)

第5条 条例第6条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を届出書に添付しなければならない。

(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更

住民票の写し又は登記事項証明書

(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)

登記事項証明書

(3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更

登記事項証明書及び新たに役員となった者がある場合においては、条例第5条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書類

(4) 条例第3条第1項第5号に掲げる事項の変更

浄化槽管理士免状の写し及び条例第9条の2の規則で定める研修の受講を証明する書類

(平17規則6・令2規則27・一部改正)

(営業所に備えるべき器具)

第6条 条例第9条第2項に規定する規則で定める器具は、別表に掲げるとおりとする。

(浄化槽管理士の研修)

第7条 条例第9条の2の規則で定める研修は、浄化槽の保守点検に関する必要な知識及び技術の向上に資するものとして市長が指定する研修とする。

(令2規則27・追加)

(標識の記載事項)

第8条 条例第11条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 浄化槽管理士の氏名

(平17規則6・一部改正、令2規則27・旧第7条繰下・一部改正)

(帳簿の記載事項等)

第9条 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保守点検を行った年月日
- (2) 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (3) 保守点検を行った浄化槽の設置場所
- (4) 保守点検を行った、又は監督した浄化槽管理士の氏名
- (5) 条例第10条第2項の規定により通知した浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者の氏名又は名称
- (6) 点検、調整及び修理した事項

2 浄化槽保守点検業者は、条例第12条の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該帳簿を保存しなければならない。

(平17規則6・一部改正、令2規則27・旧第8条繰下・一部改正)

(業務の報告)

第10条 浄化槽保守点検業者は、保守点検を行った浄化槽ごとに毎月の保守点検の状況を記載した報告書を、当該月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、各事業年度における業務の実績を記載した報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に市長に提出しなければならない。

(平17規則6・一部改正、令2規則27・旧第9条繰下)

(身分証明書の様式)

第11条 条例第14条第3項の身分を示す証明書は、別記様式によるものと

する。

(令 2 規則 2 7 ・旧第 1 0 条繰下 ・一部改正)

(委任)

第 1 2 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

(平 2 規則 2 0 ・一部改正、令 2 規則 2 7 ・旧第 1 1 条繰下)

付 則

この規則は、昭和 6 1 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 年 3 月 3 0 日規則第 2 0 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 1 7 年 3 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、平成 1 7 年 3 月 7 日から施行する。ただし、第 1 条中北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則本則及び第 4 条各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 2 0 年 1 0 月 2 7 日規則第 6 4 号)

この規則は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

付 則 (令和元年 6 月 2 7 日規則第 1 2 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 2 年 3 月 3 1 日規則第 2 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に 1 号を加える改正規定及び第 5 条第 4 号の改正規定並びに次項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に登録を受けている浄化槽保守点検業者については、改正後の第 4 条第 3 号及び第 5 条第 4 号の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表 (第 6 条関係)

透視度計	水素イオン濃度指数測定器具又は水素イオン濃度試験紙	塩素イオ
------	---------------------------	------

ン濃度試験器具 亜硝酸イオン試験器具 溶存酸素濃度試験器具 残留塩素濃度試験器具 混合液浮遊物質濃度試験器具 汚泥沈殿率試験器具 スカム厚測定器具 汚泥厚測定器具 スカム破碎用具 汚泥かき落とし用具 注油器グリースガン テスター 水準器 消毒薬剤 ガス検知器照明器具 送風機 殺虫剤散布器 工具一式

別記様式(第10条関係)

(表面)

第	号	写 真 北九州 市長印
所 属		
職 名		
氏 名		
	年 月 日生	
北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第3項の規定による証明書		
交 付	年 月 日	
有効期限	年 月 日まで	
	北九州市長	印

(日本産業規格B8)

(裏面)

この証明書を携帯する者は、北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例により、立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。  
(報告徴収、立入検査等)

第14条 (略)

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○北九州市公害防止条例

昭和46年10月21日

条例第54号

改正 平成4年3月27日条例第1号

平成6年6月20日条例第27号

平成8年6月18日条例第30号

平成12年12月13日条例第72号

北九州市公害防止条例(昭和45年条例第19号)の全部改正

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、北九州市環境基本条例(平成12年北九州市条例第71号)その他法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(平6条例27・平12条例72・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。))および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第1号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの

3 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

4 この条例において「排出水」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水(廃液を含む。以下同じ。)を排出する施設で規則で定めるものを設置する工場または事業場から公共用

水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に排出される水をいう。

(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

(2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

5 この条例において「指定施設」とは、工場または事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染または地盤の沈下(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、またはもたらす施設であって規則で定めるものをいう。

6 この条例において「指定工場等」とは、指定施設を設置する工場または事業場をいう。

7 この条例において「規制基準」とは、指定施設または指定工場等から発生し、排出され、飛散し、またはもたらされるばい煙等(排出水以外の汚水を除く。)の量、濃度もしくは程度の許容限度または指定施設の構造、使用および管理の基準であって、規則で定めるものをいう。

(平12条例72・一部改正)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙等および廃棄物を自己の責任と負担において適正に処理する等公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令に基づく基準に適合している場合においても常に公害の防止について最善の努力をしなければならない。

3 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、市長から公害の防止に関し必要な資料を求められたときは、企業秘密を理由として、これを拒むようなことがあってはならない。

(平12条例72・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため公害防止に積極的に対処するものとし、総合的な計画のもとに、次の各号に掲げる公害防止の諸施策を実施するものとする。

(1) ばい煙等の排出等に関する規制

(2) 監視、測定および検査の体制の強化ならびに調査研究機能の拡充

- (3) 緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業および下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業の推進
- (4) 公害に関する知識の普及および公害の状況の公表
- (5) 公害に関する苦情の処理体制の整備および適切な処理
- (6) 地域開発における土地利用および公害をもたらす施設の設置を規制する措置等公害防止上の配慮
- (7) 公害防止協定の締結の促進
- (8) 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進
- (9) 公害の防止のための施設の整備等について必要な資金の融資のあっせんおよび技術的な助言、指導等
- (10) 緑地の保全その他自然環境の保護  
(平12条例72・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第6条 削除

(平12条例72)

第7条 削除

(平6条例27)

(指定施設の設置の届出)

第8条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。ただし、騒音規制法による特定工場等およびこの条例による騒音に係る指定工場等において、騒音に係る指定施設を設置する場合は、この限りでない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場または事業場の名称および所在地
- (3) 指定施設の種類(騒音に係る指定施設にあっては、種類ごとの数)
- (4) 指定施設の構造および使用の方法(騒音に係る指定施設を除く。)
- (5) 指定施設の管理の方法(粉じんに係る指定施設に限る。)
- (6) ばい煙等(粉じんを除く。)の処理または防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出のうち騒音に係る指定施設の届出については、当該指定施設の設

置の工事の開始の日の30日前までに行なわなければならない。

- 3 第1項の規定による届出には、当該指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平12条例72・一部改正)

(経過措置)

第9条 一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が指定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、一の施設が騒音に係る指定施設となった際すでに騒音規制法による特定施設またはその施設以外の指定施設が設置されている工場または事業場におけるその施設については、この限りでない。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平12条例72・一部改正)

(指定施設の変更の届出)

第10条 第8条第1項または前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1項第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、またはその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、規則で定める場合を除き、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第8条第1項または前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1項第4号から第7号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める場合を除き、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出のうち騒音に係る指定施設の届出については、その届出に係る第8条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに行なわなければならない。

- 4 第8条第3項の規定は、第2項の規定による届出について準用する。

(平12条例72・一部改正)

(計画変更命令および計画変更勧告)

第11条 市長は、第8条第1項または前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定施設または指定工場等に係るばい煙または排出水の量または濃度が、その指定施設または指定工場等に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更

または第8条第1項の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

- 2 市長は、第8条第1項または前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法または指定施設の使用の方法もしくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(平12条例72・一部改正)

(実施の制限)

第12条 ばい煙および排出水に係る指定施設に関し、第8条第1項または第10条第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、またはその届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

- 2 市長は、第8条第1項または第10条第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の規定による期間を短縮することができる。

(承継)

第13条 第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(平12条例72・一部改正)

(排出の制限)

第14条 ばい煙に係る指定施設からばい煙を大気中に排出する者または排出水を排出する者は、規制基準に適合しないばい煙または排出水を排出してはならない。

- 2 前項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工

事をしている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙または当該施設を設置している工場もしくは事業場(既に指定施設を設置している工場または事業場を除く。)から排出される水については、当該施設が指定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。

(平12条例72・一部改正)

(規制基準の遵守義務)

第15条 粉じんまたは騒音に係る指定施設または指定工場等を設置している者は、当該指定施設または当該指定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(事業者の屋外燃焼行為の制限)

第15条の2 事業者は、木材、船舶、自動車、家電製品(一般家庭での使用を主な目的として製造された電気製品をいう。)その他のその燃焼に伴ってばい煙又は悪臭を発生するおそれがある物であって規則で定めるものを屋外において燃焼させてはならない。ただし、焼却施設を使用し、かつ、ばい煙若しくは悪臭の排出を防止するための適切な措置を講じている場合、又は市長が特に認める場合は、この限りでない。

(平8条例30・追加)

(改善命令等)

第16条 市長は、ばい煙に係る指定施設からばい煙を大気中に排出する者がばい煙の量若しくは濃度が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合においてその継続的な排出により人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずると認めるとき、又は排水を排出する者が排水の量若しくは濃度が指定工場等の排水口において規制基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて指定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は指定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 市長は、粉じんに係る指定施設を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該指定施設について規制基準に従うべきことを命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該指定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は指定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することが

できる。

- 4 市長は、騒音に係る指定施設の設置若しくは変更の届出をした者のうち第11条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、第11条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は指定施設の使用法若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 5 市長は、事業者が前条の規定に違反する燃焼行為をした場合において、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、焼却方法の改善を命じ、又は燃焼行為の停止を命ずることができる。
- 6 第14条第2項の規定は、第1項の規定による命令について準用する。
- 7 第2項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設から発生する粉じんについては、当該施設が指定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。
- 8 第3項及び第4項の騒音に係る勧告及び命令の規定は、第9条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る指定工場等については、同項に規定する指定施設となった日から3年間は、適用しない。

(平8条例30・一部改正)

(特殊気象情報)

第17条 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態の発生を未然に防止するため、特殊な気象の状態を生じ、または生ずるおそれがあるときは、その旨を同条第2項に規定するばい煙排出者に対し、通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の特殊な気象の状態が継続することにより、大気中のばい煙の量が増加するおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、前項に規定するばい煙排出者に対し、ばい煙量の減少について協力を求めなければならない。

(緊急時における措置等)

第18条 市長は、前条第1項に規定する特殊な気象の状態が発生してなく、かつ、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態に至っていないが、大気の汚染が人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれがあり規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設およびばい煙に係る指定施設を設置している者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

2 ばい煙排出者であって、ばい煙量が規則で定める量の範囲の施設を設置しているものは、当該施設についてばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

3 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によってはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る計画を参酌して、ばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(平12条例72・一部改正)

(自動測定記録装置の設置)

第19条 ばい煙等を発生する施設で規則で定めるものを設置している者は、ばい煙等の発生状況を常時監視するため、規則で定めるところにより自動測定記録装置を設置しなければならない。

(自動車の使用者等の努力義務)

第20条 自動車(原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)の使用者または運転者は、常に必要な整備および適正な運転をすることにより、自動車から発生する騒音および排出ガスの低減に努めなければならない。

(報告の徴収及び検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設又は指定工場等を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該指定工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平8条例30・一部改正)

第21条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場若しくは作業場を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該工場、事業場若しくは作業場に立ち入り、当該施設その他の物件を検査させることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(平8条例30・追加)

(公害防止協定の締結等)

第22条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認める場合においては、ばい煙等を発生する施設を設置している者(当該施設の構造、使用の方法等を変更する者を含む。以下この条において同じ。)または当該施設を設置しようとする者との間に公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 ばい煙等を発生する施設を設置している者または当該施設を設置しようとする者は、市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に基づき特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の規定による公害の防止に関する協定が締結されるまでは、当該ばい煙等を発生する施設の工事に着手し、またはその使用の方法を変更しないように努めなければならない。

4 市長は、第2項の市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結するよう努めない者があるときは、その旨を公表するものとする。

(平12条例72・一部改正)

(公害防止のための勧告)

第23条 他の法令もしくはこの条例によりその規制に関する基準が定められていないばい煙等または他の法令もしくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場もしくは作業場から発生するばい煙等により、公害が発生し、またはそのおそれがあり、市民の健康の保護または生活環境の保全上特に必要があると認めるときには、市長は、当該ばい煙等を発生する者に対し、公害の除去または防止のための必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(遵守義務違反者の公表)

第24条 市長は、ばい煙等を発生し、排出し、飛散させ、またはもたらす施設を設置している者が、法令に違反している場合は、必要に応じてその旨を公表するものとする。

(公害防止担当者の届出)

第25条 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法に規定する特定施設もしくは騒音規制法に規定する特定施設または第2条第5項に規定する指定施設を設置する者は、事故時および緊急時における措置その他公害防止に関し直接担当する者の氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 第11条第1項又は第16条第1項、第4項若しくは第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(平8条例30・一部改正)

第28条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役または10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定に違反した者
- (2) 第16条第2項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または5万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項もしくは第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定に違反した者

第30条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項、第10条第2項もしくは第3項または第18条第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (2) 第21条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

第31条 第10条第1項又は第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(平4条例1・一部改正)

第32条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑または科料刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第5号で昭和47年3月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の北九州市公害防止条例(以下「旧条例」という。)第10条第1項または第12条第2項の規定により、ばい煙に係る指定施設に関し届出をした者の当該届出に係る指定施設の設置等については、第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

- 3 第19条の規定は、いおう酸化物に係るばい煙等を発生する施設については、昭和48年3月31日まで、その他に係るばい煙等を発生する施設については、別に条例で定める日まで同条の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

(平12条例72・一部改正)

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成4年3月27日条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

付 則(平成6年6月20日条例第27号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

付 則平成8年6月18日条例第30号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成12年12月13日条例第72号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

○北九州市公害防止条例施行規則

昭和47年3月1日

規則第6号

改正 昭和47年12月27日規則第88号

昭和49年5月21日規則第69号

昭和50年4月3日規則第19号

昭和50年5月28日規則第30号

昭和50年11月1日規則第90号

昭和57年5月10日規則第34号

昭和60年8月27日規則第49号

昭和61年3月31日規則第24号

平成元年9月8日規則第38号

平成5年9月21日規則第51号

平成6年1月31日規則第3号

平成8年6月25日規則第50号

平成9年9月30日規則第38号

平成11年4月23日規則第27号

平成12年12月22日規則第106号

平成27年4月20日規則第24号

平成27年6月19日規則第29号

平成27年10月19日規則第42号

平成28年6月30日規則第62号

平成28年11月30日規則第74号

平成30年5月21日規則第31号

令和元年6月27日規則第13号

令和2年7月6日規則第54号

令和3年12月9日規則第49号

令和4年6月22日規則第34号

令和5年5月10日規則第22号

北九州市公害防止条例施行規則（昭和45年規則第73号）の全部改正

（用語）

第1条 この規則で使用する用語は、北九州市公害防止条例（昭和46年北九州市条例第54号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

（ばい煙に係る有害物質）

第2条 条例第2条第2項第3号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- （1） カドミウム及びその化合物
- （2） 塩素及び塩化水素
- （3） 素、化水素及び化素
- （4） 鉛及びその化合物
- （5） 窒素酸化物

（昭57規則34・平11規則27・一部改正）

（排水に係るカドミウム等の物質）

第3条 条例第2条第4項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- （1） カドミウム及びその化合物
- （2） シアン化合物
- （3） 有機化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオ

ン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン)、及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名 EPN) に限る。)

- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 6価クロム化合物
- (6) 素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル (別名 PCB)
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2-ジクロロエタン
- (14) 1, 1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) 1, 3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)
- (20) 2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -S-トリアジン (別名シマジン)
- (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)

- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) 1,4-ジオキサン

(昭50規則90・昭57規則34・平元規則38・平6規則3・平11規則27・平27規則24・一部改正)

(水素イオン濃度等の項目)

第4条 条例第2条第4項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- (3) 浮遊物質
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- (5) フェノール類含有量
- (6) 銅含有量
- (7) 亜鉛含有量
- (8) 溶解性鉄含有量
- (9) 溶解性マンガン含有量
- (10) クロム含有量
- (11) 大腸菌群数
- (12) 窒素含有量
- (13) 磷含有量

(昭57規則34・平5規則51・平11規則27・平27規則24・一部改正)

(指定施設)

第5条 条例第2条第4項各号列記以外の部分の規則で定める施設は、別表第2に掲げる施設とする。

2 条例第2条第5項の規則で定める施設は、別表第1から別表第3までに掲げる施設とする。

(規制基準)

第6条 条例第2条第7項の規則で定める基準は、別表第1から別表第3までに掲げる基準とする。

(届出書の提出部数)

第7条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通を添えてしなければならない。

(届出)

第8条 条例の規定による届出は、別表第4の第2欄に掲げる届出の種類ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる届出書によってしなければならない。

2 条例第8条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 汚水に係る指定施設

ア 排出水の汚染状態及び量

イ 用水及び排水の系統

(2) 騒音に係る指定施設

ア 工場又は事業場の事業内容

イ 常時使用する従業員数

ウ 指定施設の型式及び公称能力

エ 指定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第8条第3項（条例第9条第2項及び第10条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、別表第4の第4欄に掲げる書類とする。

（昭57規則34・平11規則27・一部改正）

（受理書）

第9条 市長は、条例第8条第1項、第9条第1項又は第10条第2項の届出を受理したときは、受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

（昭57規則34・一部改正）

（届出施設の変更の届出を要しない場合）

第10条 条例第10条第1項の規則で定める場合は、指定工場等に設置する騒音に係る指定施設の一部の使用を廃止した場合とする。

2 条例第10条第2項の規則で定める場合は、第8条第2項第2号に掲げる事項の変更をしようとする場合とする。

（屋外での燃焼行為が制限される物）

第10条の2 条例第15条の2の規則で定める物は、次に掲げる物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当するものを除く。）とする。

（1） その燃焼に伴って著しいばい煙又は悪臭を発生するおそれがある物質を含有した塗料、樹脂材料等を含み、又は付着した木材

（2） 前号に規定する木材から分離された物で、その燃焼に伴って著しいばい煙又は悪臭を発生するおそれがあるもの

（3） 船舶（船舶を解体し、又は分割したものを含む。）

(4) 自動車（自動車を解体し、又は分割したものを含む。）

(5) エアコンディショナー、ステレオセット、洗濯機、テレビ受像機、電子レンジ及び冷蔵庫

(6) 電線

(平8規則50・追加)

(特殊気象情報)

第11条 条例第17条第2項の規則で定める場合は、大気汚染測定点の1の測定点において、硫黄酸化物の大気中における含有率の1時間値（以下単に「1時間値」という。）が百万分の0.07を超え、かつ、風向、風速等の気象状態から他の測定点においても同程度に上昇する傾向があると認められるときとする。

(昭57規則34・旧第12条繰上・一部改正)

(緊急時における措置等)

第12条 条例第18条第1項の規則で定める場合は、次の各号の一に該当する場合であつて、気象条件からみて当該各号に規定する状態が継続すると認められるときとする。

(1) 1測定点において、硫黄酸化物の1時間値が百万分の0.2以上である状態が2時間継続し、かつ、他の1以上の測定点において、百万分の0.15以上の状態が2時間継続した場合

(2) 1測定点において、硫黄酸化物の1時間値が百万分の0.3以上である状態となり、かつ、他の1以上の測定点において、百万分の0.15以上の状態が2時間継続した場合

(3) 1測定点の硫黄酸化物の1時間値の24時間平均値が、百万分の0.15以上の状態になった場合

2 条例第18条第2項の規則で定める量は、温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時8立方メートル以上10立方メートル未満の硫黄酸化物に係るばい煙量とする。

(昭57規則34・旧第13条繰上・一部改正、平11規則27・一部改正)

(自動測定記録装置の設置)

第13条 条例第19条の規則で定める施設は、温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時20立方メートル以上の硫黄酸化物に係るばい煙量を排出するばい煙発生施設とする。

2 条例第19条の規定による自動測定記録装置は、日本産業規格K0103に定める測定方法に適合するものとする。

3 自動測定記録装置による測定の記録は3年間保存しなければならない。

(昭57規則34・旧第14条繰上・一部改正、平11規則27・令元規則13・一部改正)

(立入検査員証)

第14条 条例第21条第2項及び第21条の2第2項において準用する条例第21条第2項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(昭57規則34・旧第15条繰上・一部改正、平8規則50・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年12月27日規則第88号)

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

付 則 (昭和49年5月21日規則第69号)

1 この規則は、昭和49年6月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際現にばい煙に係る指定施設を設置している者（設置の工事をして  
いる者を含む。）に対する改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第1の備考第  
1項の規定は、昭和49年11月30日までは適用せず、なお従前の例による。

付 則（昭和50年4月3日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年5月28日規則第30号）

- 1 この規則は、昭和50年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にばい煙に係る指定施設を設置している者（設置の工事をして  
いる者を含む。）に対する改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第1の備考  
第1項の規定は、昭和50年11月30日までは適用せず、なお従前の例による。

付 則（昭和50年11月1日規則第90号）

- 1 この規則は、昭和50年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第2の2 規制基準の  
(1) 第3条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準の表のPCBにつ  
いての規制基準は、別表第2の1 指定施設の表の2のウに掲げる指定施設を設置す  
る工場であつて、古紙を主原料とするちり紙及びトイレットペーパーの製造を行つて  
いるものに係る排出水については、昭和51年2月末日までは適用しない。

付 則（昭和57年5月10日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和60年8月27日規則第49号）

- 1 この規則は、昭和60年9月10日から施行する。
- 2 この規則の施行前にその設置の工事が着手されたボイラーに係る改正後の北九州市  
公害防止条例施行規則別表第1の規定の適用については、当分の間、同表の指定施設

の規模又は能力の欄中「5平方メートル以上10平方メートル未満であること（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除く。）」とあるのは「5平方メートル以上10平方メートル未満であること。」と読み替えるものとする。

付 則（昭和61年3月31日規則第24号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成元年9月8日規則第38号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

付 則（平成5年9月21日規則第51号）

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

付 則（平成6年1月31日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成6年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者（設置の工事をして  
いる者を含む。以下同じ。）の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水  
の鉛及びその化合物又は素及びその化合物による汚染状態に係る規制基準につい  
ては、この規則の施行の日から6月間は、改正後の北九州市公害防止条例施行規則（以  
下「改正後の規則」という。）第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第2 2 規制基準（1）第3条に定める物質による排出水の汚染  
状態に係る規制基準の表のジクロロメタン、四塩化炭素、1，2-ジクロロエタン、  
1，1-ジクロロエチレン、シス-1，2-ジクロロエチレン、1，1，1-トリク  
ロロエタン、1，1，2-トリクロロエタン、1，3-ジクロロプロペン、チウラ

ム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン並びにセレン及びその化合物についての規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この規則の施行の日から6月間は、適用しない。

付 則（平成8年6月25日規則第50号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

付 則（平成9年9月30日規則第38号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

付 則（平成11年4月23日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、ばい煙に係る指定施設のうち現に設置されている廃棄物焼却炉（設置の工事に着手されているものを含む。以下「既設焼却炉」という。）に係るばいじんの排出基準は、平成13年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 平成13年4月1日から当分の間、既設焼却炉に係る改正後の別表第1の規定の適用については、同表の規制基準のばいじんの欄中「0.15グラム」とあるのは「0.25グラム」とする。

付 則（平成12年12月22日規則第106号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成27年4月20日規則第24号）

改正 平成27年6月19日規則第29号

平成28年6月30日規則第62号

平成28年11月30日規則第74号

平成30年5月21日規則第31号

令和2年7月6日規則第54号

令和3年12月9日規則第49号

令和4年6月22日規則第34号

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 付則別表の有害物質の種類又は項目の欄に掲げる物質について、同表の業種の欄に掲げる業種に属する指定工場等に係る排出水の規制基準は、この規則による改正後の北九州市公害防止条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定にかかわらず、この規則の施行の日から同表の期日の欄に掲げる日までの間は、同表の許容限度の欄に掲げるとおりとする。
- 3 この規則の施行の際現に設置されている汚水に係る指定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する指定工場等に係る排出水の cadmium 及びその化合物又は鉛含有量についての規制基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の規則別表第2及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物並びに1,4-ジオキサンについての改正後の規則別表第2又は付則第2項に規定する規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している指定工場等から排出される水については、この規則の施行の日から6月間は、適用しない。

付則別表

(平 2 7 規則 2 9 ・ 平 2 8 規則 6 2 ・ 平 2 8 規則 7 4 ・ 平 3 0 規則 3 1 ・ 令 2  
規則 5 4 ・ 令 3 規則 4 9 ・ 令 4 規則 3 4 ・ 一部改正)

有害物質の種類又は項目	業種	許容限度	期日
ほう素及びその化合物（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	3 0	令和 7 年 6 月 3 0 日
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	4 0	
ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1 2	令和 7 年 6 月 3 0 日
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1 5	
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	4 0	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化	ジルコニウム化合物製造業	3 5 0	令和 7 年 6 月 3 0 日
	モリブデン化合物製造業	1 3 0 0	
	バナジウム化合物製造業	1 6 5 0	

合物（単位 アンモ ニア性窒素に0.4 を乗じたもの、亜硝 酸性窒素及び硝酸性 窒素の合計量に関し て、1リットルにつ きミリグラム）	貴金属製造・再生業	2800	
亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミ リグラム）	電気めっき業	4	令和6年1 2月10日
<p>備考</p> <p>有害物質の種類又は項目の欄に掲げる物質について、業種の欄に掲げる業種に属する指定工場等が同時に他の業種に属する場合において、改正後の規則別表第2の2 規制基準又はこの表によりそれらの業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該指定工場等から公共用水域に排出される水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p>			

付 則（平成27年6月19日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年10月19日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に設置されている汚水に係る指定施設（設置の工事がなされ

ている施設を含む。)を設置する指定工場等に係る排出水のトリクロロエチレンについての規制基準は、この規則の施行の日から6月間は、この規則による改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則 (平成28年6月30日規則第62号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

付 則 (平成28年11月30日規則第74号)

この規則中付則別表のカドミウム及びその化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)の項の改正規定は平成28年12月1日から、同表の亜鉛含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)の項の改正規定は同月11日から施行する。

付 則 (平成30年5月21日規則第31号)

この規則は、平成30年5月25日から施行する。

付 則 (令和元年6月27日規則第13号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

付 則 (令和2年7月6日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年12月9日規則第49号)

この規則は、令和3年12月11日から施行する。

付 則 (令和4年6月22日規則第34号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

付 則 (令和5年5月10日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条、第6条関係)

(昭49規則69・昭50規則30・昭57規則34・昭60規則49・平9

規則 38・平 11 規則 27・平 27 規則 24・令元規則 13・一部改正・令 5  
規則 22)

ばい煙に係る指定施設及び規制基準

指定施設			規制基準	
番号	施設名	規模又は能力	硫黄酸化物	ばいじん
1	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び焼炉（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン未満であること。	次の式により算出した排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量と	0.4 グラム
2	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉及び大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 0.5 平方メートル以上 1.0 平方メートル未満であるか、	する。 $g = K \times 10^{-3} \text{He}^2$	0.4 グラム
3	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理	羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲ま		0.4 グラム

	の用に供する加熱炉	れた部分の水平断面			
4	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	積をいう。)が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バー			0.2グラム
5	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	ナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	焼成炉	土中釜	0.8グラム
			(石炭焼		
			成炉に限	その他の	0.6グラム
			る。)	もの	
			溶融炉(るつぼ炉に限る。)		0.5グラム
			上記以外の焼成炉及び溶融炉		0.4グラム
6	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を除く。)				0.4グラム
7	乾燥炉(大気汚染防				0.4グラム

	止法に規定するばい煙発生施設を除く。)			ラム
8	製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア未満であること。		0.6グラム
9	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上200キログラム未満のもの		0.15グラム

備考

- 1 硫黄酸化物の量の算式において、g、K及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。

g 硫黄酸化物の量（単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K 3.5

He 次の式により算出し、補正された排出口の高さ（単位メートル）

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = (0.795 (\sqrt{Q \cdot V})) / (1 + (2.58 / V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1 / (\sqrt{Q} \cdot V)) (1,460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

これらの式においては、He. Ho. Q. V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ（単位メートル）

Ho 排出口の実高さ（単位メートル）

Q 摂氏15度における排出ガス量（単位立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位絶対温度）

2 ばいじんの規制基準は、温度が摂氏零度であって圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりのばいじん量とする。

3 硫黄酸化物の量及びばいじんの量の測定方法は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年／厚生省／通商産業省／令第1号）別表第1及び別表第2の備考に定めるところによる。

4 次に掲げる施設は、指定施設から除く。

(1) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物であってばい煙を発生する施設

(3) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物であってばい煙を発生する施設

別表第2（第5条、第6条関係）

（昭47規則88・昭50規則19・昭50規則90・昭57規則34・平元

規則 3 8 ・ 平 5 規則 5 1 ・ 平 6 規則 3 ・ 平 9 規則 3 8 ・ 平 1 2 規則 1 0 6 ・ 平  
2 7 規則 2 4 ・ 平 2 7 規則 4 2 ・ 一部改正)

汚水に係る指定施設及び規制基準

1 指定施設

水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水  
域に汚水を排出する施設であって次に掲げるもの

指定施設				
番号	記号	業種	細番号	施設名
1		食料品製造業（1の工場 又は事業場からの1日の 通常排水量が50立方 メートル以上のもの）	(1)	原料又は製品の洗浄施設
			(2)	浸せき又はさらしの施設
			(3)	圧搾施設
			(4)	摩砕施設
			(5)	発酵施設
			(6)	蒸留施設
			(7)	沈でん施設
			(8)	ろ過施設
			(9)	吸着施設（イオン交換施設を含む。）
			(10)	分離施設
			(11)	抽出施設
			(12)	解凍施設

			(1 3)	血抜施設
			(1 4)	蒸発又は濃縮の施設
			(1 5)	蒸煮又は湯煮の施設
			(1 6)	薬品処理施設
			(1 7)	混合施設
			(1 8)	容器洗淨施設
2	ア	繊維工業（衣服その他の 繊維製品に係るものを除 く。）並びになめし革、 なめし革製品及び毛皮の 製造業	(1)	酸又はアルカリの処理施設
			(2)	洗淨施設
			(3)	縮毛施設
			(4)	のり付け施設
			(5)	のり抜き施設
			(6)	樹脂加工その他の整理の施設
	イ	パルプ、紙及び紙加工品 の製造業	(1)	こう解施設
			(2)	ろ過施設
3	ア	石油製品及び石炭製品の 製造業	(1)	原料又は製品の洗淨施設
			(2)	原料又は製品の冷却施設
			(3)	蒸留施設

		(4)	酸又はアルカリによる処理施設
		(5)	ろ過施設
		(6)	抽出施設
		(7)	分解施設
		(8)	分離施設
イ	化学工業	(1)	原料又は製品の洗浄施設
		(2)	原料又は製品の冷却施設
		(3)	浸せき施設
		(4)	反応施設
		(5)	分解施設
		(6)	脱水施設
		(7)	分離施設
		(8)	沈でん施設
		(9)	ろ過施設
		(10)	吸着施設（イオン交換施設を含む。）
		(11)	結晶析出施設
		(12)	ガス洗浄施設
		(13)	抽出施設
		(14)	発酵施設

			4)	
			(1 5)	蒸留施設
			(1 6)	回収施設
			(1 7)	けん化施設
			(1 8)	塩析施設
			(1 9)	化学繊維の紡糸施設
			(2 0)	電解施設
			(2 1)	容器洗淨施設
			(2 2)	混合施設
			(2 3)	水施設
4	ア	窯業及び土石製品の製造業	(1)	水簸施設
			(2)	調合又は混和の施設
			(3)	成型施設
			(4)	洗淨施設

		(5)	薬品処理施設
		(6)	研磨施設
イ	鉄鋼業	(1)	洗炭施設
		(2)	化成品による加工施設
		(3)	溶剤又は洗剤による洗浄施設
		(4)	熱処理施設
		(5)	ライニング施設
ウ	非鉄金属製造業	(1)	原料又は製品の洗浄施設
		(2)	選鉱施設
		(3)	圧延施設
		(4)	溶剤又は洗剤による洗浄施設
		(5)	排ガス冷却施設
		(6)	反応施設
		(7)	分解施設
		(8)	脱水施設
		(9)	分離施設
		(10)	沈でん施設
		(11)	ろ過施設
		(12)	結晶施設
		(13)	熱処理施設

			3)	
	エ	金属製品及び機械器具の製造業	(1)	圧延施設
			(2)	溶剤又は洗剤による洗浄施設
			(3)	電解施設
			(4)	熱処理施設
			(5)	成型施設
			(6)	塗装・水洗ブース施設
			(7)	電池用薬品充填施設
5		その他の産業		給食業の用に供する給食用調理施設（排水量100m <sup>3</sup> /日以上のもの）

#### 備考

次に掲げる施設は、指定施設から除く。

- 1 水質汚濁防止法第2条第6項の特定事業場に設置する施設
- 2 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設
- 3 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物であって汚水を排出する施設

#### 2 規制基準

- (1) 第3条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラ	1リットルにつき1ミリグラム

チオン、メチルジメトン及び EPN に限 る。)	
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0. 1 ミリグラム
6 価クロム化合物	1 リットルにつき 6 価クロム 0. 5 ミリグラ ム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0. 1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合 物	1 リットルにつき水銀 0. 0 0 5 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1 リットルにつき 0. 0 0 3 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0. 2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0. 0 4 ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0. 4 ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0. 0 6 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0. 0 6 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0. 0 3 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0. 2 ミリグラム

ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

備考

「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) その他の排出水の汚染状態に係る規制基準

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下

	海域に排出されるもの5.0以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均120)
浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量	10

(単位 1リットルにつきミリグラム)	
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均 3, 0 0 0
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	1 2 0 (日間平均 6 0)
磷含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	1 6 (日間平均 8)

#### 備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる規制基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 生物化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 4 この表に掲げる規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に対しては、この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までは適用しない。
- 5 窒素含有量又は磷含有量についての規制基準は、排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼（昭和60年環境庁告示第27号）において定める湖沼及び排水基準を

定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域（平成5年環境庁告示第67号）において定める海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

(3) 検定方法

(1) 及び (2) に掲げる規制基準は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第3（第5条、第6条関係）

（昭47規則88・昭57規則34・昭61規則24・平9規則38・平27規則24・令元規則13・一部改正）

騒音に係る指定施設及び規制基準

1 指定施設

番号	記号	施設名	原動機の定格出力
1		金属加工機械	
	ア	圧延機械	22.5キロワット未満のもの
	イ	ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	3.75キロワット未満のもの
	ウ	せん断機	3.75キロワット未満のもの
	エ	ブラスト（タンブラスト以外のもので密閉式のものに限る。）	
2		高速切断機（金属加工機械でといしを用いるものを除く。）及びプラズマ切断機	
3		研磨機（工具用研磨機及び板金作業場で使用	

		する研磨機を除く。亜鉛版研磨機以外は、2台以上であること。)	
4		空気圧縮機及び送風機	1. 5キロワット以上7. 5キロワット未満のもの
5		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	7. 5キロワット未満のもの
6		木材加工機械	
	ア	チップパー	2. 25キロワット未満のもの
	イ	帯のこ盤	製材用にあつては、1. 5キロワット未満のもの、木工用にあつては2. 25キロワット未満のもの
	ウ	丸のこ盤	製材用にあつては1. 5キロワット未満のもの、木工用にあつては2. 25キロワット未満のもの
	エ	かんな盤	2. 25キロワット未満のもの
7		クーリングタワー	3. 75キロワット以上のもの

備考

次に掲げる施設は、指定施設から除く。

- 1 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設
- 2 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物であつて騒音を発生する施設

3 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物であって騒音を発生する施設

2 指定工場等に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から午後7時 まで	午前6時から午前8時 まで及び午後7時から 午後11時まで	午後11時から翌日 の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

備考

- 1 騒音の測定場所は、指定工場等の敷地の境界線とする。
- 2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。
  - (1) 第1種区域 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、市長が指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域
  - (2) 第2種区域 指定地域のうち、第2種区域
  - (3) 第3種区域 指定地域のうち、第3種区域
  - (4) 第4種区域 指定地域のうち、第4種区域
- 3 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第72条第1項の検定証印が付されている騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速

い動特性（FAST）を用いるものとする。

5 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z 8 7 3 1 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第 4（第 8 条関係）

（昭 5 7 規則 3 4 ・一部改正）

	届出の種類	届出書	添付書類
1	指定施設の設置・使用・構造等変更の届出  (条例第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 10 条第 2 項)	指定施設設置（使用・変更）届出書	(1) ばい煙等に係る指定工場等の付近の見取図  (2) ばい煙等に係る指定工場等の敷地内の建物の配置図（騒音に係るもののみ。）及び指定施設の配置図  (3) ばい煙に係る指定施設の構造概要図（主要寸法を記載のこ

			と。） (4) ばい煙に係る処理施設の構造概要図（主要寸法を記載のこと。） (5) 煙道に排ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を示す図面（ばい煙に係るもののみ。） (6) 汚水に係る処理施設の設置場所を示す図面 (7) 汚水に係る指定工場等における排水の系統（排水口の位置及び排出先を含む。）を示す図
2	氏名等の変更の届出 (条例第10条第1項)	氏名（名称・住所・所在地）変更届出書	
3	指定施設の使用廃止の届出 (条例第10条第1項)	指定施設使用廃止届出書	
4	指定施設に係る届出者の地位の承継の届出 (条例第13条第3項)	承継届出書	
5	緊急時におけるばい煙量	緊急時におけるば	

	減少計画の届出 (条例第18条第2項)	い煙量減少計画届 出書	
6	公害防止担当者の届出 (条例第25条)	公害防止担当者氏 名届出書	

別記様式(第14条関係)

(表)

第 号	写 真
立 入 検 査 員 証	
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日 生	
<p>上記の者は、北九州市公害防止条例第21条第1項及び第21条の2第1項の規定により 立入検査を行う者であることを証明する。</p>	
有効期限	年 月 日 発行 年 月 日 まで
北九州市長 <span style="float: right;">㊟</span>	

12センチメートル

8センチメートル

(裏)

北九州市公害防止条例(抜粋)

(報告の徴取及び検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設又は指定工場等を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該指定工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第21条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場若しくは作業場を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該工場、事業場若しくは作業場に立ち入り当該施設その他の物件を検査させることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

○北九州市環境影響評価条例

平成10年3月27日

条例第11号

改正 平成24年3月29日条例第17号

平成25年3月29日条例第14号

平成25年6月26日条例第24号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 環境影響評価技術指針(第6条)

第2章の2 環境影響評価方法書の作成前の手続(第6条の2—第6条の6)

第3章 環境影響評価方法書の作成等(第7条—第10条)

第4章 環境影響評価の実施等(第11条—第16条)

第5章 環境影響評価書の作成等(第17条—第19条)

第6章 対象事業の内容の変更等(第20条—第22条)

第7章 事後調査等(第23条—第26条)

第8章 環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等(第27条・第28条)

第9章 法対象事業に対する準用(第29条)

第10章 環境影響評価審査会(第30条)

第11章 雑則(第31条—第40条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等について環境影響評価及び事後調査に関する手続その他所要の事項を定め、環境影響評価、事後調査その他の手続の適切かつ円滑な実施を図ることにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって良好な環境の保全と現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境影響評価 事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと

併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- (2) 対象事業 別表に掲げる事業であつて、規則で定める要件に該当するものをいう。ただし、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する第一種事業及び法第4条第3項第1号(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられた法第2条第3項に規定する第二種事業(法第4条第4項(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び法第29条第2項(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する法第4条第3項第2号の措置がとられたものを除く。)(以下「法対象事業」という。)に該当するものを除く。
- (3) 事業者 対象事業を実施しようとする者をいう。
- (4) 事後調査 事業者が対象事業に着手した後に対象事業が環境に及ぼす影響について調査することをいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、環境の保全についての配慮が適正になされるように、環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるように努めなければならない。

2 市は、市が実施する事業で環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、当該事業に係る基本的な構想又は計画を策定するに際して、環境の保全について適正な配慮をするように努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、対象事業の実施に当たり、環境の保全について適正な配慮がなされるように、環境影響評価、事後調査その他の手続を誠実に履行するように努めなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全について適正な配慮がなされるように、環境影響評価、事後調査その他の手続の適切かつ円滑な実施に協力するように努めなければならない。

## 第2章 環境影響評価技術指針

### (環境影響評価技術指針)

第6条 市長は、環境影響評価及び事後調査に関し、次に掲げる事項を記載した技術上の指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

- (1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (2) 環境保全の目標
- (3) 事後調査の手法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に関する事項

2 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、技術指針を定め、又は変更した場合は、これを公告するものとする。

### 第2章の2 環境影響評価方法書の作成前の手続

#### (平25条例14・追加)

#### (計画段階配慮事項についての検討及び配慮書の作成)

第6条の2 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、技術指針に基づき、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

2 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

#### (平25条例14・追加)

#### (配慮書等の提出、公告及び縦覧)

第6条の3 事業者は、前条第2項の規定により配慮書を作成したときは、市長に対し、当該配慮書及びこれを要約した書類(以下これらを「配慮書等」という。)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により配慮書等の提出があったときは、その旨の公告をし、当該配慮書等をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の配慮書について、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見を求めるものとする。この場合において、市長は、配慮書等を公告の日から起算して1月間縦覧に供し、前項の公告に意見書を提出することができる旨及び配慮書等の縦覧場所を付記するものとする。

(平25条例14・追加)

(配慮書についての意見書の提出等)

第6条の4 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第3項の規定により市長が意見を求めたときは、前条第2項の公告の日から前条第3項の縦覧期間満了の日までの間に、市長に対し、意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を事業者に送付するものとする。

(平25条例14・追加)

(配慮書についての市長の意見等)

第6条の5 市長は、第6条の3第1項の規定により配慮書の提出があったときは、必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴いて、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を事業者に送付するものとする。

(平25条例14・追加)

(対象事業の内容の変更等の届出)

第6条の6 事業者は、第6条の3第1項の規定による配慮書の提出後、第8条第1項の規定による方法書の提出を行うまでの間において第6条の2第2項各号に掲げる事項を変更し、又は対象事業を廃止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を公告するものとする。

(平25条例14・追加)

第3章 環境影響評価方法書の作成等

(環境影響評価方法書の作成)

第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針に基づき、次に掲げる事項(第5号及び第6号に掲げる事項については、第6条の3第3項の規定により

市長が意見を求めた場合に限る。)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- (4) 第6条の2第2項第4号に掲げる事項
- (5) 第6条の4第1項の意見の概要
- (6) 前号の意見についての事業者の見解
- (7) 第6条の5第1項の意見
- (8) 前号の意見についての事業者の見解
- (9) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

(平25条例14・一部改正)

(方法書等の提出、公告及び縦覧)

第8条 事業者は、前条の規定により方法書を作成したときは、市長に対し、当該方法書及びこれを要約した書類(以下これらを「方法書等」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により方法書等の提出があったときは、その旨及び縦覧場所を公告し、当該方法書等を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(平25条例14・一部改正)

(方法書説明会の開催等)

第8条の2 事業者は、前条第2項の縦覧期間内に、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、方法書の記載事項を市民に周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを当該方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに市民に周知を図るとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、方法書説明会を開

催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条第2項の縦覧期間内に方法書を要約した書類の提供その他の方法により、方法書の記載事項を市民に周知させるように努めなければならない。

(平25条例14・追加)

(方法書についての意見書の提出等)

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条第2項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を事業者に送付するものとする。

(平25条例14・一部改正)

(方法書についての市長の意見等)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により方法書の提出があったときは、必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴いて、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を事業者に送付するものとする。

#### 第4章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の市長の意見を勘案するとともに、第9条第1項の意見に配慮して第7条第9号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(平25条例14・一部改正)

(環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成)

第12条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、環境影響評価を行い、その結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第7条第1号から第8号までに掲げる事項
- (2) 第9条第1項の意見の概要
- (3) 第10条第1項の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解

- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
- (7) 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
- (8) 前号に掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
- (9) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (10) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価に関して必要な事項  
(平25条例14・一部改正)

(準備書等の提出、公告及び縦覧)

第13条 事業者は、前条の規定により準備書を作成したときは、市長に対し、当該準備書及びこれを要約した書類(以下これらを「準備書等」という。)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により準備書等の提出があったときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第9条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第8条の2第1項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を定め、当該準備書等の提出があった旨、縦覧場所及び関係地域を公告し、当該準備書等を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(平25条例14・一部改正)

(準備書説明会の開催等)

第14条 事業者は、前条第2項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を市民に周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 第8条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同項中「前条第2項」とあるのは、「第13条第2項」と読み替えるものとする。

(平25条例14・一部改正)

(準備書についての意見書の提出等)

第15条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第13条第2項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を事業者に送付するものとする。

(公聴会の開催等)

第15条の2 市長は、第13条第2項の縦覧期間内に関係地域内の市民から要望があった場合において、準備書について環境の保全の見地からの意見を聴取する必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

2 市長は、前項の公聴会を開催したときは、当該公聴会で述べられた意見を記載した書面を作成し、当該書面を事業者に送付するものとする。

3 事業者は、前項に規定する書面の送付を受けたときは、市長に対し、当該書面についての見解を書面により述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例14・追加)

(準備書についての市長の意見等)

第16条 市長は、第13条第1項の規定により準備書の提出があったときは、環境影響評価審査会の意見を聴いて、規則で定める期間内に、事業者に対し、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を事業者に送付するものとする。

#### 第5章 環境影響評価書の作成等

(環境影響評価書の作成)

第17条 事業者は、前条第1項の市長の意見を勘案するとともに、準備書説明会における意見及び第15条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該記載事項について修正が必要であると認めるときは、当該記載事項に必要な修正を加えた上で、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成しなければならない。

(1) 第12条各号に掲げる事項

(2) 準備書説明会における意見の概要

- (3) 第15条第1項の意見の概要
- (4) 前条第1項の意見
- (5) 前2号の意見についての事業者の見解

(平25条例14・一部改正)

(評価書の提出、公告及び縦覧)

第18条 事業者は、前条の規定により評価書を作成したときは、市長に対し、当該評価書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により評価書の提出があったときは、その旨及び縦覧場所を公告し、当該評価書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(平25条例14・一部改正)

(対象事業の実施の制限)

第19条 事業者は、前条第2項の規定による公告がなされるまでは、対象事業を実施してはならない。

#### 第6章 対象事業の内容の変更等

(対象事業の内容の変更等の届出)

第20条 事業者(対象事業に着手した者を含む。次条、第23条、第31条及び第36条から第38条までにおいて同じ。)は、第8条第1項の規定による方法書の提出後、事後調査が終了するまでの間において第17条各号に掲げる事項を変更し、又は対象事業を廃止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を公告するものとする。

(環境影響評価その他の手続の再実施)

第21条 市長は、前条第1項の規定により変更の届出があった場合において、当該変更後の対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、既に完了している環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施を求めるものとする。

- 2 第19条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。

(事情変更による手続の再実施)

第22条 市長は、事業者が対象事業に着手しようとする場合において、関係地域の環境の状況が第18条第2項の規定による公告がなされた時と比較して著しく変化していること

により環境の保全上必要があると認めるときは、当該事業者に対し、既に完了している環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施を求めるものとする。

- 2 第19条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。

#### 第7章 事後調査等

(対象事業の着手等の届出)

第23条 事業者は、対象事業に着手するとき、又は対象事業を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事後調査計画書の作成等)

第24条 事業者は、対象事業に着手するときは評価書に記載された環境影響評価の項目について、技術指針に基づき、事後調査を実施するための計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により事後調査計画書の提出があったときは、当該事後調査計画書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(平25条例14・一部改正)

(事後調査の実施等)

第25条 対象事業に着手した者は、事後調査計画書に基づいて事後調査を行い、その結果を記載した書類(以下「事後調査報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により事後調査報告書の提出があったときは、当該事後調査報告書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(平25条例14・一部改正)

(事後調査に係る市長の助言等)

第26条 市長は、事後調査の結果により環境の保全上必要があると認めるときは、対象事業に着手した者に対し、環境の保全上必要な措置を講ずるように助言し、又は指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導に当たっては、必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

#### 第8章 環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第27条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象

事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、環境影響評価、事後調査その他の手続を、規則で定める。

(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続)

第28条 北九州港に係る港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第1項の港湾管理者は、北九州港に係る同法第3条の3第1項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)の変更のうち、規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該変更に係る港湾計画について、第12条から第18条までの例により環境影響評価その他の手続を行うものとする。

#### 第9章 法対象事業に対する準用

(法対象事業に対する準用)

第29条 第15条の2、第20条第1項及び第7章の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、第15条の2第1項中「第13条第2項」とあるのは「法第16条」と、「関係地域」とあるのは「法第15条に規定する関係地域」と、第20条第1項中「第8条第1項の規定による方法書の提出後」とあるのは「法対象事業に着手した後」と読み替えるものとする。

(平25条例14・一部改正)

#### 第10章 環境影響評価審査会

(環境影響評価審査会)

第30条 市に、環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、市長の諮問に応じ、この条例の施行に関し必要な技術的事項を調査審議するものとする。
- 3 審査会の委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

#### 第11章 雑則

(手続の承継)

第31条 第6条の6第1項又は第20条第1項の規定による届出があった場合で、当該届出に係る事業者の変更があったときは、当該変更前の事業者が行った環境影響評価、事後調査そ

の他の手続は変更後の事業者が行ったものとみなし、当該変更前の事業者について行われた環境影響評価、事後調査その他の手続は当該変更後の事業者について行われたものとみなす。

(平25条例14・一部改正)

(法の手続との調整)

- 第31条の2 法第2条第3項に規定する第二種事業(以下「法第二種事業」という。)に該当する事業を実施しようとする者が法第3条の10第1項に規定する手続を行った後に、当該事業の目的若しくは内容の修正が行われ、又は法第4条第3項第2号の措置がとられたことにより当該事業が対象事業に該当することとなった場合は、第2章の2の規定は適用しない。
- 2 市長は、前項の規定により対象事業に該当することとなった事業について法の定めるところに従って作成された書類を、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなす。
  - 3 法第二種事業に該当する事業を実施しようとする者が、法第3条の10第1項の規定による手続を行わずに法第4条第1項の規定による届出又は同条第6項の規定による手続(法第4条に規定する手続を除く。)を行おうとする場合は、第2章の2の規定を準用する。この場合において、第6条の2、第6条の3第1項、第6条の4第2項、第6条の5及び第6条の6第1項中「事業者」とあるのは「法第二種事業に該当する事業を実施しようとする者」と、第6条の2及び第6条の6第1項中「対象事業」とあるのは「法第二種事業に該当する事業」と、第6条の6第1項中「第8条第1項の規定による方法書提出までの間」とあるのは「法第4条第1項の規定による届出又は同条第6項の規定による通知若しくは書面の作成を行うまでの間」と読み替えるものとする。
  - 4 第2項の規定は、法対象事業に該当する事業であったものが当該事業の目的又は内容の修正により法対象事業に該当しないこととなった場合であって、当該修正後の事業が対象事業に該当することとなったときにおいて法の定めるところに従って作成された書類について準用する。

(平25条例14・追加、平25条例24・一部改正)

(県条例の手続との調整)

- 第31条の3 福岡県環境影響評価条例(平成10年福岡県条例第39号。以下「県条例」という。)
- 第46条第3項の規定により県条例の適用を受ける対象事業について、当該対象事業を実施しようとする者及び当該対象事業に着手した者(以下これらの者を「県条例適用事業者」という。)が県条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行ったときは、

それらの手続に相当するこの条例に規定する手続を経たものとみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、県条例適用事業者は、県条例第7条の4の規定により県条例第7条の3に規定する計画段階環境配慮書(以下「県配慮書」という。)を福岡県知事に送付したときは、市長に対し、当該県配慮書及びこれを要約した書類(以下これらを「県配慮書等」という。)を提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の県配慮書について、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見を求めるものとする。この場合において、市長は、県配慮書等を縦覧に供し、意見書を提出することができる旨並びに県配慮書等の縦覧場所及び縦覧期間を公告するものとする。
- 4 県配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の規定により市長が意見を求めたときは、前項の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を県条例適用事業者に送付するものとする。
- 6 市長は、第2項の規定により県配慮書の提出があったときは、必要に応じ審査会の意見を聴いて、県条例適用事業者に対し、県配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 7 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を県条例適用事業者に送付するものとする。
- 8 県条例適用事業者は、県条例第9条第1項の規定により県条例第8条第1項に規定する環境影響評価調査計画書及びこれを要約した書類を送付したときは、第4項及び第6項の意見(第4項の意見については、第3項の規定により市長が意見を求めた場合に限る。)についての見解を記載した書面を作成し、市長に提出しなければならない。
- 9 市長は、前項の規定により書面の提出があったときは、当該書面をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 10 市長は、県条例第46条第3項の規定により県条例の適用を受ける事業であったものが当該事業の目的又は内容の修正により県条例の適用を受ける事業に該当しないこととなった場合であって、当該修正後の事業が対象事業に該当することとなったときは、県条例の定めるところに従って作成された書類を、県条例の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなす。

(平25条例24・追加)

(対象事業以外の事業の環境影響評価、事後調査その他の手続)

第32条 市長は、対象事業以外の事業(法対象事業を除く。)について、当該事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業を実施しようとする者に対し、この条例の規定の例による環境影響評価、事後調査その他の手続を求めることができる。

(近隣地方公共団体との協議)

第33条 市長は、対象事業の実施が近隣の市町村の区域の環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施について、あらかじめ、当該市町村の長と協議するものとする。

(法及び県条例の規定に基づく市長の意見)

第34条 市長は、法第3条の7第1項、法第10条第2項若しくは第4項若しくは法第20条第2項若しくは第4項又は県条例第7条の6、県条例第13条第2項若しくは県条例第22条の意見を述べるときは、あらかじめ審査会の意見を聴き、書面により行うものとする。ただし、県条例第7条の6の意見については、市長が必要があると認める場合に限り、審査会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するものとする。

(平24条例17・平25条例14・平25条例24・一部改正)

(化学物質に関する書類)

第35条 市長は、規則で定める化学物質を取り扱う工場又は事業場の建設事業に係る事業者に対し、準備書の提出時に併せて、当該準備書とは別に当該化学物質による環境汚染の未然防止に関する書類の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の求めがあったときは、市長が別に定めるところにより同項の書類を作成して、市長に提出しなければならない。

(助言又は指導)

第36条 市長は、第26条第1項に定める場合を除くほか、環境の保全上必要があると認めるときは、環境影響評価その他の手続又は措置について、事業者に対し、助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第37条 市長は、事業者が第26条第1項又は前条の規定による助言又は指導に従わないときは、必要に応じ審査会の意見を聴いて、事業者に対し、必要な手続又は措置を行うように勧告することができる。

(公表)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者その他の規則で定める事項を、公表することができる。

- (1) 事業者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 事業者が前条の規定による勧告に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき事業者はその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(適用除外)

第39条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- (3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に準じる事業として市長が認めるもの

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成10年規則第47号で平成11年6月12日から施行。ただし、第1条、第2条、第2章、第10章及び別表の規定は、平成10年6月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)までに当該事業の実施に関する環境への配慮が必要な事業として別に市長が定めた事業に関し必要な事項を記載した書類の提出があったときは、この条例の規定に基づく相当の手續を完了したものとみなす。

3 対象事業であって次に掲げるもの(事業の実施に関する環境への配慮が必要な事業として別に市長が定めた事業を除く。)については、この条例の規定は適用しない。

- (1) 施行日から起算して6月を経過する日までに実施されるもの

- (2) 施行日から起算して6月を経過する日までの間に都市計画法に基づく都市計画決定がなされたもの
- (3) 施行日から起算して6月を経過する日までの間に免許、特許、許可、認可又は承認が与えられたもの
- (4) 施行日から起算して6月を経過する日までの間に国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項第1号の補助金及び同項第2号の負担金をいう。)の交付の決定がなされたもの

付 則(平成24年3月29日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第2章の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の北九州市環境影響評価条例第8条第1項に規定する方法書を提出した事業については、適用しない。
- 3 新条例第8条第2項、第13条第2項、第18条第2項、第24条第2項(新条例第29条において準用する場合を含む。)又は第25条第2項(新条例第29条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に提出される新条例第7条に規定する方法書(以下「方法書」という。)、新条例第12条に規定する準備書(以下「準備書」という。)、新条例第17条に規定する評価書、新条例第24条第1項に規定する事後調査計画書(新条例第29条において準用する新条例第24条第1項の規定により提出される事後調査計画書を含む。)又は新条例第25条第1項に規定する事後調査報告書(新条例第29条において準用する新条例第25条第1項の規定により提出される事後調査報告書を含む。)について適用する。
- 4 新条例第8条の2の規定は、施行日以後に提出される方法書について適用する。
- 5 新条例第15条の2(新条例第29条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に提出される準備書又は施行日以後に環境影響評価法(平成9年法律第81号)第16条の規定により行われる公告及び縦覧に係る同法第14条第1項に規定する準備書について適用する。
- 6 施行日以後に新条例第2条第3号に規定する事業者となるべき者は、この条例の施行前において新条例第2章の2の規定の例による新条例第6条の2第1項に規定する計画段階配慮

事項についての検討その他の手続を行うことができる。

- 7 前項の規定による手続が行われた条例第2条第2号に規定する対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

付 則(平成25年6月26日条例第24号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

別表

- (1) 法第2条第2項第1号に掲げる事業の種類(同号ヌを除く。)のいずれかに該当する事業であって、同項第2号のいずれかに該当する事業
- (2) 工業団地の造成事業
- (3) 住宅団地の造成事業
- (4) 工場又は事業場の建設事業
- (5) 廃棄物処理施設の建設事業
- (6) 運動施設又はレジャー施設の建設事業
- (7) 大規模建築物の建設事業
- (8) 土石又は鉱物の採取事業
- (9) 土地の造成事業
- (10) 前各号に掲げる事業のほか、環境に著しい影響を及ぼすものとして規則で定める事業

○北九州市環境影響評価条例施行規則

平成11年6月10日

規則第33号

改正 平成16年3月17日規則第17号

平成16年6月30日規則第66号

平成17年9月8日規則第81号

平成18年5月25日規則第61号

平成25年9月10日規則第48号

令和元年6月27日規則第12号

令和2年2月3日規則第5号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 計画段階環境配慮書（第2条の2—第2条の6）

第2章 環境影響評価方法書等（第3条—第6条）

第3章 環境影響評価準備書等（第7条—第11条）

第4章 環境影響評価書（第12条・第13条）

第5章 対象事業の内容の変更等の届出（第14条）

第6章 対象事業の着手等の届出等（第15条・第16条）

第7章 環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等（第17条・第18条）

第8章 雑則（第19条—第22条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象事業の要件）

第2条 条例第2条第2号の規則で定める要件は、別表第1の左欄に掲げる事

業ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第1章の2 計画段階環境配慮書

(平25規則48・追加)

(配慮書等の提出部数)

第2条の2 条例第6条の3第1項の規定により配慮書等を提出しようとするときは、市長が対象事業の事業内容等を勘案してその都度定める部数を提出しなければならない。

(平25規則48・追加)

(配慮書等の縦覧)

第2条の3 条例第6条の3第3項の縦覧場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 北九州市環境局

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 配慮書等を縦覧しようとする者は、縦覧簿に氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載しなければならない。ただし、北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年北九州市条例第50号）第5条第1項の規定により縦覧に供された配慮書等を縦覧しようとする場合は、この限りでない。

(平25規則48・追加)

(配慮書についての意見書の提出)

第2条の4 条例第6条の4第1項の規定による意見書の提出は、環境影響評価図書に係る意見書（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の環境影響評価図書に係る意見書を外国語で記載するときは、日本語訳を添付しなければならない。

(平25規則48・追加)

(配慮書についての市長の意見の提出期間)

第2条の5 条例第6条の5第1項の規則で定める期間は、75日間とする。

(平25規則48・追加)

(対象事業の内容の変更等の届出)

第2条の6 条例第6条の6第1項の規定による対象事業の内容の変更の届出

は、対象事業内容変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

2 条例第6条の6第1項の規定による対象事業の廃止の届出は、対象事業廃止届出書（第3号様式）により行わなければならない。

（平25規則48・追加）

## 第2章 環境影響評価方法書等

（平25規則48・改称）

（方法書等の提出部数）

第3条 条例第8条第1項の規定により方法書等を提出する場合については、第2条の2の規定を準用する。

（平25規則48・全改）

（方法書等の縦覧）

第4条 条例第8条第2項の規定による方法書等の縦覧を行う場合については、第2条の3の規定を準用する。

（平25規則48・全改）

（方法書説明会の開催の市民への周知等）

第4条の2 事業者は、条例第8条の2第1項の規定により方法書説明会を開催しようとするときは、市政だよりへの掲載、日刊新聞紙への掲載その他の方法により、次に掲げる事項について市民への周知を図らなければならない。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2） 対象事業の名称、種類及び規模
- （3） 方法書説明会を開催する日時及び場所
- （4） 前3号に掲げるもののほか、方法書説明会の開催に必要な事項

2 条例第8条の2第2項の規定による方法書説明会の開催の届出は、説明会開催届出書（第4号様式）により行わなければならない。

（平25規則48・追加）

（方法書についての意見書の提出）

第5条 条例第9条第1項の規定による意見書の提出は、環境影響評価図書に係る意見書（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の環境影響評価方法書に係る意見書を外国語で記載するときは、日本語訳を添付しなければならない。

(平25規則48・一部改正)

(方法書についての市長の意見の提出期間)

第6条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、90日間とする。

### 第3章 環境影響評価準備書等

(準備書等の提出部数)

第7条 条例第13条第1項の規定により準備書等を提出する場合については、第2条の2の規定を準用する。

(平25規則48・一部改正)

(準備書等の縦覧)

第8条 条例第13条第2項の規定による準備書等の縦覧を行う場合については、第2条の3の規定を準用する。

(平25規則48・一部改正)

(準備書説明会の開催の市民への周知等)

第9条 事業者は、条例第14条第1項の規定により準備書説明会を開催しようとする場合については、第4条の2第1項の規定を準用する。

2 条例第14条第2項の規定による準備書説明会の開催の届出は、準備書説明会開催届出書(第4号様式)により行わなければならない。

(平25規則48・一部改正)

(準備書についての意見書の提出)

第10条 条例第15条第1項の規定による意見書の提出は、環境影響評価図書に係る意見書(第1号様式)により行わなければならない。

2 前項の環境影響評価準備書に係る意見書を外国語で記載するときは、日本語訳を添付しなければならない。

(平25規則48・一部改正)

(公聴会の開催)

第10条の2 条例第15条の2第4項の規定により規則で定める公聴会の開催に関し必要な事項は、次条から第10条の9までに定めるところによる。

(平25規則48・追加)

(公聴会の開催の要望)

第10条の3 条例第15条の2第1項の規定による公聴会の開催の要望は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 公聴会の開催を要望する理由

2 前項の書面を外国語で記載するときは、日本語訳を添付しなければならない。

(平25規則48・追加)

(公聴会の開催の公告)

第10条の4 市長は、公聴会を開催しようとするときは、当該公聴会の開催の日の1月前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 公聴会を開催する日時及び場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公聴会の開催に必要な事項

(平25規則48・追加)

(公聴会における意見の陳述の申出)

第10条の5 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条の規定による公告の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、次に掲げる事項を記載した書面により市長に申し出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 意見の要旨

2 前項の書面を外国語で記載するときは、日本語訳を添付しなければならない。

(平25規則48・追加)

(公述人の選定)

第10条の6 市長は、前条第1項の規定により申し出た者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定するものとする。

2 市長は、公述人を選定したときは、選定結果について前条第1項の規定により申し出た者に通知するものとする。

(平25規則48・追加)

(公述人の陳述)

第10条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせることができない。ただし、第10条の9第1項の議長が特に認めた場合においては、この限りでない。

(平25規則48・追加)

(公聴会の中止)

第10条の8 市長は、第10条の4の規定による公告をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公聴会を開催しないものとする。

(1) 意見の陳述の申出がなかったとき。

(2) その他やむを得ない事情により公聴会を開催することができないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により公聴会の中止を決定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。

(平25規則48・追加)

(公聴会の議長)

第10条の9 公聴会の議長は、本市職員のうちから市長が指名する。

2 公聴会の議長は、公聴会の秩序を維持するため、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。

(平25規則48・追加)

(準備書についての市長の意見の提出期間)

第 1 1 条 条例第 1 6 条第 1 項の規則で定める期間は、1 2 0 日間とする。

#### 第 4 章 環境影響評価書

(評価書の提出部数)

第 1 2 条 条例第 1 8 条第 1 項の規定により評価書を提出する場合には、第 2 条の 2 の規定を準用する。

(平 2 5 規則 4 8 ・一部改正)

(評価書の縦覧)

第 1 3 条 条例第 1 8 条第 2 項の規定による評価書の縦覧を行う場合には、第 2 条の 3 の規定を準用する。

(平 2 5 規則 4 8 ・一部改正)

#### 第 5 章 対象事業の内容の変更等の届出

(対象事業の内容の変更等の届出)

第 1 4 条 条例第 2 0 条第 1 項の規定による対象事業の内容の変更の届出は、対象事業内容変更届出書(第 2 号様式)により行わなければならない。

2 条例第 2 0 条第 1 項の規定による対象事業の廃止の届出は、対象事業廃止届出書(第 3 号様式)により行わなければならない。

(平 2 5 規則 4 8 ・一部改正)

#### 第 6 章 対象事業の着手等の届出等

(対象事業の着手等の届出)

第 1 5 条 条例第 2 3 条の規定による対象事業の着手の届出は、対象事業着手届出書(第 5 号様式)により行わなければならない。

2 条例第 2 3 条の規定による対象事業の完了の届出は、対象事業完了届出書(第 6 号様式)により行わなければならない。

(平 2 5 規則 4 8 ・一部改正)

(事後調査計画書等の提出部数)

第 1 6 条 条例第 2 4 条第 1 項の規定により事後調査計画書を提出する場合及び条例第 2 5 条第 1 項の規定により事後調査報告書を提出する場合には、第 2 条の 2 の規定を準用する。

(平 2 5 規則 4 8 ・一部改正)

第7章 環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第17条 条例第27条の規定により規則で定める都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業及び対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）に係る環境影響評価、事後調査その他の手続については、条例第6条の2から第26条まで、第31条、第36条及び第37条に定めるところにより行うものとする。この場合において、条例第6条の2から第22条までに定めるところにより行われる手続（条例第20条に定めるところにより行われる手続については、当該都市計画対象事業に着手する前までの手続に限る。）にあつては当該都市計画の決定又は変更をする者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該都市計画対象事業に係る事業者（当該都市計画対象事業に着手した者を含む。）に代わるものとして、条例第20条及び第23条から第26条までに定めるところにより行われる手続（条例第20条に定めるところにより行われる手続については、当該都市計画対象事業に着手する前までの手続を除く。）にあつては当該都市計画対象事業に係る事業者（当該都市計画対象事業に着手した者を含む。）自らが行うものとする。

2 前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行う場合における条例第6条の2から第26条まで、第31条、第36条及び第37条の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2第1項並びに第2項各号列記以外の部分及び第1号、第6条の3第1項、第6条の4第2項、第6条の5第1項及び第2項、第6条	事業者	都市計画決定権者

<p>の 6 第 1 項、第 7 条各号 列記以外の部分、第 1 号、第 6 号及び第 8 号、 第 8 条第 1 項、第 8 条の 2 第 1 項から第 3 項ま で、第 9 条第 2 項、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項、 第 1 1 条、第 1 2 条各号 列記以外の部分及び第 4 号、第 1 3 条第 1 項、 第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 2 項、 第 1 5 条の 2 第 2 項及 び第 3 項、第 1 6 条第 1 項及び第 2 項、第 1 7 条 各号列記以外の部分及 び第 5 号、第 1 8 条第 1 項、第 2 1 条第 1 項並び に第 3 6 条</p>		
<p>第 6 条の 2 第 1 項及び 第 2 項第 2 号、第 6 条の 6 の見出し、第 7 条各号 列記以外の部分、第 2 号、第 3 号及び第 9 号、 第 8 条の 2 第 1 項、第 1 1 条、第 1 2 条第 9 号、 第 1 3 条第 2 項、第 1 9 条（見出しを含む。）、 第 6 章の章名、第 2 0 条</p>	<p>対象事業</p>	<p>都市計画対象事業</p>

<p>の見出し、同条第1項  (都市計画対象事業に  着手する前までを除  く。)、第21条第1項  及び第2項、第22条第  1項及び第2項、第23  条(見出しを含む。)、  第24条、第25条並び  に第26条第1項</p>		
<p>第6条の3第2項、第8  条第2項、第13条第2  項及び第18条第2項</p>	市長	都市計画決定権者
<p>第6条の3第2項、第8  条第2項、第13条第2  項及び第18条第2項</p>	の提出があった	を提出した
<p>第6条の6第1項</p>	対象事業	都市計画対象事業に係る 都市計画
<p>第6条の6第1項、第2  0条第1項(都市計画対  象事業に着手する前ま  でに限る。)</p>	廃止しようとする	都市計画に定めないこと とする
<p>第20条第1項(都市計  画対象事業に着手する  前までに限る。)</p>	事業者(対象事業に着手し た者を含む。次条、第23 条、第31条及び第36条 から第38条までにおいて 同じ。)	都市計画決定権者
<p>第20条第1項(都市計  画対象事業に着手する  前までに限る。)</p>	事後調査が終了する	都市計画対象事業に着手 する前

第20条第1項（都市計画対象事業に着手する前までに限る。）	対象事業を	都市計画対象事業を
第20条第1項（都市計画対象事業に着手する前までを除く。）	次条、第23条、第31条及び第36条から第38条まで	以下この条、第23条、第31条、第37条及び第38条
第20条第1項（都市計画対象事業に着手する前までを除く。）	第8条第1項の規定による方法書の提出後	都市計画対象事業に着手した後
第20条第1項（都市計画対象事業に着手する前までを除く。）	第17条各号に掲げる事項	事業者の氏名並びに住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）、都市計画対象事業の名称、目的並びに内容、都市計画対象事業が実施されるべき区域並びにその周囲の概況、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）、環境の保全のための措置（当該措置を講

		ずることとするに至った検討の状況を含む。) 、当該措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置並びに都市計画対象事業に係る環境影響の総合的な評価
第 2 2 条第 1 項	当該事業者	都市計画決定権者
第 3 1 条	第 6 条の 6 第 1 項又は第 2 0 条第 1 項	第 2 0 条第 1 項
第 3 1 条	環境影響評価、事後調査	事後調査
第 3 7 条	第 2 6 条第 1 項又は前条	第 2 6 条第 1 項

3 都市計画決定権者は、都市計画についての都市計画法第 1 7 条第 1 項（同法第 2 1 条第 2 項において準用する場合及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告及び縦覧を行うときは、前項の規定により読み替えて適用される条例第 1 3 条第 2 項の規定により都市計画決定権者が行う公告の日から同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に行うように努めるものとする。

4 第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 1 8 条第 2 項の規定により都市計画決定権者が行う公告は、都市計画法第 2 0 条第 1 項（同法第 2 1 条第 2 項において準用する場合及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うように努めるものとする。

5 前各項の規定による都市計画対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続については、第 2 条の 2 から第 1 6 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条の2、第2条の6の見出し、同条第1項及び第2項、第4条の2第1項第2号、第10条の3第1項第2号、第10条の4第2号、第10条の5第1項第2号、第5章の章名、第14条の見出し、同条第1項及び第2項、第6章の章名、第15条の見出し並びに同条第1項及び第2項	対象事業	都市計画対象事業
第4条の2第1項各号列記以外の部分及び第1号、第9条第1項並びに第10条の4第1号	事業者	都市計画決定権者

(平25規則48・一部改正)

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第17条の2 事業者が条例第6条の3第1項の規定による配慮書の提出を行ってから条例第8条第2項の規定による公告が行われるまでの間において、当該配慮書に係る対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）を都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業又は同条第5項に規定する都市施設として都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該事業者は、当該対象事業に係る方法書を作成していない場合にあっては当該配慮書及び条例第6条の5第1項の規定による書面を、方法書を既に作成している場合にあっては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、前条第1項の規定は、都市計

画決定権者が当該配慮書及び条例第6条の5第1項の規定による書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 条例第8条第2項の規定による公告が行われてから条例第13条第2項の規定による公告が行われるまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、前条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 条例第13条第2項の規定による公告が行われてから条例第18条第2項の規定による公告が行われるまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第4章及び第5章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、前条第1項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第18条第2項の規定による公告が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同項の評価書を送付しなければならない。

(平25規則48・追加)

(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続の対象となる要件)

第18条 条例第28条の規則で定める要件は、変更後の港湾計画に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾

開発等」という。)の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積の合計が150ヘクタール以上である港湾計画の変更(環境影響評価法(平成9年法律第81号)第48条第1項の規定により港湾環境影響評価その他の手続が行われるものを除く。)とする。

2 条例第28条の規定により、港湾管理者が港湾計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合に例によることとされる条例第12条から第18条までについての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条各号列記以外の部分、第13条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第16条第1項及び第2項、第17条各号列記以外の部分並びに第18条第1項	事業者	港湾管理者
第12条第1号	第7条第1号から第8号までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所、条例第28条に規定する港湾計画に係る環境影響評価その他の手続の対象となる変更に係る港湾計画(以下「対象港湾計画」という。)の名称並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況

第 12 条第 9 号及び第 13 条第 2 項	対象事業	対象港湾計画
-----------------------------	------	--------

(平 25 規則 48・一部改正)

## 第 8 章 雑則

(化学物質の種類)

第 19 条 条例第 35 条第 1 項の規則で定める化学物質は、別表第 2 のとおりとする。

(公表することができる事項)

第 20 条 条例第 38 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 公表の理由
- (4) 条例第 38 条第 2 項の規定により聴取された事業者の意見
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第 38 条第 1 項の規定による公表は、前項に掲げる事項を公告することにより行うものとする。

(規則で定める事業)

第 21 条 条例別表第 10 号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項に規定する道路（以下「県道等」という。）の新設及び改築の事業
- (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 4 条第 2 項第 4 号に規定する林道（以下「林道」という。）の新設の事業
- (3) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 6 号に規定する終末処理場（以下「下水道終末処理場」という。）の設置及びその規模の変更の事業

(委任)

第 22 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

付 則

この規則は、平成11年6月12日から施行する。

付 則（平成16年3月17日規則第17号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年6月30日規則第66号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則（平成17年9月8日規則第81号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

付 則（平成18年5月25日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年9月10日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に、改正後の環境影響評価条例施行規則別表第1第1項第5号オ又はカに該当する事業について北九州市環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成25年北九州市条例第14号）による改正後の北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号。以下「新条例」という。）第3章の規定による手続に相当する手続として市長が別に定める手続（以下「方法書相当手続」という。）が開始されている場合において、当該事業を実施しようとする者が引き続き当該方法書相当手続を行ったときは、当該事業については、新条例第3章の規定による手続が行われたものとみなす。

付 則（令和元年6月27日規則第12号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

付 則（令和2年2月3日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1第1項第5号オ又はカに該当する事業であって、この規則の施行の日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項に規定する認可を受け、又は同法第48条第1項に規定する届出がなされたものについては、改正後の規則の規定は、適用しない。

別表第1（第2条関係）

（平16規則17・平16規則66・平17規則81・平25規則48・令2規則5・一部改正）

事業		要件
1 条例別 表第1号に 掲げる事業	(1) 道路の新 設及び改築の事 業	ア 車線の数が4以上であり、かつ、長さが5 キロメートル以上である道路法第5条第1項 に規定する道路（独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構法（平成16年法律第1 00号）第12条第1項第4号に規定する首 都高速道路若しくは阪神高速道路又は道路整 備特別措置法（昭和31年法律第7号）第1 2条第1項に規定する指定都市高速道路であ るものを除く。以下「一般国道」という。） の新設の事業
		イ 道路の区域を変更して車線の数を増加させ 又は新たに道路を設ける場合における車線の 数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4 以上であるものに限る。）及び変更後の道路 の区域において新たに設けられる道路の部分 （車線の数が4以上であるものに限る。）の 長さの合計が5キロメートル以上である一般 国道の改築の事業
	(2) 河川に関 するダムの新	ア 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第 199号）第2条第2号のサーチャージ水位

<p>築、堰<sup>せき</sup>の新築及び改築の事業 （以下「ダム新築等事業」という。）並びに河川工事の事業でダム新築等事業でないもの</p>	<p>（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の水面の面積が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業</p>
	<p>イ 計画<sup>たん</sup>湛<sup>せき</sup>水位（堰<sup>せき</sup>の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰<sup>せき</sup>によってたたえることとした流水の最高の水位で堰<sup>せき</sup>の直上流部におけるものをいう。）における<sup>たん</sup>湛<sup>せき</sup>水区域の面積（以下「<sup>たん</sup>湛<sup>せき</sup>水面積」という。）が50ヘクタール以上である堰<sup>せき</sup>の新築の事業</p>
	<p>ウ 改築後の<sup>たん</sup>湛<sup>せき</sup>水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、<sup>たん</sup>湛<sup>せき</sup>水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰<sup>せき</sup>の改築の事業</p>
	<p>エ 50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>
<p>(3) 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業</p>	<p>ア 長さが5キロメートル以上である鉄道を設ける鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道（懸垂式鉄道、<sup>こ</sup>跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条の新幹線鉄道及び同法附則第6</p>

		<p>項第1号の新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(同項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業</p>
		<p>イ 改良に係る部分の長さが5キロメートル以上である普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業</p>
		<p>ウ 長さが5キロメートル以上である軌道を設置する軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。)の建設の事業</p>
		<p>エ 改良に係る部分の長さが5キロメートル以上である新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業</p>
(4) 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	ア	<p>長さが1,250メートル以上である滑走路を設置する飛行場及びその施設の設置の事業</p>
	イ	<p>新設する滑走路の長さが1,250メートル以上である滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業</p>
	ウ	<p>延長後の滑走路の長さが1,250メートル以上であり、かつ、滑走路を250メートル以上延長する滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業</p>
(5) 事業用電気工作物であつ	ア	<p>出力が1万5,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事業</p>

て発電用のもの の設置又は変更 の工事の事業	イ 出力が1万5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業
	ウ 出力が7万5,000キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業
	エ 出力が7万5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業
	オ 設置に係る区域の面積が50ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業
	カ 設置に係る区域の面積が50ヘクタール以上増加する発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業
	キ 出力が5,000キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業
	ク 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
(6) 廃棄物最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業	ア 埋立処分の用に供される場所の面積が15ヘクタール以上である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業
	イ 埋立処分の用に供される場所の面積が15

	ヘクタール以上増加する一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業
	ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「遮断型最終処分場」という。）の設置の事業
	エ 遮断型最終処分場の増設の事業
(7) 公有水面の埋立て及び干拓の事業	埋立て又は干拓に係る区域の面積が25ヘクタール以上である公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業
(8) 土地区画整理事業	都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、開発区域の面積が50ヘクタール以上である土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業
(9) 新住宅市街地開発事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業
(10) 新都市基盤整備事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業である事業
(11) 流通業務団地造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通

		業務団地造成事業である事業
	(12) 宅地の造成事業	<p>ア 開発区域の面積が50ヘクタール以上である独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業</p> <p>イ 開発区域の面積が50ヘクタール以上である独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業</p>
2 条例別 表第2号に掲げる事業	工業団地の造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定する工業団地の造成の事業
3 条例別 表第3号に掲げる事業	住宅団地の造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である住宅団地（住宅の用に供するための敷地及びこれらに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地をいう。）の造成の事業
4 条例別 表第4号に掲げる事業	工場又は事業場（以下「工場等」という。）の建設事業	ア 排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガスの最大量をいう。以下同じ。）が1時間当たり4万立方メートル以上である工場等の設置の事業
		イ 排出水量（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水の最大量をいう。以下同じ。）が1日当たり5,000立方メートル以上である工場等の設置の事業
		ウ 排出ガス量が1時間当たり4万立方メートル以上増加することとなる工場等の規模の変更の事業
		エ 排出水量が1日当たり5,000立方メー

		トル以上増加することとなる工場等の規模の変更の事業
5 条例別 表第5号に掲げる事業	廃棄物処理施設の建設事業	ア 焼却による処理能力が1日当たり50トン以上である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の設置の事業
		イ 処理能力が1日当たり50トン以上増加することとなる一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の規模の変更の事業
6 条例別 表第6号に掲げる事業	運動施設又はレジャー施設の建設事業	開発区域の面積が20ヘクタール以上である運動施設又はレジャー施設の建設の事業
7 条例別 表第7号に掲げる事業	大規模建築物の建設事業	ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積が10万平方メートル以上である建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）の建設の事業
		イ 建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する建築物の高さが100メートル以上である建築物の建設の事業
8 条例別 表第8号に掲げる事業	土石又は鉱物の採取事業	土石（土、砂利（砂及び玉石を含む。）及び採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石をいう。以下同じ。）又は鉱物（鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に規定する鉱物をいう。以下同じ。）の採取（土石

		<p>にあつては陸域部分で行われるものに、鉱物にあつては露天掘りの方法によるものに限る。)の用に供する場所及びこれと一体として設けられる採取した土石若しくは鉱物の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、土石若しくは鉱物の採取その他の作業の実施に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石若しくは鉱物の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止上の必要とされる場所とを合わせた面積が20ヘクタール以上である土石又は鉱物の採取の事業</p>
9 条例別表第9号に掲げる事業	土地の造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である土地の造成の事業
10 条例別表第10号に掲げる事業	(1) 道路の新設及び改築の事業	<p>ア 車線の数が4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である県道等の新設の事業</p> <p>イ 道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設ける場合における車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が5キロメートル以上である県道等の改築の事業</p>
	(2) 林道の新設の事業	車線の数が2以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である林道の新設の事業
	(3) 下水道終末処理場の設置及びその規模の	<p>ア 計画処理人口が15万人以上である下水道終末処理場の設置の事業</p> <p>イ 計画処理人口が15万人以上増加すること</p>

別表第2（第19条関係）

- (1) 亜鉛及びその化合物
- (2) アクリルアミド
- (3) アクリル酸及びそのエステル
- (4) アクリロニトリル
- (5) アクロレイン
- (6) アジピン酸
- (7) アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル
- (8) 亜硝酸及びその化合物
- (9) アセトアミド
- (10) アセトアルデヒド
- (11) アセトニトリル
- (12) アセトン
- (13) アセフェート
- (14) アゾベンゼン
- (15) アニシジン類
- (16) アニリン
- (17) アミトロール
- (18) アミノフェノール類
- (19) アラクロール
- (20) アリルアルコール
- (21) 3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジ  
オキシド（別名プロベナゾール）
- (22) アリルグリシジルエーテル
- (23) アルキルフェノール類
- (24) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- (25) アルジカルブ
- (26) アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-3, -イソプロ

- ポキシ—o—トルアニリド（別名フルトラニル）
- (27) アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ—2, 6—ジニトロ—N, N—ジプロピル—P—トルイジン（別名トリフルラリン）
- (28) アルミニウム及びその化合物
- (29) 安息香酸
- (30) アンチモン及びその化合物
- (31) アンモニア
- (32) イソオクタン
- (33) イソデカノール
- (34) イソバレルアルデヒド
- (35) イソフェンホス
- (36) イソブチルアルコール
- (37) イソプレン
- (38) 4, 4—イソプロピルアイデネジフェノール（別名ビスフェノールA）
- (39) イソプロピルアルコール
- (40) N—イソプロピル—3—（3, 5—ジクロロフェニル）—2, 4—ジオキソイミダゾリジン—1—カルボキサミド（別名イプロジオン）
- (41) 0, 0—イソプロピル—S—ベンジルホスホロチオアート（別名IBP又はイプロベンホス）
- (42) イソプロピルベンゼン
- (43) イソプロペニルベンゼン
- (44) 2—イソプロポキシフェニル—N—メチルカルバマート（別名PHC又はプロポキスル）
- (45) イソペンチルアルコール
- (46) イソホロン
- (47) 一酸化炭素
- (48) イブシロン—カプロラクタム
- (49) インジウム及びその化合物

- (50) ウレタン
- (51) エスフェンバレレート
- (52) エタノールアミン類
- (53) N-エチルアニリン
- (54) エチルアミン類
- (55) エチルエーテル
- (56) O-エチル-O-(6-ニトロ-m-トリル)-sec-ブチルホスホ  
ロアミドチオアート (別名ブタミホス)
- (57) エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN)
- (58) S-エチル-1-ペルヒドロアゼピンカルバマート (別名モリネー  
ト)
- (59) エチルベンゼン
- (60) エチレン
- (61) エチレンイミン
- (62) エチレングリコール
- (63) エチレングリコールモノアルキルエーテル類
- (64) エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート
- (65) エチレンクロロヒドリン
- (66) エチレンジアミン四酢酸
- (67) エチレンビス (ジチオカルバミド酸) 亜鉛 (別名ジネブ)
- (68) エチレンビス (ジチオカルバミド酸) マンガンと亜鉛イオンの錯  
化合物 (別名マンゼブ)
- (69) エチレンビス (ジチオカルバミド酸) マンガン (別名マンネブ)
- (70) 1, 1, -エチレン-2, 2, -ビピリジルジイリウムジブロミ  
ド (別名ジクワット)
- (71) (RS) -2-(1-エトキシイミノブチル)-5-[2-(エチ  
ルチオ)プロピル]-3-ヒドロキシ-2-シクロヘキセン-1-オン (別  
名セトキシジム)
- (72) 2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル-3-フェ

ノキシベンジルエーテル（別名エトフェンプロックス）

- (73) エピクロロヒドリン
- (74) 1, 2-エポキシプロパン
- (75) 塩化アリル
- (76) 塩化アルキルジメチルベンジルアンモニウム
- (77) 塩化エチル水銀
- (78) 塩化ジメチルカルバモイル
- (79) 塩化水素
- (80) 塩化パラフィン
- (81) 塩化ビニル
- (82) 塩化ベンザル
- (83) 塩化ベンジル
- (84) 塩化メチル
- (85) 塩化メチル水銀
- (86) 塩素
- (87) オーラミン
- (88) 黄リン
- (89) オクタクロロスチレン
- (90) 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン類）
- (91) 1-オクタノール
- (92) 1-オクテン
- (93) オルトートリジン
- (94) オルトートルイジン
- (95) オルトーフタロジニトリル
- (96) オルトーメトキシフェノール

- (97) オレフィンスルフォン酸塩
- (98) カテコール
- (99) カドミウム及びその化合物
- (100) カルバリル
- (101) カルボフラン
- (102) ギ酸
- (103) ギ酸メチル
- (104) キシリジン類
- (105) キシレノール類
- (106) キシレン類
- (107) キノリン
- (108) 銀及びその化合物
- (109) グリオキサール
- (110) グリホサート
- (111) グルタルアルデヒド
- (112) クレゾール類
- (113) クロトンアルデヒド
- (114) クロム（六価）及びその化合物
- (115) クロム（六価以外）及びその化合物
- (116) クロルニトロフェン
- (117) クロロアニリン類
- (118) クロロエタン
- (119) 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン（別名アトラジン）
- (120) 2-（4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ）-2-メチルプロピオニトリル（別名シアナジン）
- (121) クロロ酢酸及びそのエステル
- (122) 1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン
- (123) クロロジブロモメタン

- (1 2 4) クロロスルホン酸
- (1 2 5) クロロタロニル
- (1 2 6) クロロトルエン類
- (1 2 7) クロロニトロベンゼン類
- (1 2 8) クロロピクリン
- (1 2 9) 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)
- (1 3 0) クロロブレン
- (1 3 1) 1-クロロ-3-ブロモプロパン
- (1 3 2) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- (1 3 3) クロロホルム
- (1 3 4) 4-クロロ-3-メチルフェノール
- (1 3 5) クロロメチルメチルエーテル
- (1 3 6) ケボン
- (1 3 7) ケルセン
- (1 3 8) 酢酸エステル類
- (1 3 9) 三塩化リン
- (1 4 0) 酸化エチレン
- (1 4 1) 4, 4'-ジアミノジフェニルメタン
- (1 4 2) 2, 4-ジアミノトルエン
- (1 4 3) ジ(アルファ-メチルベンジル)フェノール
- (1 4 4) シアン及びシアン化合物
- (1 4 5) ジイソプロピル-1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロナー  
ト(別名イソプロチオラン)
- (1 4 6) 0, 0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチルピリミジン-4-イル)ホスホロチオアート(別名ダイアジノン)
- (1 4 7) 0, 0-ジエチル-S-2-(エチルチオ)エチルホスホロジチオ  
アート(別名ジスルホトン又はエチルチオメトン)

- (148) 0, 0—ジエチル—0—3, 5, 6—トリクロロ—2—ピリジンホ  
スホロチオエート (別名クロルピリホス)
- (149) ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオ  
ン)
- (150) 0, 0—ジエチル—0— (5—フェニル—3—イソキサゾリル)  
ホスホロチオアート (別名イソキサチオン)
- (151) ジエチルベンゼン類
- (152) ジエチレングリコール
- (153) 四塩化炭素
- (154) 1, 4—ジオキサン
- (155) シクロヘキサノール
- (156) シクロヘキサノン
- (157) シクロヘキシルアミン
- (158) シクロペンタジエン
- (159) シクロペンタン
- (160) ジクロロアニリン類
- (161) ジクロロエタン類
- (162) ジクロロエチレン類
- (163) 3, 3'—ジクロロ—4, 4'—ジアミノジフェニルメタン
- (164) 3, 5—ジクロロ—N— (1, 1—ジメチル—2—プロピニル)  
ベンズアミド (別名プロピザミド)
- (165) 1, 4—ジクロロ—2—ニトロベンゼン
- (166) 2, 2—ジクロロビニルジメチルホスフェイト (別名ジクロル  
ボス)
- (167) 3— (3, 5—ジクロロフェニル) —5—メチル—5—ビニル  
—2, 4—オキサゾリジンジオン (別名ビンクロゾリン)
- (168) ジクロロフェノール類
- (169) 1, 3—ジクロロ—2—プロパノール
- (170) ジクロロプロパン類

- (171) 1, 3-ジクロロプロペン
- (172) 3, 3'-ジクロロベンジジン
- (173) ジクロロベンゼン類
- (174) ジクロロメタン
- (175) ジシクロヘキシルアミン
- (176) ジシクロペンタジエン
- (177) 2, 4-ジニトロアニリン
- (178) ジニトロトルエン類
- (179) 2, 4-ジニトロフェノール
- (180) ジニトロベンゼン類
- (181) S-2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イルメチル-0, 0-ジメチルホスホロジチオアート (別名メチダチオン)
- (182) ジフェニルアミン
- (183) ジフェニルエーテル
- (184) ジフェニルスズ化合物
- (185) ジフェニルメタン
- (186) 2, 6-ジ-tert-ブチル-4-エチルフェノール
- (187) ジブチルスズ化合物
- (188) 2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール
- (189) 1, 2-ジブロモエタン
- (190) 1, 2-ジブロモ-3-クロロプロパン
- (191) シペルメトリン
- (192) ジベンジルエーテル
- (193) ジベンゾフラン
- (194) ジボラン
- (195) N, N-ジメチルアニリン
- (196) ジメチルアミノアゾベンゼン
- (197) S, S'-2-ジメチルアミノトリメチレンビス (チオカルバマ

- ート) 塩酸塩 (別名カルタップ)
- (198) ジメチルエーテル
- (199) S, S' -ジメチル-2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3, 5-ジカルボチアート (別名ジチオピル)
- (200) ジメチルスルホキシド
- (201) 0, 0-ジメチル-0-3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジルホスホロチオアート (別名クロルピリホスメチル)
- (202) 1, 1-ジメチルヒドラジン
- (203) 1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウムジクロリド (別名パラコート)
- (204) ジメチル-4, 4'-o-フェニレンビス (3-チオアロファネート) (別名チオファネートメチル)
- (205) N, N-ジメチルホルムアミド
- (206) 0, 0-ジメチル-S-メチルカルバモイルメチルホスホロジチオアート (別名ジメトエート)
- (207) 0, 0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) ホスホロチオエート (別名フェニトロチオン)
- (208) 臭化水素酸
- (209) 臭化ビニルモノマー
- (210) 臭化メチル
- (211) シュウ酸
- (212) 臭素
- (213) 硝酸及びその化合物
- (214) ジンクビス (ジメチルジチオカルバマート) (別名ジラム)
- (215) 水銀及びその化合物 (塩化エチル水銀及び塩化メチル水銀を除く。)
- (216) スズ及びその化合物 (トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物を除く。)

- (2 1 7) スチレンオキサイド
- (2 1 8) スチレンポリマー
- (2 1 9) スチレンモノマー
- (2 2 0) セリウム及びその化合物
- (2 2 1) セレン及びその化合物
- (2 2 2) ターフェニル類
- (2 2 3) 多環芳香族炭化水素類
- (2 2 4) 多環芳香族ニトロ化合物類
- (2 2 5) タリウム及びその化合物
- (2 2 6) 炭化ケイ素
- (2 2 7) タングステン化合物
- (2 2 8) チオシアン酸ナトリウム
- (2 2 9) チオ尿素
- (2 3 0) チオフェン
- (2 3 1) チオ硫酸ナトリウム
- (2 3 2) チタン及びその化合物
- (2 3 3) デカブロモジフェニルエーテル
- (2 3 4) 1-デシルアルコール
- (2 3 5) 1-デセン
- (2 3 6) テトラエチレンペンタミン
- (2 3 7) 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン
- (2 3 8) テトラクロロエチレン
- (2 3 9) 4, 5, 6, 7-テトラクロロフタリド (別名フサライド)
- (2 4 0) テトラヒドロフラン
- (2 4 1) テトラブロモビスフェノールA
- (2 4 2) テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)
- (2 4 3) テルブチラジン
- (2 4 4) テルル及びその化合物
- (2 4 5) テレフタル酸

- (246) 銅及びその化合物
- (247) トキサフェン
- (248) ドデカクロロドデカヒドロジメタノジベンゾシクロオクテン
- (249) トランスーデカヒドロナフタレン
- (250) トリ (アルファーメチルベンジル) フェノール
- (251) トリエタノールアミン
- (252) トリエチレンテトラミン
- (253) 1, 3, 5-トリグリシジルイソシアヌラート
- (254) トリクロサン及び塩素付加体
- (255) トリクロピル
- (256) N-(トリクロルメチルチオ) -4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド (別名キャプタン)
- (257) トリクロロエタン類
- (258) トリクロロエチレン
- (259) 2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン
- (260) 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (4-クロロフェニル) エタン類 (別名DDT類)
- (261) トリクロロフェノール類
- (262) 1, 2, 3-トリクロロプロパン
- (263) トリクロロベンゼン類
- (264) トリシクラゾール
- (265) トリフェニルスズ化合物
- (266) トリブチルスズ化合物
- (267) 2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール
- (268) 2, 4, 6-トリブロモフェノール
- (269) トリメチルアミン
- (270) トリメチルベンゼン類
- (271) 2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレート

- ( 2 7 2 ) トルエン
- ( 2 7 3 ) トルエンジイソシアネート
- ( 2 7 4 ) トルエンスルホンアミド類
- ( 2 7 5 ) トルクロホス・メチル
- ( 2 7 6 ) ナフチルアミン類
- ( 2 7 7 ) ナプロパミド
- ( 2 7 8 ) 鉛及びその化合物
- ( 2 7 9 ) 二酸化硫黄
- ( 2 8 0 ) ニッケル及びその化合物
- ( 2 8 1 ) ニトリロ三酢酸
- ( 2 8 2 ) ニトロアニソール類
- ( 2 8 3 ) ニトログリコール
- ( 2 8 4 ) ニトロソアミン類
- ( 2 8 5 ) N—ニトロソ—N—メチル尿素
- ( 2 8 6 ) N—ニトロソモルホリン
- ( 2 8 7 ) ニトロトルエン類
- ( 2 8 8 ) ニトロフェノール類
- ( 2 8 9 ) ニトロフェン
- ( 2 9 0 ) ニトロベンゼン
- ( 2 9 1 ) 乳酸ブチル
- ( 2 9 2 ) 二硫化炭素
- ( 2 9 3 ) ノニルアルコール
- ( 2 9 4 ) ノネン
- ( 2 9 5 ) ノルマルブチルベンゼン
- ( 2 9 6 ) ノルマルラウリン酸
- ( 2 9 7 ) バナジウム及びその化合物
- ( 2 9 8 ) パラークレシジン
- ( 2 9 9 ) パラークロトルイジン及びその強酸塩
- ( 3 0 0 ) パラジウム及びその化合物

- (301) パラ-tert-ブチル安息香酸
- (302) パラ-ブロモフェノール
- (303) バリウム及びその化合物
- (304) ピクリン酸
- (305) 2, 4-ビス (エチルアミノ) -6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン (別名シメトリン)
- (306) ビス (2-エチルヘキシル) アミン
- (307) ビス (8-キノリノラト) 銅 (II) (別名オキシ銅)
- (308) ビス (2-クロロエチル) エーテル
- (309) ビス (トリブロモフェノキシ) エタン
- (310) 2, 2-ビス [4- (2-ヒドロキシ) -3, 5-ジブロモフェニル] プロパン
- (311) <sup>ひ</sup>砒素及びその化合物
- (312) ヒドラジン
- (313) 4-ヒドロキシ-4-メチル-2-ペンタノン
- (314) ヒドロキシルアミン
- (315) ヒドロキノン
- (316) 2-ビニルピリジン
- (317) ビフェニル
- (318) ピリジン
- (319) 1-フェニル-1- (3, 4-ジメチルフェニル) エタン
- (320) N-フェニル-1-ナフチルアミン
- (321) N-フェニル-2-ナフチルアミン
- (322) フェニルヒドラジン
- (323) フェニレンジアミン類
- (324) フェノール
- (325) フェンチオン
- (326) フェンバレレート

- (327) ブタクロール
- (328) 1, 3-ブタジエン
- (329) ブタナール
- (330) ブタノール類
- (331) フタル酸エステル類
- (332) 1, 2-ブタンジオール
- (333) sec-ブチルアミン
- (334) 0-3-tert-ブチルフェニル-6-メトキシ-2-ピリジル  
(メチル) チオカルバマート (別名ピリブチカルブ)
- (335) フッ素及びその化合物
- (336) フマル酸
- (337) プラチナ及びその化合物
- (338) フルオレスセント・260
- (339) フルオレスセント・351
- (340) フルフラール
- (341) フルフリルアルコール
- (342) プレチラクロール
- (343) プロパナール
- (344) 1-プロパノール
- (345) プロピオン酸
- (346) プロピレンイミン
- (347) プロピレングリコール
- (348) ブロモエタン
- (349) ブロモクロロメタン
- (350) ブロモジクロロメタン
- (351) 5-ブロモ-sec-ブチル-6-メチルウラシル (別名ブロマシル)
- (352) ブロモプロパン類
- (353) ブロモホルム

- (354) ベーターナフトール
- (355) ベータープロピオラクトン
- (356) ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキシド (別名ベンゾエピン又はエンドスルファン)
- (357) ヘキサクロロエタン
- (358) 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)
- (359) 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)
- (360) ヘキサクロロシクロヘキサン類
- (361) ヘキサクロロフェン
- (362) ヘキサクロロブタジエン
- (363) 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名アルドリン)
- (364) ヘキサクロロベンゼン
- (365) ヘキサブromoシクロドデカン
- (366) ヘキサメチレンジアミン
- (367) ヘキサメチレンジイソシアネート
- (368) ヘキサン (ノルマルヘキサンを含む。)
- (369) ヘキシレングリコール
- (370) ベリリウム及びその化合物
- (371) ペルメトリン
- (372) ベンジルアルコール
- (373) ベンズアルデヒド
- (374) ベンゼン
- (375) S-2- (ベンゼンスルホンアミド) エチル-0, 0-ジイソプロ

- ピルジチオホスファート（別名ベンスリド又はSAP）
- (376) ベンゾチアゾール
  - (377) ベンゾトリクロライド
  - (378) ベンゾフェノン
  - (379) ペンタエリスリトール
  - (380) ペンタクロロエタン
  - (381) ペンタクロロニトロベンゼン
  - (382) ペンタクロロフェノール（別名PCP）
  - (383) ペンタクロロベンゼン
  - (384) ベンタゾン及びベンタゾンのナトリウム塩
  - (385) ペンディメタリン
  - (386) ホウ素及びその化合物
  - (387) ホスゲン
  - (388) ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンの混合物（別名ダイオキシン類）
  - (389) ポリ塩化ターフェニル
  - (390) ポリ塩化ナフタレン
  - (391) ポリオキシエチレン型非イオン界面活性剤
  - (392) ポリクロリネイテッドビフェニル（別名PCB）
  - (393) ポリ臭化ビフェニル
  - (394) ホルムアルデヒド
  - (395) マイレックス
  - (396) マゼンタ
  - (397) マラチオン
  - (398) マンガン及びその化合物
  - (399) ミクロシスチン類
  - (400) 無水酢酸
  - (401) 無水フタル酸
  - (402) 無水マレイン酸

- (403) メソミル
- (404) メタクリル酸メチル
- (405) メタノール
- (406) メタラキシル
- (407) メタリルクロライド
- (408) メチラム
- (409) N-メチルアニリン
- (410) メチルアミン類
- (411) メチルイソブチルケトン
- (412) メチルエチルケトン
- (413) N-メチルカルバミン酸-2-sec-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ)
- (414) メチルシクロヘキサノール
- (415) 2-メチルシクロヘキサノン
- (416) メチルヒドラジン
- (417) メチルピリジン類
- (418) N-メチルピロリドン
- (419) メチル-tert-ブチルエーテル
- (420) メチル-1-(ブチルカルバモイル)-2-ベンゾイミダゾールカルバマート (別名ベノミル)
- (421) メチルブチルケトン
- (422) メチルメルカプタン
- (423) 4, 4'-メチレンビス (2-クロロアニリン)
- (424) メチレンビス (4-フェニルイソシアネート)
- (425) N-メトキシカルボニルスルファニルアミドナトリウム (別名アシュラム)
- (426) メトキシクロル
- (427) メトリブジン
- (428) メラミン

- (4 2 9) 2-メルカプトイミダゾリン (別名エチレンチオウレア)
- (4 3 0) 2-メルカプトベンゾチアゾール
- (4 3 1) モノクロロフェノール類
- (4 3 2) モノクロロベンゼン
- (4 3 3) モノフェニルスズ化合物
- (4 3 4) モリブデン及びその化合物
- (4 3 5) モルホリン
- (4 3 6) 有機シリコン化合物
- (4 3 7) ヨウ化メチル
- (4 3 8) ヨウ素
- (4 3 9) ラクトニトリル
- (4 4 0) 硫化カルボニル
- (4 4 1) 硫化水素
- (4 4 2) 硫化リン
- (4 4 3) 硫酸
- (4 4 4) 硫酸ジエチル
- (4 4 5) 硫酸ジメチル
- (4 4 6) 硫酸ヒドロキシルアミン
- (4 4 7) リン酸エステル類
- (4 4 8) レゾルシノール

第1号様式(第2条の4、第5条、第10条関係)

環境影響評価図書に係る意見書

年 月 日

北九州市長 様

住所

〔法人にあつては、主  
たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

北九州市環境影響評価条例 { 第6条の4第1項  
第9条第1項  
第15条第1項 } の規定により、 { 配慮書  
方法書  
準備書 } についての意見書を提出します。

対象事業の名称			
環境の保全の見地からの意見			
※ 備 考			
※ 整理番号		※ 受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項の全てを記載することができないときは、日本産業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格A4)

第2号様式(第2条の6、第14条関係)

対象事業内容変更届出書

年 月 日

北九州市長 様

住所

〔法人にあつては、主  
たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

印

北九州市環境影響評価条例 { 第6条の6第1項 } の規定により、次のとおり届け出ます。  
第20条第1項

対象事業の名称			
対象事業の種類 及び規模			
変更事項			
変更内容	変 更 前	変 更 後	
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			
連絡先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
※ 備考			
※ 整理番号		※ 受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項の全てを記載することができないときは、日本産業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 変更事項が分かる状況図等を添付すること。

(日本産業規格A4)

第3号様式(第2条の6、第14条関係)

対 象 事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

北九州市長 様

住所

〔法人にあつては、主  
たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

印

北九州市環境影響評価条例 { 第6条の6第1項 } の規定により、次のとおり届け出ます。  
第20条第1項

対象事業の名称			
対象事業の種類 及び規模			
廃止年月日	年 月 日		
廃止の理由			
連絡先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
※備考			
※整理番号		※受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項の全てを記載することができないときは、日本産業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格A4)

第4号様式(第4条の2、第9条関係)

説明会開催届出書

年 月 日

北九州市長 様

住所  
〔法人にあつては、主  
たる事務所の所在地〕  
氏名  
〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

印

北九州市環境影響評価条例 { 第8条の2第2項 } の規定により、次のとおり届け出ます。  
第14条第2項

対象事業の名称			
対象事業の種類及び規模			
説明会開催要領	開催日時		
	開催場所	会場の名称 会場の所在地	
	説明会開催の周知を行う地域		
	説明会開催の周知方法		
	事業者側の主な出席者		
連絡先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
※備考			
※整理番号		※受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項の全てを記載することができないときは、日本産業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格A4)

第5号様式(第15条関係)

対 象 事 業 着 手 届 出 書

年 月 日

北九州市長 様

住所

〔法人にあつては、主  
たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

印

北九州市環境影響評価条例第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称			
対 象 事 業 の 種 類 及 び 規 模			
着 手 年 月 日	年 月 日		
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
工 事 の 施 行 者	住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
連 絡 先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
※ 備 考			
※ 整 理 番 号		※ 受 付 年 月 日	

注1 この様式に記載しようとする事項の全てを記載することができないときは、日本産業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格A4)

第6号様式(第15条関係)

対 象 事 業 完 了 届 出 書

年 月 日

北九州市長 様

住所

〔法人にあつては、主  
たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

印

北九州市環境影響評価条例第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称			
対 象 事 業 の 種 類 及 び 規 模			
完 了 年 月 日	年 月 日		
供 用 開 始 年 月 日	年 月 日		
工 事 の 施 行 者	住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
供 用 開 始 後 の 管 理 者			
連 絡 先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
※ 備 考			
※ 整 理 番 号		※ 受 付 年 月 日	

注1 この様式に記載しようとする事項の全てを記載することができないときは、日本産業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

(日本産業規格A4)

○北九州市環境影響評価審査会規則

平成10年6月11日

規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市環境影響評価条例(平成10年北九州市条例第11号)第30条第5項の規定に基づき、環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員25人以内で組織する。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第4条 審査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了した時までとする。

(部会)

第5条 審査会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第3条第3項の規定は、部会長に準用する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(招集)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 部会は、部会長が招集する。

(議事)

第7条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成10年6月15日から施行する。

○北九州市環境保全基金条例

平成2年3月26日

条例第3号

(設置)

第1条 市民の環境保全に関する知識の普及及び実践活動の支援その他地域に根ざした環境保全に関する事業を推進するため、北九州市環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、市長が必要と認める額及び寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金の設置の目的を達するために必要な事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北九州市環境保全基金条例施行規則

平成2年3月26日

規則第5号

改正 平成2年3月30日規則第20号

(基金の管理)

第1条 北九州市環境保全基金(以下「基金」という。)は、環境局長が管理する。

(平2規則20・一部改正)

(繰替運用の方法)

第2条 北九州市環境保全基金条例(平成2年北九州市条例第3号)第5条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度環境局長が財政局長と協議のうえ定める。

(平2規則20・一部改正)

(帳簿)

第3条 環境局長は、北九州市環境保全基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(平2規則20・一部改正)

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

(平2規則20・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

2 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則(平成2年3月30日規則第20号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

○あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例

昭和 45 年 4 月 1 日

条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、あき地等に雑草等が繁茂し、かつ、放置されている状態を解消することにより、美観の維持および生活環境の保全等に寄与することを目的とする。

(管理者の責務)

第 2 条 あき地等の所有者、地上権者、賃借人その他で当該あき地等を管理しているもの(以下「管理者」という。)は、常に当該あき地等に雑草等が繁茂し、かつ、放置されている状態を解消するよう努めなければならない。

(雑草等の除去の勧告)

第 3 条 市長は、あき地等に雑草等が繁茂し、かつ、放置されている状態が著しく美観をそこない、または生活環境の保全等に支障があると認めるときは、当該あき地等の管理者に対し、雑草等を除去すべきことを勧告することができる。

(雑草等の除去の委託)

第 4 条 あき地等の管理者は、市長に対し、当該あき地等の雑草等の除去を委託することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則

昭和 45 年 4 月 1 日

規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例(昭和 45 年北九州市条例第 18 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第 2 条 条例第 3 条の規定による雑草等の除去の勧告は、雑草等除去勧告書により行なうものとする。

(平元規則 31・一部改正)

(雑草等除去の委託)

第 3 条 条例第 4 条の規定により、雑草等の除去を委託する者は、雑草等除去委託書に、委託料を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、あき地等の面積等が明らかでない場合その他特に調査を要するため委託料の額が確定し難い場合は、委託料の支払は、その額が確定した際支払うものとする。

2 前項の委託料は、毎年度実費を基準としてその単価を定め、これを 4 月に告示する。

(平元規則 31・一部改正)

(様式)

第 4 条 第 2 条に規定する雑草等除去勧告書及び前条第 1 項に規定する雑草等除去委託書の様式は、別に環境局長が定める。

(平元規則 31・追加、平 2 規則 20・平 6 規則 55・平 28 規則 47・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年 6 月 6 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 2 年 3 月 30 日規則第 20 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 6 年 10 月 11 日規則第 55 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 10 月 14 日から施行する。

付 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 47 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○北九州市保健環境研究所手数料条例

昭和39年3月31日

条例第94号

改正 昭和48年12月24日条例第54号

(題名改称)

平成7年6月29日条例第24号

(題名改称)

平成29年3月31日条例第9号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、北九州市保健環境研究所において保健衛生又は環境に関する試験、検査、研究及び調査(以下「試験等」という。)を市民の依頼によって行うときの手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(昭48条例54・平7条例24・平29条例9・一部改正)

(手数料)

第2条 試験又は検査に関して徴収する手数料の額は、1項目につき2万円以内で規則で定める額とする。ただし、特に設備、費用又は手数を要するため、これにより難しい場合は、実費相当額とする。

2 研究又は調査に関して徴収する手数料の額は、実費相当額とする。

(平7条例24・全改)

(納付)

第3条 手数料は、前納とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、後納することができる。

- (1) 試験等が終了しなければ手数料の額を決定し難いとき。
- (2) 緊急に試験等を必要とし、手数料を前納し難いとき。
- (3) 官公署、事業所等で事務の都合により手数料を前納できないとき。
- (4) 市長が前3号に掲げる場合に準ずる事情があると認めるとき。

2 既納の手数料は、特別の理由がある場合のほか還付しない。

(平7条例24・旧第4条繰上・一部改正)

(減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(平7条例24・旧第5条繰上・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平7条例24・旧第6条繰上・一部改正)

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和40年規則第32号で昭和40年4月1日から施行)

付 則(昭和48年12月24日条例第54号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年規則第10号で昭和49年2月23日から施行)

付 則(平成7年6月29日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。ただし、題名の改正規定並びに第1条及び第4条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に依頼がある試験等に係る手数料について適用し、同日前に依頼があった試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成29年3月31日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○北九州市保健環境研究所手数料条例施行規則

平成7年6月29日

規則第52号

改正 平成29年3月31日規則第36号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市保健環境研究所手数料条例(昭和39年北九州市条例第94号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平29規則36・一部改正)

(試験等の依頼)

第2条 北九州市保健環境研究所(以下「研究所」という。)に試験、検査、研究及び調査(以下「試験等」という。)を依頼しようとする者は、次に掲げる事項を記載した試験等依頼書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 試験等の対象となる物(以下「検体」という。)の内容
- (3) 検体を採取した日時
- (4) 検体を採取した場所
- (5) 試験等の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、試験等に必要な事項

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、試験等の依頼に応じないことができる。

- (1) 研究所の業務に支障があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が試験等に応ずることが適当でないとき。

(平29規則36・一部改正)

(手数料の額)

第3条 条例第2条第1項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(手数料の還付)

第4条 条例第3条第2項の特別の理由がある場合とは、次のとおりとする。

- (1) 研究所の都合により試験等ができないとき。
- (2) 試験等に着手する前に依頼者が依頼を撤回し、又は変更した場合において市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(試験検査成績書等の交付)

第5条 市長は、試験等が終了したときは、依頼者に対し、試験検査成績書又は調査研究報告書を交付するものとする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

(平29規則36・一部改正)

付 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

付 則(平成29年3月31日規則第36号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

試験検査手数料表

項目		手数料	備考	
ウイルス検査	ウイルス分離 1種類につき	円 13,000	同一検査方法のものについては、1種類を追加するごとに5,000円を加算する。	
	ウイルス同定 1種類につき	18,000		
	血清反応	複雑なもの 1種類につき		9,000
		単純なもの 1種類につき		2,900
	電子顕微鏡によるウイルス検査 1検体につき	15,000		
食品等試験・検査	成分・牛乳規格	乳固形分 1検体につき	7,000	
		乳脂肪分 1検体につき	3,500	
	乳製品等	酸度 1検体につき	1,400	
		無脂肪固形分 1検体につき	7,000	
	即席ラーメン中の油脂分 1検体につき		5,000	
	清涼飲料水中の重金属 1種類につき		6,000	

	寒天中のホウ酸 1検体につき	5,800	
	豆類中のシアン 1検体につき	6,300	
毒物等	ふぐ毒 1検体につき	20,000	
	貝毒 1検体につき	18,900	
	かび毒(アフラトキシン) 1検体につき	13,300	
	ヒスタミン 1検体につき	5,200	
	揮発性塩基性窒素 1検体につき	5,000	
添加物	保存料 1検体につき	6,900	
	発色剤 1検体につき	9,800	
	甘味料 1検体につき	5,900	
	着色料 1検体につき	6,400	
	酸化防止剤 1検体につき	5,400	
	漂泊剤 1検体につき	3,700	
	防かび剤 1検体につき	20,000	
細菌等	食品・飲料水中の細菌 1検体につき	6,000	一般細菌及び大腸菌群に限る。
	病原細菌 1種類につき	6,600	
	食中毒細菌 1種類につき	6,600	
	食品抗生物質 1種類につき	10,000	
	真菌検査 1検体につき	10,000	
その他 食品検査	合成抗菌剤 1種類につき	20,000	一斉分析が可能なものについては、1種類を追加するごとに7,000円を加算する。
	抗生物質 1種類につき	20,000	
	有機スズ化合物 1種類につき	20,000	
	油脂成分検査 1検体につき	7,800	
	米中のカドミウム 1検体につき	9,800	
	魚介類中の水銀 1検体につき	18,000	

		PCB(ポリ塩化ビフェニール) 1検体につき	20,000	
		農薬 1種類につき	20,000	一斉分析が可能なものについては、1種類を追加するごとに7,000円を加算する。
	器具・	過マンガン酸カリウム消費量 1検体につき	2,200	
	容器・	フェノール 1検体につき	1,900	
	包装材	ホルムアルデヒド 1検体につき	2,200	
		重金属 1検体につき	2,200	
		蒸発残留物 1検体につき	3,600	
家庭		塩化水素 1検体につき	2,300	
用品		硫酸 1検体につき	2,300	
試		ホルムアルデヒド 1検体につき	8,500	
験・		防炎加工剤 1種類につき	20,000	
検査		水酸化カリウム 1検体につき	2,300	
		水酸化ナトリウム 1検体につき	2,300	
		防虫剤 1種類につき	20,000	
		メタノール 1検体につき	5,400	
		テトラクロロエチレン 1検体につき	9,700	
		トリクロロエチレン 1検体につき	9,700	
		有機水銀化合物 1検体につき	16,400	
		有機スズ化合物 1種類につき	20,000	一斉分析が可能なものについては、1種類を追加するごとに7,000円を加算する。
大気	重油	硫黄分(空気法) 1検体につき	3,000	

試験・ 検査		硫黄分(蛍光エックス線法) 1検体につき	1,000
	大気	アスベスト(光学顕微鏡) 1検体につき	12,000
		アスベスト(電子顕微鏡) 1検体につき	20,000
	雨水	pH(水素イオン濃度) 1検体につき	800
		EC(電気伝導度) 1検体につき	500
		イオン成分 1検体につき	2,000
		金属成分 1種類につき	2,000
	水質・ 底質・ 土壌・ 廃棄物 試験・ 検査	海、河川水等の細菌検査 1種類につき	4,000
海、河川水等浴場の細菌検査 1種類につき		5,000	
	pH(水素イオン濃度) 1検体につき	800	
	BOD(生物学的酸素要求量) 1検体につき	6,000	
	COD(化学的酸素要求量) 1検体につき	4,000	
	浮遊物質 1検体につき	3,000	
	溶存酸素 1検体につき	2,500	
	全窒素 1検体につき	5,000	
	全燐 <sup>りん</sup> 1検体につき	5,000	
	nヘキサン抽出物 1検体につき	7,000	
	フェノール類 1種類につき	5,000	
	銅 1検体につき	5,000	
	亜鉛 1検体につき	5,000	
	溶解性鉄 1検体につき	5,500	
	溶解性マンガン 1検体につき	5,500	
	総クロム 1検体につき	5,000	
	フッ素 <sup>ふつ</sup> 1検体につき	6,000	
	カドミウム 1検体につき	5,000	
	シアン 1検体につき	5,000	
	有機燐 <sup>りん</sup> 1検体につき	10,000	
	鉛 1検体につき	5,000	
	6価クロム 1検体につき	5,000	
	砒素 <sup>ひ</sup> 1検体につき	5,500	

総水銀 1検体につき	5,000	
アルキル水銀 1検体につき	12,000	
PCB(ポリ塩化ビフェニール) 1検体につき	20,000	
揮発性有機化合物 1種類につき	20,000	一斉分析が可能なものについては、1種類を追加するごとに7,000円を加算する。
農薬(ゴルフ場農薬を含む。) 1種類につき	20,000	一斉分析が可能なものにつ
シマジン 1検体につき	20,000	いては、1種類
チオベンカルブ 1検体につき	20,000	を追加するご
フタル酸ジエチルヘキシル 1検体につき	20,000	とに7,000円を
		加算する。
チウラム 1検体につき	20,000	同時にオキシ
		ン銅の分析を
		行う場合につ
		いては、7,000
		円を加算する。
オキシ銅 1検体につき	20,000	同時にチウラ
		ムの分析を行
		う場合につい
		ては、7,000円
		を加算する。
アシュラム 1検体につき	20,000	
硼素 <sup>ほう</sup> 1検体につき	5,000	
セレン 1検体につき	5,500	
ニッケル 1検体につき	5,000	
モリブデン 1検体につき	5,000	
アンチモン 1検体につき	5,500	

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1検体につき	5,000
乾燥減量 1検体につき	3,000
強熱減量 1検体につき	3,000
溶出操作 1操作につき	7,000

○北九州市エコタウンセンター条例

平成 13 年 6 月 18 日

条例第 23 号

改正 平成 15 年 6 月 19 日条例第 35 号

平成 15 年 12 月 18 日条例第 67 号

平成 17 年 10 月 6 日条例第 55 号

平成 30 年 6 月 22 日条例第 46 号

(設置)

第 1 条 廃棄物等の再資源化、再使用、適正な処分及び発生の抑制(以下「廃棄物等の再資源化等」という。)に関する学習及び交流の場を提供するとともに、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援し、もって循環型社会の形成に資するため、北九州市エコタウンセンター(以下「センター」という。)を北九州市若松区向洋町 10 番地の 20 に設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物等の再資源化等に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (2) 環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援する事業
- (3) 廃棄物等の再資源化等に関する理解を深める事業
- (4) 廃棄物等の再資源化等に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第 3 条 別表に掲げるセンターの施設及び設備(以下「センターの施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するとき。
- (3) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(平 17 条例 55・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(平17条例55・一部改正)

(使用料)

第5条 市は、センターの施設等の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例55・一部改正)

(使用料の減免等)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第8条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(平17条例55・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にセンターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いセンターの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平17条例55・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げるセンターの事業(市長が別に定める業務を除く。)の実施に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) センターの施設等(規則で定めるセンターの施設等を除く。)の使用の許可に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平17条例55・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(平17条例55・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、センターの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はセンターの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平17条例55・追加)

(委任)

第13条 この条例に規定するもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例55・旧第9条繰下)

(罰則)

第14条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平17条例55・旧第10条繰下)

付 則

この条例は、平成13年6月27日から施行する。

付 則(平成15年6月19日条例第35号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 4 号で平成 16 年 2 月 9 日から施行)

付 則(平成 15 年 12 月 18 日条例第 67 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 5 号で平成 16 年 2 月 9 日から施行)

付 則(平成 17 年 10 月 6 日条例第 55 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条の規定によりなお従前の例により管理を委託している北九州市エコタウンセンターの管理については、平成 18 年 9 月 1 日(同日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき北九州市エコタウンセンターの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

付 則(平成 30 年 6 月 22 日条例第 46 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の北九州市エコタウンセンター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第 5 条関係)

(平 15 条例 35・平 15 条例 67・平 30 条例 46・一部改正)

区分		使用料
施設	事務室	1 平方メートルにつき月額 2,000 円
	セミナールーム A	1 時間又はその端数ごとに 3,900 円
	セミナールーム B	1 時間又はその端数ごとに 1,950 円
	セミナールーム C	1 時間又はその端数ごとに 1,950 円
	セミナールーム D	1 時間又はその端数ごとに 2,400 円
	セミナールーム E	1 時間又はその端数ごとに 2,400 円
	実験室	1 時間又はその端数ごとに 1,500 円
	実験槽	1 区画につき月額 90,000 円
	休憩室	1 時間又はその端数ごとに 270 円
設備	映像設備	1 時間又はその端数ごとに 2,250 円以下の範囲内で規則で定める額
	音響設備	1 時間又はその端数ごとに 750 円以下の範囲内で規則で定める額
	廃水処理設備	1 日につき 2,700 円

備考

- 1 事務室及び実験槽の使用料については、使用の期間が 1 月に満たない場合は、1 月として計算する。ただし、使用を開始した月の使用料は、日割計算とする。
- 2 営利を主たる目的としない使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の 5 割に相当する額とする。

○北九州市エコタウンセンター条例施行規則

平成 13 年 6 月 21 日

規則第 38 号

改正 平成 17 年 10 月 6 日規則第 86 号

平成 20 年 10 月 27 日規則第 64 号

平成 26 年 12 月 12 日規則第 59 号

平成 30 年 7 月 25 日規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市エコタウンセンター条例(平成 13 年北九州市条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第 2 条 北九州市エコタウンセンター(休憩室を除く。)の供用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 北九州市エコタウンセンター(以下「センター」という。)の休憩室の供用時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 前日及び翌日が休館日である日 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 前日が休館日である日(前号に掲げる日を除く。) 午前 9 時から午後 12 時まで
- (3) 翌日が休館日である日(第 1 号に掲げる日を除く。) 午前 0 時から午後 5 時まで
- (4) 前 3 号に掲げる日以外の日 午前 0 時から午後 12 時まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(使用申請の受付)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の許可の申請は、使用しようとする日の 3 月前から受け付けるものとする。ただし、市長(指定管理者に使用の許可を行わせるセンターの施設等に係る申請にあっては、指定管理者)が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平 17 規則 86・一部改正)

(設備の使用料)

第 5 条 センターの設備の使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の返還)

第 6 条 条例第 7 条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他使用者(条例第 3 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額
- (2) 使用日(条例第 3 条第 1 項の許可を受けた使用の日をいう。)の 40 日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の 5 割に相当する額

(平 17 規則 86・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第 7 条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第 8 条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平 17 規則 86・一部改正)

(原状回復の義務)

第 9 条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに、使用した部分を原状に回復しなければならない。条例第 4 条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様とする。

(平 17 規則 86・一部改正)

(損害賠償の義務)

第 10 条 センターに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第 11 条 市長は、センターについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平 17 規則 86・追加)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 12 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 17 規則 86・追加、平 20 規則 64・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第 13 条 市長は、センターについて指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平 26 規則 59・追加)

(指定管理者に使用の許可を行わせない施設等)

第 14 条 条例第 10 条第 3 号の規則で定めるセンターの施設等は、事務室、実験室、実験槽及び廃水処理設備とする。

(平 17 規則 86・追加、平 26 規則 59・旧第 13 条線下)

(指定管理者の事業報告)

第 15 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するセンターの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(平 17 規則 86・追加、平 26 規則 59・旧第 14 条線下)

(委任)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平 17 規則 86・旧第 11 条線下、平 26 規則 59・旧第 15 条線下)

付 則

この規則は、平成 13 年 6 月 27 日から施行する。

付 則(平成 17 年 10 月 6 日規則第 86 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 20 年 10 月 27 日規則第 64 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 12 月 12 日規則第 59 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 30 年 7 月 25 日規則第 45 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の北九州市エコタウンセンター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第 5 条関係)

(平 30 規則 45・一部改正)

設備		使用料の額
映像設備	液晶プロジェクター	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 2,250 円
	スクリーン	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 300 円
	ビデオカセットレコーダー	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円
音響施設	ワイヤレスマイク (ハンド型)	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円
	拡声装置	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 750 円

○北九州市響灘ビオトープ条例

平成24年10月4日

条例第40号

改正 平成25年10月15日条例第33号

平成30年6月22日条例第46号

令和3年12月17日条例第32号

(設置)

第1条 北九州市若松区響町二丁目の一般廃棄物の最終処分場の跡地につくり出された貴重な自然環境を保全するとともに、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供し、もって自然と共生する社会の実現に資するため、北九州市響灘ビオトープ（以下「ビオトープ」という。）を同区響町一丁目126番1及び響町二丁目に設置する。

(事業)

第2条 ビオトープは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ビオトープの自然環境の保全に関する事業
- (2) 自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (3) 自然環境の保全に関する理解を深める事業
- (4) 自然環境の保全に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(行為の制限)

第3条 ビオトープにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (2) 動物を捕獲すること。
- (3) 竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。

(行為の禁止)

第4条 ビオトープにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1

項に規定する身体障害者補助犬を除く。)並びに竹木及び植物を故意に持ち込むこと。

- (2) 他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- (3) ビオトープの施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 花火等の火気を使用すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 動物を殺傷すること。

(平25条例33・一部改正)

(利用の制限及び禁止)

第5条 市長は、ビオトープの維持管理上必要があるときは、ビオトープの利用を制限し、又は禁止することができる。

(平25条例33・一部改正)

(利用の許可)

第6条 別表に掲げるビオトープの施設及び設備(以下「ビオトープの施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ビオトープの設置の目的に反するとき。
- (3) ビオトープの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ビオトープの管理上支障があると認められるとき。

(平25条例33・一部改正)

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為若しくは利用の中止若しくはビオトープからの退去を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(平25条例33・一部改正)

(利用料金)

第8条 ビオトープの施設等を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、後納とすることができる。

(平25条例33・全改)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(平25条例33・全改)

(利用料金の不返還)

第10条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平25条例33・一部改正)

(指定管理者)

第10条の2 市長は、ビオトープの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(平25条例33・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第10条の3 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にビオトープの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いビオトープの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平25条例33・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条の4 指定管理者が行うビオトープの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げるビオトープの事業の実施に関すること。
- (2) ビオトープの維持管理に関すること。
- (3) ビオトープの施設等の利用の許可に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平25条例33・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条の5 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いビオトープの管理を行わなければならない。

(平25条例33・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第10条の6 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、ビオトープの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はビオトープの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平25条例33・追加)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第10条の7 市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止

の命令（以下「指定の取消し等」という。）を行ったときは、当該指定の取消しの日からビオトープの管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、ビオトープの管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、ビオトープの施設等を使用しようとする者は、第8条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 第6条、第7条第2項、第8条第4項、第9条及び第10条の規定は、前3項の場合について準用する。

（令3条例32・追加）

（委任）

第11条 この条例に規定するもののほか、ビオトープの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1） 第3条の規定に違反して、許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした者

（2） 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

（平25条例33・一部改正）

付 則

この条例は、平成24年10月6日から施行する。

付 則（平成25年10月15日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2号、第5条（見出しを含む。）、第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第8条、第9条及び第10条（見出しを含む。）の改正規定、第12条第2項を削る改正規定並びに別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前になされた改正後の北九州市響灘ビオトープ条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定による指定管理者の指定の手續に相当する手續は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

3 付則第1項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成30年6月22日条例第46号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月17日条例第32号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条、第8条関係）

（平25条例33・平30条例46・一部改正）

区分		金額				
施設	ビオトープ園	入 園 料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒
			個人	1人1	150円	70円
			団体（30人以上）	回	120円	60円
		年間定期券	1年	600円	280円	
	講義室	1時間又はその端数ごとに2,400円				
設備	映像設備	1時間又はその端数ごとに2,250円以下の範囲内で規				

	則で定める額
音響設備	1時間又はその端数ごとに750円以下の範囲内で規則で定める額

備考 講義室の金額については、営利を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。

○北九州市響灘ビオトープ条例施行規則

平成24年10月4日

規則第78号

改正 平成25年10月15日規則第52号

平成30年7月25日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市響灘ビオトープ条例(平成24年北九州市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 北九州市響灘ビオトープ(以下「ビオトープ」という。)の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、ビオトープ園への入園は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休業日)

第3条 ビオトープの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用申請の受付)

第4条 条例第6条第1項の許可の申請は、利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平25規則52・一部改正)

(設備の利用料金)

第5条 条例別表の設備の項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(平25規則52・一部改正)

(利用料金の額の承認の告示)

第6条 市長は、条例第8条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(平25規則52・全改)

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 条例第3条又は第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平25規則52・一部改正)

(設備の変更禁止)

第8条 利用者は、ビオトープに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平25規則52・一部改正)

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、ビオトープの利用を終了したときは、直ちに、利用した部分を原状に回復しなければならない。条例第7条第1項の規定により行為の許可を取り消され、若しくは行為若しくは利用の中止若しくはビオトープからの退去を命じられたとき、又は同条第2項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときも、同様とする。

(平25規則52・一部改正)

(損害賠償の義務)

第10条 ビオトープに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第11条 市長は、ビオトープについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平25規則52・追加)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第12条 条例第10条の3第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平25規則52・追加)

(指定管理者の指定の告示)

第13条 市長は、ビオトープについて指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平25規則52・追加)

(指定管理者の事業報告)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するビオトープの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平25規則52・追加)

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平25規則52・旧第11条繰下)

付 則

この規則は、平成24年10月6日から施行する。

付 則(平成25年10月15日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条(見出しを含む。)、第5条の見出し、第6条、第7条、第8条、第9条及び別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成30年7月25日規則第45号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(平25規則52・平30規則45・一部改正)

設備		金額
映像 設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに2,250円
	スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに300円
	DVDレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
音響 設備	ワイヤレスマイク	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに750円

○北九州市環境ミュージアム条例

平成14年3月28日条例第24号  
改正 平成17年10月6日条例第56号  
平成24年10月4日条例第39号  
平成30年6月22日条例第46号  
令和3年12月17日条例第32号

(設置)

第1条 公害の克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びに環境の保全に関する学習及び交流の場を提供することにより、市民の環境の保全のための活動を促進し、もって環境の保全に資するため、北九州市環境ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を北九州市八幡東区東田二丁目2番6号に設置する。

(事業)

第2条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公害の克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集し、保管し、及び展示する事業
- (2) 環境の保全に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (3) 環境の保全に関する啓発事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用の許可)

第3条 別表に掲げるミュージアムの施設、設備及び体験型環境学習事業（以下「ミュージアムの施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ミュージアムの設置の目的に反するとき。
- (3) 別表に掲げるミュージアムの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上支障があると認められるとき。

(平17条例56・平24条例39・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用の許可を取り消し、

利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(平17条例56・一部改正)

(利用料金)

第5条 ミュージアムの施設等を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、後納とすることができる。

(平17条例56・全改)

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(平17条例56・一部改正)

(利用料金の不返還)

第7条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例56・一部改正)

(指定管理者)

第8条 市長は、ミュージアムの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせる。

(平17条例56・一部改正)

(指定管理者の指定の手續)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にミュージアムの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いミュージアムの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平17条例56・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行うミュージアムの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げるミュージアムの事業の実施に関する事。
- (2) ミュージアムの維持管理に関する事。
- (3) ミュージアムの施設等の利用の許可に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平17条例56・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いミュージアムの管理を行わなければならない。

(平17条例56・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、ミュージアムの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はミュージアムの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平17条例56・追加)

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第13条 市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日からミュージアムの管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、第8条の規定にかかわらず、ミュージアムの管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、ミュージアムの施設等を使用しようとする者は、第5条の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 第3条、第4条、第5条第4項、第6条及び第7条の規定は、前3項の場合について準用する。

(令3条例32・追加)

(委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 1 7 条例 5 6 ・ 旧 第 9 条 繰 下、 令 3 条例 3 2 ・ 旧 第 1 3 条 繰 下)

付 則

この条例は、平成 1 4 年 4 月 6 日から施行する。

付 則 (平成 1 7 年 1 0 月 6 日 条例 第 5 6 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条 (見出しを含む。)、第 4 条 (見出しを含む。)、第 5 条、第 6 条 (見出しを含む。) 及び第 7 条 (見出しを含む。) の改正規定、第 1 0 条を削る改正規定並びに別表の改正規定 (「別表 (第 5 条関係)」を「別表 (第 3 条、第 5 条関係)」に改める部分を除く。) は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律 (平成 1 5 年法律第 8 1 号) 附則第 2 条の規定によりなお従前の例により管理を委託している北九州市環境ミュージアムの管理については、平成 1 8 年 9 月 1 日 (同日前に地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき北九州市環境ミュージアムの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日) までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成 2 4 年 1 0 月 4 日 条例 第 3 9 号)

この条例は、平成 2 4 年 1 0 月 5 日から施行する。

付 則 (平成 3 0 年 6 月 2 2 日 条例 第 4 6 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 3 年 1 2 月 1 7 日 条例 第 3 2 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

（平17条例56・平24条例39・平30条例46・一部改正）

区分		金額				備考	
施設	展示室	観覧料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	市長が環境の保全に関する啓発を行うために特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で観覧させるものとする。
			個人	1人	150円	70円	
			団体 (30人以上)	1回	120円	60円	
	多目的ホール	全部を利用する場合		1時間又はその端数ごとに1,810円		営利を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。	
		2分の1を使用する場合		1時間又はその端数ごとに900円			
実習室	1時間又はその端数ごとに730円						
ドームシアター	1時間又はその端数ごとに1,380円						
設備	映像設備	1時間又はその端数ごとに18,750円以下の範囲内で規則で定める額					
	音響設備	1時間又はその端数ごとに750円以下の範囲内で規則で定める額					
体験型環境学習事業		一般	1人1回	3,000円	1	市内の高等学校の生徒以下の者が教育課程に基づく教育活動として利用する当該者を引率する教員	
		高等学校の生徒以下の者及び教育課程に基づく教育活動として利用する当該者を引率する教員	1回	1,500円			

				<p>2 体験型環境 学習事業とは、 ミュージアム の施設及び設 備を利用した 体験活動を通 じ、環境の保全 に関する市民 の理解を深め るための講習 を行う事業を いう。</p>
--	--	--	--	--

## 北九州市環境ミュージアム条例施行規則

(平成14年3月28日規則第33号)

改正 平成17年10月6日規則第88号

平成30年7月25日規則第45号

(趣旨)

第1条この規則は、北九州市環境ミュージアム条例（平成14年北九州市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条北九州市環境ミュージアム（展示室を除く。）の供用時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日午前9時から17時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日午前9時から19時まで

2北九州市環境ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の展示室の供用時間は、午前9時から17時までとする。

3前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日

(利用申請の受付)

第4条条例第3条第1項の許可の申請は、利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(展示室の無料観覧)

第5条条例別表の施設の展示室の項に規定する規則で定める日は、6月の第1土曜日及びその翌日とする。

(設備の利用料金)

第6条条例別表の設備の項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の額の承認の告示)

第7条市長は、条例第5条第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条利用者（条例第3条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、ミュージアムを利用する

権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第9条利用者は、ミュージアムに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第10条利用者は、ミュージアムの利用を終了したときは、直ちに、利用した部分を原状に回復しなければならない。条例第4条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条ミュージアムに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第12条市長は、ミュージアムについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第13条条例第9条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第14条市長は、ミュージアムについて指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第15条指定管理者は、毎年度終了後、その管理するミュージアムの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第16条この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

付則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月6日から施行する。

(展示室の無料観覧の特例)

2第5条の規定の適用については、平成14年においては同条中「6月の第1土曜日及びその翌日」とあるのは、「4月6日、同月7日、6月の第1土曜日及びその翌日」とする。

付則(平成17年10月6日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号、第4条(見出しを含む。)、第6条

(見出しを含む。)、第7条、第8条(見出しを含む。)、第9条及び第10条の改正規定並びに別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

付則(平成20年10月27日規則第64号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付則(平成30年7月25日規則第45号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(平17規則88・平30規則45・一部改正)

設備		金額
映像設備	高輝度液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに18,750円
	携帯用液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに2,250円
	スクリーン(大)	1枚につき1時間又はその端数ごとに600円
	スクリーン(小)	1枚につき1時間又はその端数ごとに300円
	資料提示卓	1台につき1時間又はその端数ごとに1,120円
	ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
	DVDプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
音響設備	マイクロホン	1台につき1時間又はその端数ごとに190円
	マイクロホンスタンド(床置型)	1台につき1時間又はその端数ごとに70円
	マイクロホンスタンド(卓上型)	1台につき1時間又はその端数ごとに40円
	ワイヤレスマイク	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに750円

○北九州市公害健康被害認定審査会条例

昭和49年8月31日

条例第42号

改正 昭和62年12月21日条例第30号

平成2年3月30日条例第6号

平成6年10月7日条例第33号

平成26年3月31日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第45条第3項の規定に基づき、北九州市公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)の組織、運営その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(昭62条例30・平26条例14・一部改正)

(組織)

第2条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に出席

を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(平2条例6・平6条例33・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年9月1日から施行する。

(北九州市公害被害者認定審査会条例の廃止)

2 北九州市公害被害者認定審査会条例(昭和48年北九州市条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)第3条第1項の認定の申請をしている者については、北九州市公害被害者認定審査会条例の規定に基づく北九州市公害被害者認定審査会は、従前の例によりその所掌事務を行うものとする。

4 この条例の施行後最初の審査会の会議の招集は、市長が行う。

付 則(昭和62年12月21日条例第30号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

付 則(平成2年3月30日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成6年10月7日条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月14日から施行する。

付 則(平成26年3月31日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会規則

平成24年3月29日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会(以下「審査会」という。)の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第23条第1項に規定する公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬を審査する。

(組織)

第3条 審査会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。